

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別表 介護給付費等単位数表</p> <p>第1 居宅介護</p> <p>1 居宅介護サービス費</p> <p>イ 居宅における身体介護が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間30分未満の場合 <u>255単位</u></p> <p>(2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 <u>402単位</u></p> <p>(3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 <u>584単位</u></p> <p>(4) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 <u>666単位</u></p> <p>(5) 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 <u>750単位</u></p> <p>(6) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 <u>833単位</u></p> <p>(7) 所要時間3時間以上の場合 <u>916単位</u>に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに<u>83単位</u>を加算した単位数</p> <p>ロ 通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間30分未満の場合 <u>255単位</u></p> <p>(2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 <u>402単位</u></p> <p>(3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 <u>584単位</u></p> <p>(4) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 <u>666単位</u></p> <p>(5) 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 <u>750単位</u></p> <p>(6) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 <u>833単位</u></p> <p>(7) 所要時間3時間以上の場合 <u>916単位</u>に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに<u>83単位</u>を加算した単位数</p> <p>ハ 家事援助が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間30分未満の場合 <u>105単位</u></p> <p>(2) 所要時間30分以上45分未満の場合 <u>152単位</u></p>	<p>別表 介護給付費等単位数表</p> <p>第1 居宅介護</p> <p>1 居宅介護サービス費</p> <p>イ 居宅における身体介護が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間30分未満の場合 <u>249単位</u></p> <p>(2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 <u>393単位</u></p> <p>(3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 <u>571単位</u></p> <p>(4) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 <u>652単位</u></p> <p>(5) 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 <u>734単位</u></p> <p>(6) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 <u>815単位</u></p> <p>(7) 所要時間3時間以上の場合 <u>896単位</u>に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに<u>81単位</u>を加算した単位数</p> <p>ロ 通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間30分未満の場合 <u>249単位</u></p> <p>(2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 <u>393単位</u></p> <p>(3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 <u>571単位</u></p> <p>(4) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 <u>652単位</u></p> <p>(5) 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 <u>734単位</u></p> <p>(6) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 <u>815単位</u></p> <p>(7) 所要時間3時間以上の場合 <u>896単位</u>に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに<u>81単位</u>を加算した単位数</p> <p>ハ 家事援助が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間30分未満の場合 <u>102単位</u></p> <p>(2) 所要時間30分以上45分未満の場合 <u>148単位</u></p>

- (3) 所要時間45分以上1時間未満の場合 196単位
- (4) 所要時間1時間以上1時間15分未満の場合 238単位
- (5) 所要時間1時間15分以上1時間30分未満の場合 274単位
- (6) 所要時間1時間30分以上の場合 309単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間15分を増すごとに35単位を加算した単位数

ニ 通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合

- (1) 所要時間30分未満の場合 105単位
- (2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 196単位
- (3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 274単位
- (4) 所要時間1時間30分以上の場合 343単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間30分を増すごとに69単位を加算した単位数

ホ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合 101単位

注1 イ、ニ及びホについては、区分1（障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号。以下「区分省令」という。）第1条第2号に掲げる区分1をいう。以下同じ。）以上（障害児にあつては、これに相当する支援の度合とする。注3において同じ。）に該当する利用者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第2条第1号に掲げる利用者をいう。以下同じ。）に対して、指定障害福祉サービス基準第5条第1項に規定する指定居宅介護事業所（以下「指定居宅介護事業所」という。）の従業者（同項に規定する従業者をいう。）、指定障害福祉サービス基準第43条の2に規定する共生型居宅介護（以下「共生型居宅介護」という。）の事業を行う

- (3) 所要時間45分以上1時間未満の場合 191単位
- (4) 所要時間1時間以上1時間15分未満の場合 232単位
- (5) 所要時間1時間15分以上1時間30分未満の場合 268単位
- (6) 所要時間1時間30分以上の場合 302単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間15分を増すごとに34単位を加算した単位数

ニ 通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合

- (1) 所要時間30分未満の場合 102単位
- (2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 191単位
- (3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 268単位
- (4) 所要時間1時間30分以上の場合 336単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間30分を増すごとに68単位を加算した単位数

ホ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合 98単位

注1 イ、ニ及びホについては、区分1（障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号。以下「区分省令」という。）第1条第2号に掲げる区分1をいう。以下同じ。）以上（障害児にあつては、これに相当する支援の度合とする。注3において同じ。）に該当する利用者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第2条第1号に掲げる利用者をいう。以下同じ。）に対して、指定障害福祉サービス基準第5条第1項に規定する指定居宅介護事業所（以下「指定居宅介護事業所」という。）の従業者（同項に規定する従業者をいう。）、指定障害福祉サービス基準第43条の2に規定する共生型居宅介護（以下「共生型居宅介護」という。）の事業を行う

事業所（以下「共生型居宅介護事業所」という。）の従業者（同条第1号の規定により置くべき従業者をいう。）又は指定障害福祉サービス基準第44条第1項に規定する基準該当居宅介護事業所（以下「基準該当居宅介護事業所」という。）の従業者（同項に規定する従業者をいう。）（以下「居宅介護従業者」という。）が、指定障害福祉サービス基準第4条第1項に規定する指定居宅介護（以下「指定居宅介護」という。）、共生型居宅介護又は指定障害福祉サービス基準第44条第1項に規定する基準該当居宅介護（以下「基準該当居宅介護」という。）（以下「指定居宅介護等」という。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

2～4 （略）

5 イについては、別に厚生労働大臣が定める者が、居宅における身体介護（入浴、排せつ、食事等の介護をいう。以下この注5において同じ。）が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、次の(1)又は(2)に掲げる場合にあっては、所定単位数に代えて、それぞれ(1)又は(2)に掲げる単位数を算定する。

(1) （略）

(2) 別に厚生労働大臣が定める者が居宅における身体介護が中心である指定居宅介護等を行った場合 次の(一)又は(二)に掲げる所要時間に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる単位数

(一) （略）

(二) 所要時間3時間以上の場合 635単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数

6 ロについては、別に厚生労働大臣が定める者が、通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介

事業所（以下「共生型居宅介護事業所」という。）の従業者（同条第1号の規定により置くべき従業者をいう。）又は指定障害福祉サービス基準第44条第1項に規定する基準該当居宅介護事業所（以下「基準該当居宅介護事業所」という。）の従業者（同項に規定する従業者をいう。）（注4、注10、注13及び注14において「居宅介護従業者」という。）が、指定障害福祉サービス基準第4条第1項に規定する指定居宅介護（以下「指定居宅介護」という。）、共生型居宅介護又は指定障害福祉サービス基準第44条第1項に規定する基準該当居宅介護（以下「基準該当居宅介護」という。）（以下「指定居宅介護等」という。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

2～4 （略）

5 イについては、別に厚生労働大臣が定める者が、居宅における身体介護（入浴、排せつ、食事等の介護をいう。以下この注5において同じ。）が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、次の(1)又は(2)に掲げる場合にあっては、所定単位数に代えて、それぞれ(1)又は(2)に掲げる単位数を算定する。

(1) （略）

(2) 別に厚生労働大臣が定める者が居宅における身体介護が中心である指定居宅介護等を行った場合 次の(一)又は(二)に掲げる所要時間に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる単位数

(一) （略）

(二) 所要時間3時間以上の場合 633単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに84単位を加算した単位数

6 ロについては、別に厚生労働大臣が定める者が、通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介

護等を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、次の(1)又は(2)に掲げる場合にあつては、所定単位数に代えて、それぞれ(1)又は(2)に掲げる単位数を算定する。

(1) (略)

(2) 別に厚生労働大臣が定める者が通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護等を行った場合 次の(一)又は(二)に掲げる所要時間に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる単位数

(一) (略)

(二) 所要時間 3 時間以上の場合 635単位に所要時間 3 時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数

7～9 (略)

9の2 別に厚生労働大臣が定める者をサービス提供責任者（指定障害福祉サービス基準第5条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。）として配置している指定居宅介護事業所、共生型居宅介護事業所又は基準該当居宅介護事業所（以下「指定居宅介護事業所等」という。）において、当該サービス提供責任者が作成した居宅介護計画に基づいて指定居宅介護等を行う場合は、1回につき所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

9の3～14 (略)

15 注14の加算が算定されている指定居宅介護事業所等が、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た場合に、更に1回につき所定単位数に50単位を加算する。

16 指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項（指定障害福祉サービス基準第43条の4において準用する場合を含む。）に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。た

護等を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、次の(1)又は(2)に掲げる場合にあつては、所定単位数に代えて、それぞれ(1)又は(2)に掲げる単位数を算定する。

(1) (略)

(2) 別に厚生労働大臣が定める者が通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護等を行った場合 次の(一)又は(二)に掲げる所要時間に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる単位数

(一) (略)

(二) 所要時間 3 時間以上の場合 633単位に所要時間 3 時間から計算して所要時間30分を増すごとに84単位を加算した単位数

7～9 (略)

9の2 別に厚生労働大臣が定める者をサービス提供責任者（指定障害福祉サービス基準第5条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。）として配置している指定居宅介護事業所、共生型居宅介護事業所又は基準該当居宅介護事業所（以下「指定居宅介護事業所等」という。）において、当該サービス提供責任者が作成した居宅介護計画に基づいて指定居宅介護等を行う場合は、1回につき所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

9の3～14 (略)

(新設)

(新設)

だし、令和5年3月31日までの間は、当該基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

17 (略)

2～4の2 (略)

5 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等（国、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。6において同じ。）が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の274に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の200に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数

(削る)

(削る)

(削る)

15 (略)

2～4の2 (略)

5 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等（国、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。6及び7において同じ。）が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の302に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の220に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の122に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) ハにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(V) ハにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

6 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護

6 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数

第2 重度訪問介護

1 重度訪問介護サービス費

イ 重度訪問介護の中で居宅における入浴、排せつ又は食事の介護等及び外出（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除く。以下この第2、第3及び第4において同じ。）時における移動中の介護を行った場合

- | | |
|------------------------------|--------------|
| (1) 所要時間 1 時間未満の場合 | <u>185単位</u> |
| (2) 所要時間 1 時間以上 1 時間30分未満の場合 | <u>275単位</u> |
| (3) 所要時間 1 時間30分以上 2 時間未満の場合 | <u>367単位</u> |
| (4) 所要時間 2 時間以上 2 時間30分未満の場合 | <u>458単位</u> |
| (5) 所要時間 2 時間30分以上 3 時間未満の場合 | <u>550単位</u> |

職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、1から4の2までにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、5の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあつては、算定しない。

7 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数

第2 重度訪問介護

1 重度訪問介護サービス費

イ 重度訪問介護の中で居宅における入浴、排せつ又は食事の介護等及び外出（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除く。以下この第2、第3及び第4において同じ。）時における移動中の介護を行った場合

- | | |
|------------------------------|--------------|
| (1) 所要時間 1 時間未満の場合 | <u>184単位</u> |
| (2) 所要時間 1 時間以上 1 時間30分未満の場合 | <u>274単位</u> |
| (3) 所要時間 1 時間30分以上 2 時間未満の場合 | <u>366単位</u> |
| (4) 所要時間 2 時間以上 2 時間30分未満の場合 | <u>457単位</u> |
| (5) 所要時間 2 時間30分以上 3 時間未満の場合 | <u>549単位</u> |

- (6) 所要時間 3 時間以上 3 時間30分未満の場合 640単位
- (7) 所要時間 3 時間30分以上 4 時間未満の場合 732単位
- (8) 所要時間 4 時間以上 8 時間未満の場合 817単位に所要時間 4 時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数
- (9) 所要時間 8 時間以上12時間未満の場合 1,497単位に所要時間 8 時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数
- (10) 所要時間12時間以上16時間未満の場合 2,172単位に所要時間12時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位を加算した単位数
- (11) 所要時間16時間以上20時間未満の場合 2,818単位に所要時間16時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数
- (12) 所要時間20時間以上24時間未満の場合 3,500単位に所要時間20時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位を加算した単位数

ロ 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所若しくは同法第2条第1項に規定する助産所又は介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設若しくは同条第29項に規定する介護医療院（以下「病院等」という。）に入院又は入所をしている障害者に対して、重度訪問介護の中で病院等における意思疎通の支援その他の必要な支援を行った場合

- (1) 所要時間 1 時間未満の場合 185単位
- (2) 所要時間 1 時間以上 1 時間30分未満の場合 275単位
- (3) 所要時間 1 時間30分以上 2 時間未満の場合 367単位
- (4) 所要時間 2 時間以上 2 時間30分未満の場合 458単位
- (5) 所要時間 2 時間30分以上 3 時間未満の場合 550単位
- (6) 所要時間 3 時間以上 3 時間30分未満の場合 640単位

- (6) 所要時間 3 時間以上 3 時間30分未満の場合 639単位
- (7) 所要時間 3 時間30分以上 4 時間未満の場合 731単位
- (8) 所要時間 4 時間以上 8 時間未満の場合 816単位に所要時間 4 時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数
- (9) 所要時間 8 時間以上12時間未満の場合 1,496単位に所要時間 8 時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数
- (10) 所要時間12時間以上16時間未満の場合 2,171単位に所要時間12時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位を加算した単位数
- (11) 所要時間16時間以上20時間未満の場合 2,817単位に所要時間16時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数
- (12) 所要時間20時間以上24時間未満の場合 3,499単位に所要時間20時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位を加算した単位数

ロ 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所若しくは同法第2条第1項に規定する助産所又は介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設若しくは同条第29項に規定する介護医療院（以下「病院等」という。）に入院又は入所をしている障害者に対して、重度訪問介護の中で病院等における意思疎通の支援その他の必要な支援を行った場合

- (1) 所要時間 1 時間未満の場合 184単位
- (2) 所要時間 1 時間以上 1 時間30分未満の場合 274単位
- (3) 所要時間 1 時間30分以上 2 時間未満の場合 366単位
- (4) 所要時間 2 時間以上 2 時間30分未満の場合 457単位
- (5) 所要時間 2 時間30分以上 3 時間未満の場合 549単位
- (6) 所要時間 3 時間以上 3 時間30分未満の場合 639単位

- (7) 所要時間 3 時間30分以上 4 時間未満の場合 732単位
- (8) 所要時間 4 時間以上 8 時間未満の場合 817単位に所要時間 4 時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数
- (9) 所要時間 8 時間以上12時間未満の場合 1,497単位に所要時間 8 時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数
- (10) 所要時間12時間以上16時間未満の場合 2,172単位に所要時間12時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位を加算した単位数
- (11) 所要時間16時間以上20時間未満の場合 2,818単位に所要時間16時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数
- (12) 所要時間20時間以上24時間未満の場合 3,500単位に所要時間20時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位を加算した単位数

注 1～11 (略)

12 注11の加算が算定されている指定重度訪問介護事業所等が、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た場合に、更に1回につき所定単位数に50単位を加算する。

13 指定障害福祉サービス基準第43条第1項又は第43条の4において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、当該基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

14 (略)

2 (略)

2の2 移動介護緊急時支援加算 240単位

注 重度訪問介護従業者が、利用者を自らの運転する車両に乗

- (7) 所要時間 3 時間30分以上 4 時間未満の場合 731単位
- (8) 所要時間 4 時間以上 8 時間未満の場合 816単位に所要時間 4 時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数
- (9) 所要時間 8 時間以上12時間未満の場合 1,496単位に所要時間 8 時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数
- (10) 所要時間12時間以上16時間未満の場合 2,171単位に所要時間12時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位を加算した単位数
- (11) 所要時間16時間以上20時間未満の場合 2,817単位に所要時間16時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数
- (12) 所要時間20時間以上24時間未満の場合 3,499単位に所要時間20時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位を加算した単位数

注 1～11 (略)

(新設)

(新設)

12 (略)

2 (略)

(新設)

車させて走行する場合であって、外出時における移動中の介護を行う一環として、当該利用者からの要請等に基づき、当該車両を駐停車して、喀痰吸引、体位交換その他の必要な支援を緊急に行った場合にあっては、利用者1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。

3～5の2 (略)

6 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。7において同じ。）が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の200に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の146に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数

(削る)

(削る)

(削る)

3～5の2 (略)

6 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。7及び8において同じ。）が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の191に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の139に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の77に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) ハにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(V) ハにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

7 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているもの

7 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数

第3 同行援護

1 同行援護サービス費

イ 所要時間30分未満の場合	<u>190単位</u>
ロ 所要時間30分以上1時間未満の場合	<u>300単位</u>
ハ 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	<u>433単位</u>
ニ 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合	<u>498単位</u>
ホ 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合	<u>563単位</u>
ヘ 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合	<u>628単位</u>
ト 所要時間3時間以上の場合	<u>693単位</u> に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに <u>65単位</u> を加算した単位数

注1～9 (略)

として都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、1から5の2までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、6の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

8 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の36に相当する単位数

第3 同行援護

1 同行援護サービス費

イ 所要時間30分未満の場合	<u>184単位</u>
ロ 所要時間30分以上1時間未満の場合	<u>292単位</u>
ハ 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	<u>421単位</u>
ニ 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合	<u>485単位</u>
ホ 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合	<u>548単位</u>
ヘ 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合	<u>611単位</u>
ト 所要時間3時間以上の場合	<u>674単位</u> に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに <u>63単位</u> を加算した単位数

注1～9 (略)

10 注9の加算が算定されている指定同行援護事業所等が、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た場合に、更に1回につき所定単位数に50単位を加算する。

(新設)

11 指定障害福祉サービス基準第43条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、当該基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

(新設)

12 (略)

10 (略)

2～4 (略)

2～4 (略)

5 福祉・介護職員処遇改善加算

5 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定同行援護事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。6において同じ。)が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定同行援護事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。6及び7において同じ。)が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から4までにより算定した単位数の1000分の274に相当する単位数

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から4までにより算定した単位数の1000分の302に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から4までにより算定した単位数の1000分の200に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から4までにより算定した単位数の1000分の220に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から4までにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から4までにより算定した単位数の1000分の122に相当する単位数

(削る)

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) ハにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

(削る)

(削る)

6 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定同行援護事業所等が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から4までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から4までにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数

第4 行動援護

1 行動援護サービス費

イ	所要時間30分未満の場合	<u>258単位</u>
ロ	所要時間30分以上1時間未満の場合	<u>407単位</u>
ハ	所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	<u>592単位</u>
ニ	所要時間1時間30分以上2時間未満の場合	<u>741単位</u>
ホ	所要時間2時間以上2時間30分未満の場合	<u>891単位</u>
ヘ	所要時間2時間30分以上3時間未満の場合	<u>1,040単位</u>

ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(V) ハにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

6 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定同行援護事業所等が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合に、1から4までにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、5の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあつては、算定しない

7 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定同行援護事業所等が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から4までにより算定した単位数の1000分の148に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から4までにより算定した単位数の1000分の115に相当する単位数

第4 行動援護

1 行動援護サービス費

イ	所要時間30分未満の場合	<u>255単位</u>
ロ	所要時間30分以上1時間未満の場合	<u>403単位</u>
ハ	所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	<u>587単位</u>
ニ	所要時間1時間30分以上2時間未満の場合	<u>735単位</u>
ホ	所要時間2時間以上2時間30分未満の場合	<u>884単位</u>
ヘ	所要時間2時間30分以上3時間未満の場合	<u>1,032単位</u>

ト	所要時間 3 時間以上 3 時間30分未満の場合	<u>1,191単位</u>
チ	所要時間 3 時間30分以上 4 時間未満の場合	<u>1,340単位</u>
リ	所要時間 4 時間以上 4 時間30分未満の場合	<u>1,491単位</u>
ヌ	所要時間 4 時間30分以上 5 時間未満の場合	<u>1,641単位</u>
ル	所要時間 5 時間以上 5 時間30分未満の場合	<u>1,791単位</u>
ヲ	所要時間 5 時間30分以上 6 時間未満の場合	<u>1,940単位</u>
ワ	所要時間 6 時間以上 6 時間30分未満の場合	<u>2,091単位</u>
カ	所要時間 6 時間30分以上 7 時間未満の場合	<u>2,240単位</u>
ヨ	所要時間 7 時間以上 7 時間30分未満の場合	<u>2,391単位</u>
タ	所要時間 7 時間30分以上の場合	<u>2,540単位</u>

注 1～8 (略)

9 注 8 の加算が算定されている指定行動援護事業所等が、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た場合に、更に 1 回につき所定単位数に 50 単位を加算する。

10 指定障害福祉サービス基準第 43 条第 2 項において準用する指定障害福祉サービス基準第 35 条の 2 第 2 項又は第 3 項に規定する基準を満たしていない場合は、1 日につき 5 単位を所定単位数から減算する。ただし、令和 5 年 3 月 31 日までの間は、当該基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

11 (略)

2～4 の 2 (略)

5 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定行動援護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。6 において同じ。）が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和 6 年 3 月 31 日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし

ト	所要時間 3 時間以上 3 時間30分未満の場合	<u>1,182単位</u>
チ	所要時間 3 時間30分以上 4 時間未満の場合	<u>1,330単位</u>
リ	所要時間 4 時間以上 4 時間30分未満の場合	<u>1,480単位</u>
ヌ	所要時間 4 時間30分以上 5 時間未満の場合	<u>1,628単位</u>
ル	所要時間 5 時間以上 5 時間30分未満の場合	<u>1,777単位</u>
ヲ	所要時間 5 時間30分以上 6 時間未満の場合	<u>1,925単位</u>
ワ	所要時間 6 時間以上 6 時間30分未満の場合	<u>2,075単位</u>
カ	所要時間 6 時間30分以上 7 時間未満の場合	<u>2,223単位</u>
ヨ	所要時間 7 時間以上 7 時間30分未満の場合	<u>2,373単位</u>
タ	所要時間 7 時間30分以上の場合	<u>2,520単位</u>

注 1～8 (略)

(新設)

(新設)

9 (略)

2～4 の 2 (略)

5 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定行動援護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。6 及び 7において同じ。）が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成 33 年 3 月 31 日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定

、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の239に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の175に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の97に相当する単位数

(削る)

(削る)

(削る)

6 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定行動援護事業所等が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から4の2ま

める日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の250に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の182に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の101に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) ハにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(V) ハにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

6 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定行動援護事業所等が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合に、1から4の2までにより算定した単位数の1000分の34に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、5の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあつては、算定しない。

7 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定行動援護事業所等が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から4の2ま

でにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数
 ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 1から4の2ま
 でにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数

第5 療養介護

1 療養介護サービス費（1日につき）

イ 療養介護サービス費

(1) 療養介護サービス費(I)

- (一) 利用定員が40人以下 965単位
- (二) 利用定員が41人以上60人以下 939単位
- (三) 利用定員が61人以上80人以下 891単位
- (四) 利用定員が81人以上 853単位

(2) 療養介護サービス費(Ⅱ)

- (一) 利用定員が40人以下 703単位
- (二) 利用定員が41人以上60人以下 667単位
- (三) 利用定員が61人以上80人以下 619単位
- (四) 利用定員が81人以上 589単位

(3) 療養介護サービス費(Ⅲ)

- (一) 利用定員が40人以下 556単位
- (二) 利用定員が41人以上60人以下 527単位
- (三) 利用定員が61人以上80人以下 497単位
- (四) 利用定員が81人以上 475単位

(4) 療養介護サービス費(Ⅳ)

- (一) 利用定員が40人以下 445単位
- (二) 利用定員が41人以上60人以下 409単位
- (三) 利用定員が61人以上80人以下 381単位
- (四) 利用定員が81人以上 361単位

(5) 療養介護サービス費(V)

- (一) 利用定員が40人以下 445単位
- (二) 利用定員が41人以上60人以下 409単位
- (三) 利用定員が61人以上80人以下 381単位
- (四) 利用定員が81人以上 361単位

でにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数
 ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 1から4の2ま
 でにより算定した単位数の1000分の57に相当する単位数

第5 療養介護

1 療養介護サービス費（1日につき）

イ 療養介護サービス費

(1) 療養介護サービス費(I)

- (一) 利用定員が40人以下 948単位
- (二) 利用定員が41人以上60人以下 922単位
- (三) 利用定員が61人以上80人以下 875単位
- (四) 利用定員が81人以上 838単位

(2) 療養介護サービス費(Ⅱ)

- (一) 利用定員が40人以下 690単位
- (二) 利用定員が41人以上60人以下 655単位
- (三) 利用定員が61人以上80人以下 608単位
- (四) 利用定員が81人以上 578単位

(3) 療養介護サービス費(Ⅲ)

- (一) 利用定員が40人以下 546単位
- (二) 利用定員が41人以上60人以下 517単位
- (三) 利用定員が61人以上80人以下 488単位
- (四) 利用定員が81人以上 466単位

(4) 療養介護サービス費(Ⅳ)

- (一) 利用定員が40人以下 437単位
- (二) 利用定員が41人以上60人以下 401単位
- (三) 利用定員が61人以上80人以下 374単位
- (四) 利用定員が81人以上 354単位

(5) 療養介護サービス費(V)

- (一) 利用定員が40人以下 437単位
- (二) 利用定員が41人以上60人以下 401単位
- (三) 利用定員が61人以上80人以下 374単位
- (四) 利用定員が81人以上 354単位

ロ 経過的療養介護サービス費

(1) 経過的療養介護サービス費(1)

- (一) 利用定員が40人以下 902単位
- (二) 利用定員が41人以上60人以下 902単位
- (三) 利用定員が61人以上80人以下 873単位
- (四) 利用定員が81人以上 838単位

注1 イの(1)から(4)までについては、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する利用者に対して、指定療養介護（指定障害福祉サービス基準第49条に規定する指定療養介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

(1) (略)

(2) 区分5（区分省令第1条第6号に掲げる区分5をいう。以下同じ。）以上に該当し、次の(一)から(四)までのいずれかに該当する者であること。

(一) 進行性筋萎縮症に罹患している者又は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者（以下「重症心身障害者」という。）であること。

(二) 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）別表障害児通所給付費等単位数表第1の1の表（以下「スコア表」という。）の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であって、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、16点以上である者であること。

(三) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた者であって、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であり、スコ

ロ 経過的療養介護サービス費

(1) 経過的療養介護サービス費(1)

- (一) 利用定員が40人以下 886単位
- (二) 利用定員が41人以上60人以下 886単位
- (三) 利用定員が61人以上80人以下 857単位
- (四) 利用定員が81人以上 823単位

注1 イの(1)から(4)までについては、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する利用者に対して、指定療養介護（指定障害福祉サービス基準第49条に規定する指定療養介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

(1) (略)

(2) 区分5（区分省令第1条第6号に掲げる区分5をいう。以下同じ。）以上に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している者又は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者（以下「重症心身障害者」という。）であること。

(新設)

(新設)

(新設)

ア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、8点以上であるものであること。

(四) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた遷延性意識障害者であって、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であり、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、8点以上であるものであること。

(3) (1)及び(2)に掲げる者に準ずる者として、機能訓練、療養上の管理、看護及び医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話を要する障害者であって、常時介護を要するものであると市町村が認めたものであること。

(4) (略)

2～9 (略)

10 指定障害福祉サービス基準第76条において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、指定障害福祉サービス基準第76条において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第3項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

2～5 (略)

6 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。7において同じ。）が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げ

(新設)

(新設)

(3) (略)

2～9 (略)

10 指定障害福祉サービス基準第73条第2項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

2～5 (略)

6 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。7及び8において同じ。）が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（二

る単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から5までにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から5までにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から5までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

(削る)

(削る)

(削る)

7 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から5までに

及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間)次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から5までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から5までにより算定した単位数の1000分の25に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から5までにより算定した単位数の1000分の14に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) ハにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(V) ハにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

7 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、1から5までにより算定した単位数の1000分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、6の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

8 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から5までに

より算定した単位数の1000分の21に相当する単位数
ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 1から5までに
より算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

第6 生活介護

1 生活介護サービス費（1日につき）

イ 生活介護サービス費

(1) 利用定員が20人以下

（一）区分6	<u>1,288単位</u>
（二）区分5	<u>964単位</u>
（三）区分4	<u>669単位</u>
（四）区分3	<u>599単位</u>
（五）区分2以下	<u>546単位</u>

(2) 利用定員が21人以上40人以下

（一）区分6	<u>1,147単位</u>
（二）区分5	<u>853単位</u>
（三）区分4	<u>585単位</u>
（四）区分3	<u>524単位</u>
（五）区分2以下	<u>476単位</u>

(3) 利用定員が41人以上60人以下

（一）区分6	<u>1,108単位</u>
（二）区分5	<u>820単位</u>
（三）区分4	<u>562単位</u>
（四）区分3	<u>496単位</u>
（五）区分2以下	<u>453単位</u>

(4) 利用定員が61人以上80人以下

（一）区分6	<u>1,052単位</u>
（二）区分5	<u>785単位</u>
（三）区分4	<u>543単位</u>
（四）区分3	<u>487単位</u>
（五）区分2以下	<u>439単位</u>

(5) 利用定員が81人以上

より算定した単位数の1000分の25に相当する単位数
ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 1から5までに
より算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

第6 生活介護

1 生活介護サービス費（1日につき）

イ 生活介護サービス費

(1) 利用定員が20人以下

（一）区分6	<u>1,291単位</u>
（二）区分5	<u>969単位</u>
（三）区分4	<u>687単位</u>
（四）区分3	<u>617単位</u>
（五）区分2以下	<u>564単位</u>

(2) 利用定員が21人以上40人以下

（一）区分6	<u>1,151単位</u>
（二）区分5	<u>859単位</u>
（三）区分4	<u>605単位</u>
（四）区分3	<u>544単位</u>
（五）区分2以下	<u>496単位</u>

(3) 利用定員が41人以上60人以下

（一）区分6	<u>1,111単位</u>
（二）区分5	<u>824単位</u>
（三）区分4	<u>573単位</u>
（四）区分3	<u>507単位</u>
（五）区分2以下	<u>464単位</u>

(4) 利用定員が61人以上80人以下

（一）区分6	<u>1,055単位</u>
（二）区分5	<u>789単位</u>
（三）区分4	<u>554単位</u>
（四）区分3	<u>498単位</u>
（五）区分2以下	<u>450単位</u>

(5) 利用定員が81人以上

(一) 区分 6	<u>1,039単位</u>
(二) 区分 5	<u>774単位</u>
(三) 区分 4	<u>541単位</u>
(四) 区分 3	<u>484単位</u>
(五) 区分 2 以下	<u>434単位</u>
ロ 共生型生活介護サービス費	
(1) 共生型生活介護サービス費(I)	<u>693単位</u>
(2) 共生型生活介護サービス費(II)	<u>854単位</u>
ハ 基準該当生活介護サービス費	
(1) 基準該当生活介護サービス費(I)	<u>693単位</u>
(2) 基準該当生活介護サービス費(II)	<u>854単位</u>
ニ (略)	
注 1～3 (略)	
4 ニについては、別に厚生労働大臣が定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設において、注 7 に規定する指定生活介護等を行った場合に、利用定員に応じ、 <u>令和 4 年 3 月 31 日</u> までの間、1 日につき所定単位数を算定する。	
5 <u>イに掲げる生活介護サービス費、ロに掲げる共生型生活介護サービス費及びハに掲げる基準該当生活介護サービス費</u> の算定に当たって、イについては次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、ロについては(1)又は(3)に該当する場合に、ハについては(3)に該当する場合に、それぞれ(1)から(3)までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。	
(1)・(2) (略)	
(3) 前 3 月における指定生活介護事業所、 <u>共生型生活介護の事業を行う事業所</u> （以下「共生型生活介護事業所」という。） <u>又は基準該当生活介護事業所</u> の利用者のうち、当該指定生活介護事業所、 <u>共生型生活介護事業</u>	

(一) 区分 6	<u>1,038単位</u>
(二) 区分 5	<u>773単位</u>
(三) 区分 4	<u>540単位</u>
(四) 区分 3	<u>483単位</u>
(五) 区分 2 以下	<u>433単位</u>
ロ 共生型生活介護サービス費	
(1) 共生型生活介護サービス費(I)	<u>698単位</u>
(2) 共生型生活介護サービス費(II)	<u>859単位</u>
ハ 基準該当生活介護サービス費	
(1) 基準該当生活介護サービス費(I)	<u>698単位</u>
(2) 基準該当生活介護サービス費(II)	<u>859単位</u>
ニ (略)	
注 1～3 (略)	
4 ニについては、別に厚生労働大臣が定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設において、注 7 に規定する指定生活介護等を行った場合に、利用定員に応じ、 <u>平成33年 3 月 31 日</u> までの間、1 日につき所定単位数を算定する。	
5 <u>イに掲げる生活介護サービス費及びロに掲げる共生型生活介護サービス費</u> の算定に当たって、イについては次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、ロについては(1)又は(3)に該当する場合に、それぞれ(1)から(3)までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。	
(1)・(2) (略)	
(3) 前 3 月における指定生活介護事業所 <u>又は共生型生活介護の事業を行う事業所</u> （以下「共生型生活介護事業所」という。） <u>の</u> 利用者のうち、当該指定生活介護事業所 <u>又は共生型生活介護事業所</u> の平均利用時間（前 3	

所又は基準該当生活介護事業所の平均利用時間（前3月において当該利用者が当該指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は基準該当生活介護事業所の利用した時間の合計時間を当該利用者が当該指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は基準該当生活介護事業所を利用した日数で除して得た時間をいう。）が5時間未満の利用者の占める割合が100分の50以上である場合 100分の70

6～8 （略）

8の2 指定障害福祉サービス基準第93条、第93条の5及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項若しくは第3項又は指定障害者支援施設基準第48条第2項若しくは第3項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、指定障害福祉サービス基準第93条、第93条の5及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第3項又は指定障害者支援施設基準第48条第3項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

8の3・9 （略）

2・3 （略）

3の2 常勤看護職員等配置加算

イ・ロ （略）

ハ 常勤看護職員等配置加算Ⅲ

(1) 利用定員が20人以下	84単位
(2) 利用定員が21人以上40人以下	57単位
(3) 利用定員が41人以上60人以下	33単位
(4) 利用定員が61人以上80人以下	24単位
(5) 利用定員が81人以上	18単位

注1 イについては、看護職員を常勤換算方法（指定障害福

月において当該利用者が当該指定生活介護事業所又は共生型生活介護事業所の利用した時間の合計時間を当該利用者が当該指定生活介護事業所又は共生型生活介護事業所を利用した日数で除して得た時間をいう。）が5時間未満の利用者の占める割合が100分の50以上である場合 100分の70

6～8 （略）

8の2 指定障害福祉サービス基準第93条、第93条の5及び第223条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第73条第2項又は指定障害者支援施設基準第48条第2項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

8の3・9 （略）

2・3 （略）

3の2 常勤看護職員等配置加算

イ・ロ （略）

（新設）

注1 イについては、看護職員を常勤換算方法（指定障害福

社サービス基準第2条第16号又は指定障害者支援施設基準第2条第15号に掲げる常勤換算方法をいう。以下同じ。)で1人以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、1日につき、所定単位数を加算する。ただし、ロの常勤看護職員等配置加算(Ⅱ)又はハの常勤看護職員等配置加算(Ⅲ)を算定している場合は、算定しない。

2 ロについては、看護職員を常勤換算方法で2人以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者に対して指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、1日につき、所定単位数を加算する。ただし、ハの常勤看護職員等配置加算(Ⅲ)を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、看護職員を常勤換算方法で3人以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、2人以上の別に厚生労働大臣が定める者に対して指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、1日につき、所定単位数を加算する。

4 イからハまでについては、1の注5の(1)に該当する場合は、算定しない。

4～7 (略)

7の2 重度障害者支援加算

イ 重度障害者支援加算(Ⅰ) 50単位

ロ 重度障害者支援加算(Ⅱ) 7単位

注1 イについては、2のイの人員配置体制加算(Ⅰ)及び3の2のハの常勤看護職員等配置加算(Ⅲ)を算定している指定生活介護事業所等であって、重症心身障害者が2人以上

社サービス基準第2条第16号又は指定障害者支援施設基準第2条第15号に掲げる常勤換算方法をいう。以下同じ。)で1人以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、1日につき、所定単位数を加算する。ただし、ロの常勤看護職員等配置加算(Ⅱ)を算定している場合は、算定しない。

2 ロについては、看護職員を常勤換算方法で2人以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者に対して指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、1日につき、所定単位数を加算する。

(新設)

3 イ及びロについては、1の注5の(1)に該当する場合は、算定しない。

4～7 (略)

7の2 重度障害者支援加算

7単位

(新設)

(新設)

(新設)

利用しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

3 ロの重度障害者支援加算(Ⅱ)が算定されている指定生活介護事業所等において、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者が、第8の1の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者に対し、指定生活介護等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に180単位を加算する。ただし、当該厚生労働大臣が定める者1人当たりの利用者の数が5を超える場合には、5を超える数については、加算しない。

4 注3の加算が算定されている指定生活介護事業所等については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に500単位を加算する。

5 イ及びロについては、指定障害者支援施設等が施設入所者に指定生活介護等を行った場合は加算しない。

8～13 (略)

13の2 就労移行支援体制加算

イ～ホ (略)

注 指定生活介護事業所等における指定生活介護等を受けた後就労(第13の1の注2に規定する指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。)し、就労を継続している期間が6月に達した者(以下この注において「就労定着者」と

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等(指定障害者支援施設等を除く。以下この7の2において同じ。)において、指定生活介護等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 重度障害者支援加算が算定されている指定生活介護事業所等において、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者が、第8の1の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者に対し、指定生活介護等を行った場合に、更に1日につき180単位を加算する。ただし、当該厚生労働大臣が定める者1人当たりの利用者の数が5を超える場合には、5を超える数については、算定しない。

3 注2の加算が算定されている指定生活介護事業所等については、当該加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に700単位を加算する。

(新設)

8～13 (略)

13の2 就労移行支援体制加算

イ～ホ (略)

注 指定生活介護事業所等における指定生活介護等を受けた後就労(第13の1の注2に規定する指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。)し、就労を継続している期間が6月に達した者(以下この注において「就労定着者」と

いう。)が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき当該指定生活介護等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

14 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15において同じ。)が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から13の2までにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の61に相当する単位数)

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から13の2までにより算定した単位数の1000分の32に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の44に相当する単位数)

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から13の2までにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の25に相当する単位数)

(削る)

(削る)

いう。)が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき当該指定生活介護等のあった日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

14 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15及び16において同じ。)が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から13の2までにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の69に相当する単位数)

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から13の2までにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の50に相当する単位数)

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から13の2までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の28に相当する単位数)

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) ハにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(V) ハにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

(削る)

15 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から13の2までにより算定した単位数の1000分の14に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の17に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から13の2までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の17に相当する単位数）

第7 短期入所

1 短期入所サービス費（1日につき）

イ 福祉型短期入所サービス費

15 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に、1から13の2までにより算定した単位数の1000分の6に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の9に相当する単位数）を所定単位数に加算する。ただし、14の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあつては、算定しない。

16 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から13の2までにより算定した単位数の1000分の14に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の19に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から13の2までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の19に相当する単位数）

第7 短期入所

1 短期入所サービス費（1日につき）

イ 福祉型短期入所サービス費

(1) 福祉型短期入所サービス費(I)	
(一) 区分6	<u>903単位</u>
(二) 区分5	<u>767単位</u>
(三) 区分4	<u>634単位</u>
(四) 区分3	<u>570単位</u>
(五) 区分1及び区分2	<u>498単位</u>
(2) 福祉型短期入所サービス費(II)	
(一) 区分6	<u>589単位</u>
(二) 区分5	<u>516単位</u>
(三) 区分4	<u>311単位</u>
(四) 区分3	<u>235単位</u>
(五) 区分1及び区分2	<u>169単位</u>
(3) 福祉型短期入所サービス費(III)	
(一) 区分3	<u>767単位</u>
(二) 区分2	<u>602単位</u>
(三) 区分1	<u>498単位</u>
(4) 福祉型短期入所サービス費(IV)	
(一) 区分3	<u>516単位</u>
(二) 区分2	<u>273単位</u>
(三) 区分1	<u>169単位</u>
(5) 福祉型強化短期入所サービス費(I)	
(一) 区分6	<u>1,104単位</u>
(二) 区分5	<u>969単位</u>
(三) 区分4	<u>835単位</u>
(四) 区分3	<u>772単位</u>
(五) 区分1及び区分2	<u>700単位</u>
(6) 福祉型強化短期入所サービス費(II)	
(一) 区分6	<u>791単位</u>
(二) 区分5	<u>719単位</u>
(三) 区分4	<u>513単位</u>
(四) 区分3	<u>438単位</u>

(1) 福祉型短期入所サービス費(I)	
(一) 区分6	<u>902単位</u>
(二) 区分5	<u>766単位</u>
(三) 区分4	<u>633単位</u>
(四) 区分3	<u>569単位</u>
(五) 区分1及び区分2	<u>497単位</u>
(2) 福祉型短期入所サービス費(II)	
(一) 区分6	<u>588単位</u>
(二) 区分5	<u>515単位</u>
(三) 区分4	<u>310単位</u>
(四) 区分3	<u>234単位</u>
(五) 区分1及び区分2	<u>168単位</u>
(3) 福祉型短期入所サービス費(III)	
(一) 区分3	<u>766単位</u>
(二) 区分2	<u>601単位</u>
(三) 区分1	<u>497単位</u>
(4) 福祉型短期入所サービス費(IV)	
(一) 区分3	<u>515単位</u>
(二) 区分2	<u>272単位</u>
(三) 区分1	<u>168単位</u>
(5) 福祉型強化短期入所サービス費(I)	
(一) 区分6	<u>1,103単位</u>
(二) 区分5	<u>968単位</u>
(三) 区分4	<u>834単位</u>
(四) 区分3	<u>771単位</u>
(五) 区分1及び区分2	<u>699単位</u>
(6) 福祉型強化短期入所サービス費(II)	
(一) 区分6	<u>790単位</u>
(二) 区分5	<u>718単位</u>
(三) 区分4	<u>512単位</u>
(四) 区分3	<u>437単位</u>

(五) 区分1及び区分2	<u>370単位</u>
(7) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅲ)	
(一) 区分3	<u>969単位</u>
(二) 区分2	<u>804単位</u>
(三) 区分1	<u>700単位</u>
(8) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅳ)	
(一) 区分3	<u>719単位</u>
(二) 区分2	<u>475単位</u>
(三) 区分1	<u>370単位</u>
ロ 医療型短期入所サービス費	
(1) 医療型短期入所サービス費(Ⅰ)	<u>3,010単位</u>
(2) 医療型短期入所サービス費(Ⅱ)	<u>2,762単位</u>
(3) 医療型短期入所サービス費(Ⅲ)	<u>1,747単位</u>
ハ 医療型特定短期入所サービス費	
(1) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)	<u>2,835単位</u>
(2) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅱ)	<u>2,636単位</u>
(3) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ)	<u>1,646単位</u>
(4) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅳ)	<u>2,070単位</u>
(5) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅴ)	<u>1,943単位</u>
(6) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅵ)	<u>1,266単位</u>
ニ 共生型短期入所サービス費	
(1) 共生型短期入所(福祉型)サービス費(Ⅰ)	<u>767単位</u>
(2) 共生型短期入所(福祉型)サービス費(Ⅱ)	<u>235単位</u>
(3) 共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(Ⅰ)	<u>965単位</u>
(4) 共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(Ⅱ)	<u>436単位</u>
ホ 基準該当短期入所サービス費	
(1) 基準該当短期入所サービス費(Ⅰ)	<u>767単位</u>
(2) 基準該当短期入所サービス費(Ⅱ)	<u>235単位</u>
注1 (略)	
2 イの(2)については、区分1以上に該当する利用者が、 指定生活介護等若しくは基準該当生活介護、第10の1の	

(五) 区分1及び区分2	<u>369単位</u>
(7) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅲ)	
(一) 区分3	<u>968単位</u>
(二) 区分2	<u>803単位</u>
(三) 区分1	<u>699単位</u>
(8) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅳ)	
(一) 区分3	<u>718単位</u>
(二) 区分2	<u>474単位</u>
(三) 区分1	<u>369単位</u>
ロ 医療型短期入所サービス費	
(1) 医療型短期入所サービス費(Ⅰ)	<u>2,907単位</u>
(2) 医療型短期入所サービス費(Ⅱ)	<u>2,703単位</u>
(3) 医療型短期入所サービス費(Ⅲ)	<u>1,690単位</u>
ハ 医療型特定短期入所サービス費	
(1) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)	<u>2,785単位</u>
(2) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅱ)	<u>2,571単位</u>
(3) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ)	<u>1,588単位</u>
(4) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅳ)	<u>2,027単位</u>
(5) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅴ)	<u>1,893単位</u>
(6) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅵ)	<u>1,217単位</u>
ニ 共生型短期入所サービス費	
(1) 共生型短期入所(福祉型)サービス費(Ⅰ)	<u>766単位</u>
(2) 共生型短期入所(福祉型)サービス費(Ⅱ)	<u>234単位</u>
(3) 共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(Ⅰ)	<u>964単位</u>
(4) 共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(Ⅱ)	<u>435単位</u>
ホ 基準該当短期入所サービス費	
(1) 基準該当短期入所サービス費(Ⅰ)	<u>766単位</u>
(2) 基準該当短期入所サービス費(Ⅱ)	<u>234単位</u>
注1 (略)	
2 イの(2)については、区分1以上に該当する利用者が、 指定生活介護等若しくは基準該当生活介護、第10の1の	

2の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）等若しくは第10の1の注3の(1)に規定する基準該当自立訓練（機能訓練）、第11の1の2の注1に規定する指定自立訓練（生活訓練）等若しくは第11の1の注5の(1)に規定する基準該当自立訓練（生活訓練）、第12の1の注1に規定する指定就労移行支援等、第13の1の注1に規定する指定就労継続支援A型等又は第14の1の注1に規定する指定就労継続支援B型等若しくは第14の1のホに規定する基準該当就労継続支援B型（以下この1において「生活介護等」という。）を利用した日において、指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定する。

3～4の5（略）

5 ロの(1)については、第5の1の注1の(1)、(2)若しくは(3)に規定する利用者、重症心身障害児（重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障害児をいう。以下同じ。）又は別に厚生労働大臣が定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

6 ロの(2)については、第5の1の注1の(1)、(2)若しくは(3)に規定する利用者、重症心身障害児又は別に厚生労働大臣が定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

7 ロの(3)については、区分1又は障害児支援区分1以上に該当し、かつ、別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準

2の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）等若しくは第10の1の注3の(1)に規定する基準該当自立訓練（機能訓練）、第11の1の2の注1に規定する指定自立訓練（生活訓練）等若しくは第11の1の注5の(1)に規定する基準該当自立訓練（生活訓練）、第12の1の注1に規定する指定就労移行支援等、第13の1の注1に規定する指定就労継続支援A型等又は第14の1の注1に規定する指定就労継続支援B型等若しくは第14の1のハに規定する基準該当就労継続支援B型（以下この1において「生活介護等」という。）を利用した日において、指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定する。

3～4の5（略）

5 ロの(1)については、第5の1の注1の(1)若しくは(2)に規定する利用者又は重症心身障害児（重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障害児をいう。以下同じ。）に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

6 ロの(2)については、第5の1の注1の(1)若しくは(2)に規定する利用者又は重症心身障害児に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

7 ロの(3)については、区分1又は障害児支援区分1以上に該当し、かつ、別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準

ずる障害者等又は区分1若しくは障害児支援区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された障害者等に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。ただし、ロの(1)又は(2)の算定対象となる利用者については、算定しない

- 8 ハの(1)については、第5の1の注1の(1)、(2)若しくは(3)に規定する利用者、重症心身障害児又は別に厚生労働大臣が定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。
- 9 ハの(2)については、第5の1の注1の(1)、(2)若しくは(3)に規定する利用者、重症心身障害児又は別に厚生労働大臣が定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。
- 10 ハの(3)については、区分1又は障害児支援区分1以上に該当し、かつ、別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる利用者又は区分1若しくは障害児支援区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された障害者等に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。ただし、ハ

ずる障害者等又は区分1若しくは障害児支援区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された障害者等に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

- 8 ハの(1)については、第5の1の注1の(1)若しくは(2)に規定する利用者又は重症心身障害児に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。
- 9 ハの(2)については、第5の1の注1の(1)若しくは(2)に規定する利用者又は重症心身障害児に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。
- 10 ハの(3)については、区分1又は障害児支援区分1以上に該当し、かつ、別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる利用者又は区分1若しくは障害児支援区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された障害者等に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

の(1)又は(2)の算定対象となる利用者については、算定しない。

- 11 ハの(4)については、生活介護等又は指定通所支援等を利用した日において、第5の1の注1の(1)、(2)若しくは(3)に規定する利用者、重症心身障害児又は別に厚生労働大臣が定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。
- 12 ハの(5)については、生活介護等又は指定通所支援等を利用した日において、第5の1の注1の(1)、(2)若しくは(3)に規定する利用者、重症心身障害児又は別に厚生労働大臣が定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。
- 13 ハの(6)については、生活介護等又は指定通所支援等を利用した日において、区分1又は障害児支援区分1以上に該当し、かつ、別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる障害者等又は区分1若しくは障害児支援区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された利用者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。ただし、ハの(4)又は(5)の算定対象となる利用者については、算定しない。

13の2～15 (略)

15の2 利用定員が20人以上であるとして都道府県知事に届け出た単独型事業所（指定障害福祉サービス基準第11

11 ハの(4)については、生活介護等又は指定通所支援等を利用した日において、第5の1の注1の(1)若しくは(2)に規定する利用者又は重症心身障害児に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

12 ハの(5)については、生活介護等又は指定通所支援等を利用した日において、第5の1の注1の(1)若しくは(2)に規定する利用者又は重症心身障害児に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

13 ハの(6)については、生活介護等又は指定通所支援等を利用した日において、区分1又は障害児支援区分1以上に該当し、かつ、別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる障害者等又は区分1若しくは障害児支援区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された利用者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

13の2～15 (略)

15の2 利用定員が20人以上であるとして都道府県知事に届け出た単独型事業所（指定障害福祉サービス基準第11

5条第3項に規定する単独型事業所をいう。4において同じ。)において、指定短期入所を行った場合には、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。ただし、10の定員超過特例加算を算定している場合は、算定しない。

15の3 指定障害福祉サービス基準第125条及び第125条の4において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、指定障害福祉サービス基準第125条及び第125条の4において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第3項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

15の4 (略)

15の5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所又は共生型短期入所事業所(以下「指定短期入所事業所等」という。)において、利用者に対し、指定短期入所又は共生型短期入所(以下「指定短期入所等」という。)を行った場合に、当該指定短期入所等の利用を開始した日について、1日につき所定単位数に100単位を加算する。

16・17 (略)

2 短期利用加算 30単位

注 指定短期入所事業所等において、指定短期入所等を行った場合に、指定短期入所等の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1年につき30日を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

2の2～2の4 (略)

5条第3項に規定する単独型事業所をいう。4及び14において同じ。)において、指定短期入所を行った場合には、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。ただし、10の定員超過特例加算を算定している場合は、算定しない。

15の3 指定障害福祉サービス基準第125条及び第125条の4において準用する指定障害福祉サービス基準第73条第2項又は指定障害者支援施設基準第48条第2項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

15の4 (略)

(新設)

16・17 (略)

2 短期利用加算 30単位

注 指定短期入所事業所又は共生型短期入所事業所(以下「指定短期入所事業所等」という。)において、指定短期入所又は共生型短期入所(以下「指定短期入所等」という。)を行った場合に、指定短期入所等の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1年につき30日を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

2の2～2の4 (略)

3 重度障害者支援加算 50単位

注1 (略)

2 重度障害者支援加算が算定されている指定短期入所事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者が、第8の1の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者に対し、指定短期入所等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に10単位を加算する。

4 (略)

5 医療連携体制加算

イ 医療連携体制加算(I) 32単位

ロ 医療連携体制加算(II) 63単位

ハ 医療連携体制加算(III) 125単位

ニ 医療連携体制加算(IV)

(1) 看護を受けた利用者が1人 960単位

(2) 看護を受けた利用者が2人 600単位

(3) 看護を受けた利用者が3人以上8人以下 480単位

ホ 医療連携体制加算(V)

(1) 看護を受けた利用者が1人 1,600単位

(2) 看護を受けた利用者が2人 960単位

(3) 看護を受けた利用者が3人以上8人以下 800単位

ヘ 医療連携体制加算(VI)

(1) 看護を受けた利用者が1人 2,000単位

(2) 看護を受けた利用者が2人 1,500単位

(3) 看護を受けた利用者が3人 1,000単位

ト 医療連携体制加算(VII) 500単位

チ 医療連携体制加算(VIII) 100単位

リ 医療連携体制加算(IX) 39単位

(削る)

(削る)

注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が利

3 重度障害者支援加算 50単位

注1 (略)

2 重度障害者支援加算が算定されている指定短期入所事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者が、第8の1の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者に対し、指定短期入所等の提供を行った場合に、更に1日につき10単位を加算する。

4 (略)

5 医療連携体制加算

イ 医療連携体制加算(I) 600単位

ロ 医療連携体制加算(II) 300単位

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

ハ 医療連携体制加算(III) 500単位

ニ 医療連携体制加算(IV) 100単位

ホ 医療連携体制加算(V) 39単位

ヘ 医療連携体制加算(VI) 1,000単位

ト 医療連携体制加算(VII) 500単位

注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が利

用者に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(5)、(6)、(7)若しくは(8)の福祉型強化短期入所サービス費、1のロの医療型短期入所サービス費、1のハの医療型特定短期入所サービス費若しくは1のニの(3)若しくは(4)の共生型短期入所（福祉型強化）サービス費の算定対象となる利用者又は指定生活介護等若しくは第10の1の2の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）等を行う指定障害者支援施設等において指定短期入所等を行う場合の利用者（以下「福祉型強化短期入所サービス等利用者」という。）については、算定しない。

2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、福祉型強化短期入所サービス等利用者については、算定しない。

3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、福祉型強化短期入所サービス等利用者については

用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(5)、(6)、(7)若しくは(8)の福祉型強化短期入所サービス費、1のロの医療型短期入所サービス費、1のハの医療型特定短期入所サービス費若しくは1のニの(3)若しくは(4)の共生型短期入所（福祉型強化）サービス費の算定対象となる利用者又は指定生活介護等若しくは第10の1の2の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）等を行う指定障害者支援施設等において指定短期入所等を行う場合の利用者については、算定しない。

2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(5)、(6)、(7)若しくは(8)の福祉型強化短期入所サービス費、1のロの医療型短期入所サービス費、1のハの医療型特定短期入所サービス費若しくは1のニの(3)若しくは(4)の共生型短期入所（福祉型強化）サービス費の算定対象となる利用者又は指定生活介護等若しくは第10の1の2の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）等を行う指定障害者支援施設において指定短期入所を行う場合の利用者については、算定しない。

(新設)

、算定しない。

4 ニについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して4時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、福祉型強化短期入所サービス等利用者又はイからハまでのいずれかを算定している利用者については、算定しない。

(新設)

5 ホについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して4時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、福祉型強化短期入所サービス等利用者又はハを算定している利用者については、算定しない。

(新設)

6 ヘについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して8時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき3人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、福祉型強化短期入所サービス等利用者又はハ若しくはホを算定している利用者については、算定しない。

(新設)

7 トについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者かくたんに喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位

3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者かくたんに喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位

数を加算する。ただし、1のイの(5)、(6)、(7)若しくは(8)の福祉型強化短期入所サービス費、1のロの医療型短期入所サービス費又は1のハの医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。

8 チについては、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(5)、(6)、(7)若しくは(8)の福祉型強化短期入所サービス費、1のロの医療型短期入所サービス費若しくは1のハの医療型特定短期入所サービス費の算定対象となる利用者又はイからへまでのいずれかを算定している利用者については、算定しない。

9 リについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所等において、指定短期入所等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、福祉型強化短期入所サービス等利用者については、算定しない。

(削る)

数を加算する。ただし、1のイの(5)、(6)、(7)若しくは(8)の福祉型強化短期入所サービス費、1のロの医療型短期入所サービス費又は1のハの医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。

4 ニについては、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(5)、(6)、(7)若しくは(8)の福祉型強化短期入所サービス費、1のロの医療型短期入所サービス費若しくは1のハの医療型特定短期入所サービス費の算定対象となる利用者又はイ、ロ、へ若しくはトの算定対象となる利用者については、算定しない。

5 ホについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所等において、指定短期入所等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(5)、(6)、(7)若しくは(8)の福祉型強化短期入所サービス費、1のロの医療型短期入所サービス費、1のハの医療型特定短期入所サービス費若しくは1のニの(3)若しくは(4)の共生型短期入所（福祉型強化）サービス費の算定対象となる利用者又は指定生活介護等若しくは第10の1の2の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）等を行う指定障害者支援施設において指定短期入所等を行う場合の利用者（注6及び注7において「福祉型強化短期入所サービス等利用者」という。）については、算定しない。

6 へについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して4時間を超えて看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、福祉型強化短期入所サービス等利用者については、算定しない。

(削る)

(削る)

6～10 (略)

11 特別重度支援加算

イ 特別重度支援加算(I)	610単位
ロ 特別重度支援加算(II)	297単位
ハ 特別重度支援加算(III)	120単位

注1 (略)

2 ロについては、1のロの医療型短期入所サービス費又は1のハの医療型特定短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対して、指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。ただし、イを算定している場合には、算定しない。

3 ハについては、1のロの医療型短期入所サービス費又は1のハの医療型特定短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対して、指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。ただし、イ又はロを算定している場合には、算定しない。

12 (略)

13 日中活動支援加算 200単位

注 次の(1)から(3)までの基準のいずれも満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中活動

7 トについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して4時間を超えて看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、福祉型強化短期入所サービス等利用者については、算定しない。

8 へ及びトについては、イ又はロを算定している場合には、算定しない。

6～10 (略)

11 特別重度支援加算

イ 特別重度支援加算(I)	388単位
(新設)	
ロ 特別重度支援加算(II)	120単位

注1 (略)

(新設)

2 ロについては、1のロの医療型短期入所サービス費又は1のハの医療型特定短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対して、指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。ただし、イの特別重度支援加算(I)を算定している場合には、算定しない。

12 (略)

(新設)

実施計画が作成されている利用者に対して、指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、1のロの医療型短期入所サービス費又は1のハの(1)、(2)若しくは(3)の医療型特定短期入所サービス費を算定していない場合は、加算しない。

- (1) 保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定短期入所事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者（(2)において「保育士等」という。）が共同して、利用者ごとの日中活動実施計画を作成していること。
- (2) 利用者ごとの日中活動実施計画に従い保育士等が指定短期入所を行っているとともに、利用者の状態を定期的に記録していること。
- (3) 利用者ごとの日中活動実施計画の実施状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。

14 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15において同じ。）が、利用者に対し、指定短期入所等又は基準該当短期入所を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1から13までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数

13 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。14及び15において同じ。）が、利用者に対し、指定短期入所等又は基準該当短期入所を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1から12までにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数（指定宿泊型

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 1から13までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

自立訓練（指定障害福祉サービス基準第166条第1項第1号ロに規定する指定宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。）を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所（同項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。以下同じ。）（単独型事業所を除く。）において行う場合にあっては1000分の57に相当する単位数、指定共同生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準第208条第1項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。）（単独型事業所を除く。）及び日中サービス支援型指定共同生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準第213条の4第1項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。）（単独型事業所を除く。）において行う場合にあっては1000分の74に相当する単位数、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準第213条の14第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。）（単独型事業所を除く。）において行う場合にあっては1000分の170に相当する単位数又は単独型事業所において行う場合にあっては1000分の42に相当する単位数)

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 1から12までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数（指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所（単独型事業所を除く。）において行う場合にあっては1000分の41に相当する単位数、指定共同生活援助事業所（単独型事業所を除く。）及び日中サービス支援型指定共同生活援助事業所（単独型事業所を除く。）において行う場合にあっては1000分の54に相当する単位数、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（単独型事業所を除く。）において行う場合にあっては1000分の124に相当する単位数又は単独型事業所において行う場合にあっては1000分の31に相当する単位数）

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 1 から13までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数

(削る)

(削る)

(削る)

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 1 から12までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数(指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所(単独型事業所を除く。))において行う場合にあつては1000分の23に相当する単位数、指定共同生活援助事業所(単独型事業所を除く。)及び日中サービス支援型指定共同生活援助事業所(単独型事業所を除く。))において行う場合にあつては1000分の30に相当する単位数、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(単独型事業所を除く。))において行う場合にあつては1000分の69に相当する単位数又は単独型事業所において行う場合にあつては1000分の17に相当する単位数)

三 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) ハにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) ハにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

14 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所が、利用者に対し、指定短期入所等又は基準該当短期入所を行った場合に、1 から12までにより算定した単位数の1000分の9に相当する単位数(指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所(単独型事業所を除く。))において行う場合については1000分の8に相当する単位数、指定共同生活援助事業所(単独型事業所を除く。)及び日中サービス支援型指定共同生活援助事業所(単独型事業所を除く。))において行う場合については1000分の10に相当する単位数、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(単独型事業所を除く。))において行う場合については1000分の23に相当する単位数、単独型事業所に

15 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所が、利用者に対し、指定短期入所等又は基準該当短期入所を行った場合に、1から13までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数を所定単位数に加算する。

(削る)

(削る)

において行う場合については1000分の6に相当する単位数)を加算する。ただし、13の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

15 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所が、利用者に対し、指定短期入所等又は基準該当短期入所を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から12までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数(指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所(単独型事業所を除く。))において行う場合にあっては1000分の39に相当する単位数、指定共同生活援助事業所(単独型事業所を除く。)及び日中サービス支援型指定共同生活援助事業所(単独型事業所を除く。))において行う場合にあっては1000分の18に相当する単位数、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(単独型事業所を除く。))において行う場合にあっては1000分の20に相当する単位数又は単独型事業所において行う場合にあっては1000分の14に相当する単位数)

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所(単独型事業所を除く。))において行う場合にあっては1から12までにより算定した単位数の1000分の34に相当する単位数、指定共同生活援助事業所(単独型事業所を除く。)及び日中サービス支援型指定共同生活援助事業所(単独型事業所を除く。))において行う場合にあっては1から12までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数又は外部サー

第8 重度障害者等包括支援

1 重度障害者等包括支援サービス費

イ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援又は自立生活援助を提供した場合

(1) 所要時間1時間未満の場合 203単位

(2) 所要時間1時間以上12時間未満の場合 303単位に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに100単位を加算した単位数

(3) 所要時間12時間以上24時間未満の場合 2,501単位に所要時間12時間から計算して所要時間30分を増すごとに98単位を加算した単位数

ロ 短期入所を提供した場合（1日につき） 953単位

ハ 共同生活援助（指定障害福祉サービス基準第213条の2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助を除く。）を提供した場合（1日につき） 1,003単位

注1・2 （略）

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定重度障害者等包括支援事業所のサービス提供責任者が重度障害者等包括支援計画（指定障害福祉サービス基準第134条第1項に規定する重度障害者等包括支援計画をいう。以下同じ。）の変更を行い、当該指定重度障害者等包括支援事業所の重度障害者等包括支援従業者が当該利用者の重度障害者等包括支援計画において計画的に訪問することとなっていない指定重度障害者

ビス利用型指定共同生活援助事業所（単独型事業所を除く。）において行う場合にあつては1から12までにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数

第8 重度障害者等包括支援

1 重度障害者等包括支援サービス費

イ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援又は自立生活援助を提供した場合

(1) 所要時間1時間未満の場合 202単位

(2) 所要時間1時間以上12時間未満の場合 302単位に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに100単位を加算した単位数

(3) 所要時間12時間以上24時間未満の場合 2,500単位に所要時間12時間から計算して所要時間30分を増すごとに98単位を加算した単位数

ロ 短期入所を提供した場合（1日につき） 949単位

ハ 共同生活援助（指定障害福祉サービス基準第213条の2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助を除く。）を提供した場合（1日につき） 1,000単位

注1・2 （略）

（新設）

等包括支援を緊急に行った場合にあっては、利用者1人に対し、1月につき2回を限度として、1回につき所定単位数に50単位を加算する。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の中で行った場合に限る。

3の2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所が、利用者に対して、当該利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜に速やかに当該利用者の居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に、1日につき所定単位数に50単位を加算する。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される自立生活援助の中で行った場合に限る。

(新設)

4～6 (略)

3～5 (略)

7 ロが算定されている指定重度障害者等包括支援事業所が、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た場合であって、利用者に対して、指定重度障害者等包括支援を行った場合に、当該指定重度障害者等包括支援の利用を開始した日について、更に所定単位数に100単位を加算する。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される短期入所の中で行った場合に限る。

(新設)

8 指定障害福祉サービス基準第136条において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項若しくは第3項又は指定障害者支援施設基準第48条第2項若しくは第3項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、当該基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

(新設)

9 (略)

2 (略)

2の2 初回加算 200単位

注 指定重度障害者等包括支援事業所において、新規に重度障害者等包括支援計画を作成した利用者に対して、利用を開始した日の属する月につき、所定単位数を加算する。

2の3 医療連携体制加算

イ 短期入所を提供する場合

(1) 医療連携体制加算(I) 32単位

(2) 医療連携体制加算(II) 63単位

(3) 医療連携体制加算(III) 125単位

(4) 医療連携体制加算(IV)

(一) 看護を受けた利用者が1人 960単位

(二) 看護を受けた利用者が2人 600単位

(三) 看護を受けた利用者が3人以上8人以下 480単位

(5) 医療連携体制加算(V)

(一) 看護を受けた利用者が1人 1,600単位

(二) 看護を受けた利用者が2人 960単位

(三) 看護を受けた利用者が3人以上8人以下 800単位

(6) 医療連携体制加算(VI)

(一) 看護を受けた利用者が1人 2,000単位

(二) 看護を受けた利用者が2人 1,500単位

(三) 看護を受けた利用者が3人 1,000単位

(7) 医療連携体制加算(VII) 500単位

(8) 医療連携体制加算(VIII) 100単位

(削る)

(削る)

ロ 共同生活援助を提供する場合

(1) 医療連携体制加算(I) 32単位

6 (略)

2 (略)

2の2 初回加算 200単位

注 指定重度障害者等包括支援事業所において、新規に重度障害者等包括支援計画(指定障害福祉サービス基準第134条第1項に規定する重度障害者等包括支援計画をいう。以下同じ。)を作成した利用者に対して、利用を開始した日の属する月につき、所定単位数を加算する。

2の3 医療連携体制加算

イ 短期入所を提供する場合

(1) 医療連携体制加算(I) 600単位

(2) 医療連携体制加算(II) 300単位

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(3) 医療連携体制加算(III) 500単位

(4) 医療連携体制加算(IV) 100単位

(5) 医療連携体制加算(V) 1,000単位

(6) 医療連携体制加算(VI) 500単位

ロ 共同生活援助を提供する場合

(1) 医療連携体制加算(I) 500単位

(2) 医療連携体制加算(Ⅱ)	<u>63単位</u>
(3) 医療連携体制加算(Ⅲ)	<u>125単位</u>
(4) 医療連携体制加算(Ⅳ)	
(一) 看護を受けた利用者が1人	<u>800単位</u>
(二) 看護を受けた利用者が2人	<u>500単位</u>
(三) 看護を受けた利用者が3人以上8人以下	<u>400単位</u>
(5) 医療連携体制加算(Ⅴ)	500単位
(6) 医療連携体制加算(Ⅵ)	100単位

注1・2 (略)

3 イの(1)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、指定生活介護等又は第10の1の2の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）等を行う指定障害者支援施設等において指定重度障害者等包括支援を行う場合の利用者（注4から注8までにおいて「指定生活介護等利用者」という。）については、算定しない。

4 イの(2)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、指定生活介護等利用者については、算定しない。

5 イの(3)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問に

(2) 医療連携体制加算(Ⅱ)	<u>250単位</u>
(新設)	
(新設)	

(3) 医療連携体制加算(Ⅲ)	500単位
(4) 医療連携体制加算(Ⅳ)	100単位

注1・2 (略)

3 イの(1)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、指定生活介護等又は第10の1の2の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）等を行う指定障害者支援施設等において指定重度障害者等包括支援を行う場合の利用者（注4、注7及び注8において「指定生活介護等利用者」という。）については、算定しない。

4 イの(2)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して看護を行った場合に、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、指定生活介護等利用者については、算定しない。

(新設)

つき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、指定生活介護等利用者については、算定しない。

6 イの(4)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して4時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、指定生活介護等利用者又はイの(1)から(3)までのいずれかを算定している利用者については、算定しない。

(新設)

7 イの(5)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して4時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、指定生活介護等利用者又はイの(3)を算定している利用者については、算定しない。

(新設)

8 イの(6)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して8時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき3人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、指定生活介護等利用者又はイの(3)若しくは(5)を算定している利用者については、算定しない。

(新設)

9 イの(7)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当

5 イの(3)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当

該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。

10 イの(8)については、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イの(1)から(6)までのいずれかを算定している利用者については、算定しない。

(削る)

(削る)

(削る)

11 ロの(1)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

12 ロの(2)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当

該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。

6 イの(4)については、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

7 イの(5)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して、1日あたりの訪問時間が4時間を超えて看護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、指定生活介護等利用者については、算定しない。

8 イの(6)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して、1日あたりの訪問時間が4時間を超えて看護を行った場合に、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、指定生活介護等利用者については、算定しない。

9 イの(5)及び(6)については、イの(1)又は(2)を算定している場合は、算定しない。

10 ロの(1)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者(精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者を除く。以下この注10及び注11において同じ。)に対して看護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

11 ロの(2)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当

該看護職員が利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

13 ロの(3)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

14 ロの(4)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、ロの(1)から(3)までのいずれかを算定している利用者については、算定しない。

15 ロの(5)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者^{かくたん}に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。

16 ロの(6)については、喀痰吸引^{かくたん}等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引^{かくたん}等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、ロの(1)から(4)までのいずれかを算定している利用者については、算定しない。

2の4～2の7 (略)

3 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護

該看護職員が2以上の利用者に対して看護を行った場合に、1回の訪問につき8名を限度とし、1日につき所定単位数を加算する。

(新設)

(新設)

12 ロの(3)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者^{かくたん}に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。

13 ロの(4)については、喀痰吸引^{かくたん}等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引^{かくたん}等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、(1)又は(2)を算定している場合は、算定しない。

2の4～2の7 (略)

3 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護

職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。4において同じ。）が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から2の7までにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から2の7までにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から2の7までにより算定した単位数の1000分の36に相当する単位数

(削る)

(削る)

(削る)

4 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているもの

職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。4及び5において同じ。）が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から2の7までにより算定した単位数の1000分の25に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から2の7までにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から2の7までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) ハにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(V) ハにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

4 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所が、利用者に対し、指定重度障害者包括支援を行った場合に、1から2の7までにより算定した単位数の1000分の3に相当する単位数を加算する。ただし、3の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

5 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているもの

として都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合に、1から2の7までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第9 施設入所支援

1 施設入所支援サービス費（1日につき）

イ 利用定員が40人以下

- (1) 区分6 459単位
- (2) 区分5 387単位
- (3) 区分4 312単位
- (4) 区分3 236単位
- (5) 区分2以下 171単位

ロ 利用定員が41人以上60人以下

- (1) 区分6 360単位
- (2) 区分5 301単位
- (3) 区分4 239単位
- (4) 区分3 188単位
- (5) 区分2以下 149単位

ハ 利用定員が61人以上80人以下

- (1) 区分6 299単位
- (2) 区分5 251単位
- (3) 区分4 201単位
- (4) 区分3 165単位
- (5) 区分2以下 135単位

ニ 利用定員が81人以上

- (1) 区分6 273単位
- (2) 区分5 226単位
- (3) 区分4 181単位
- (4) 区分3 149単位
- (5) 区分2以下 128単位

ホ (略)

として都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合に、1から2の7までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第9 施設入所支援

1 施設入所支援サービス費（1日につき）

イ 利用定員が40人以下

- (1) 区分6 458単位
- (2) 区分5 386単位
- (3) 区分4 311単位
- (4) 区分3 235単位
- (5) 区分2以下 170単位

ロ 利用定員が41人以上60人以下

- (1) 区分6 359単位
- (2) 区分5 300単位
- (3) 区分4 238単位
- (4) 区分3 187単位
- (5) 区分2以下 148単位

ハ 利用定員が61人以上80人以下

- (1) 区分6 298単位
- (2) 区分5 250単位
- (3) 区分4 200単位
- (4) 区分3 164単位
- (5) 区分2以下 134単位

ニ 利用定員が81人以上

- (1) 区分6 272単位
- (2) 区分5 225単位
- (3) 区分4 180単位
- (4) 区分3 148単位
- (5) 区分2以下 127単位

ホ (略)

注1 イからニまでについては、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する利用者に対して、指定障害者支援施設が行う施設入所支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定施設入所支援」という。）又はのぞみの園が行う施設入所支援（以下「指定施設入所支援等」という。）を行った場合に、利用定員及び障害支援区分（障害支援区分1から6までのいずれにも該当しない者又は障害支援区分の判定を行っていない者にあつては、「区分2以下」とする。）に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の指定施設入所支援等の単位（指定施設入所支援等であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。）の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

(1) (略)

(2) 第10の1の2の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）等、第11の1の2の注1に規定する指定自立訓練（生活訓練）等（指定宿泊型自立訓練（指定障害福祉サービス基準第166条第1項第1号ロに規定する指定宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。）を除く。）、第12の1の注1に規定する指定就労移行支援等又は第14の1の注1に規定する指定就労継続支援B型等（以下「指定自立訓練等」という。）を受け、かつ、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な者

(3) (略)

2 ホについては、別に厚生労働大臣が定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものと

注1 イからニまでについては、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する利用者に対して、指定障害者支援施設が行う施設入所支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定施設入所支援」という。）又はのぞみの園が行う施設入所支援（以下「指定施設入所支援等」という。）を行った場合に、利用定員及び障害支援区分（障害支援区分1から6までのいずれにも該当しない者又は障害支援区分の判定を行っていない者にあつては、「区分2以下」とする。）に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の指定施設入所支援等の単位（指定施設入所支援等であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。）の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

(1) (略)

(2) 第10の1の2の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）等、第11の1の2の注1に規定する指定自立訓練（生活訓練）等（同注に規定する指定宿泊型自立訓練を除く。）、第12の1の注1に規定する指定就労移行支援等又は第14の1の注1に規定する指定就労継続支援B型等（以下「指定自立訓練等」という。）を受け、かつ、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な者

(3) (略)

2 ホについては、別に厚生労働大臣が定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものと

して都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設において、指定施設入所支援を行った場合に、利用定員に応じ、令和4年3月31日までの間、1日につき所定単位数を算定する。

3・4 (略)

5 指定障害者支援施設基準第48条第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、同項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

2 (略)

3 重度障害者支援加算

イ・ロ (略)

注1 イについては、医師意見書により特別な医療が必要であるとされる者又はこれに準ずる者が利用者（指定生活介護等を受ける者に限る。注3において同じ。）の数の合計数の100分の20以上であって、指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で、指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号又は附則第3条第1項第1号に掲げる看護職員又は生活支援員を1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 イの重度障害者支援加算(I)が算定されている指定障害者支援施設等であって、区分6に該当し、かつ、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な者又は重症心身障害者が2人以上利用しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に22単位を加算する。

して都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設において、指定施設入所支援を行った場合に、利用定員に応じ、平成33年3月31日までの間、1日につき所定単位数を算定する。

3・4 (略)

5 指定障害者支援施設基準第48条第2項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

2 (略)

3 重度障害者支援加算

イ・ロ (略)

注1 イについては、医師意見書により特別な医療が必要であるとされる者又はこれに準ずる者が利用者（指定生活介護等を受ける者に限る。注3において同じ。）の数の合計数の100分の20以上であって、指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で、指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号又は附則第3条第1項第1号に掲げる看護職員又は生活支援員を1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 イが算定されている指定障害者支援施設等において、区分6に該当し、かつ、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な者又は重症心身障害者が2人以上利用しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、さらに1日につき所定単位数に22単位を加算する。

3 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、指定施設入所支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

4 ロの重度障害者支援加算Ⅱが算定されている指定障害者支援施設等において、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、別に厚生労働大臣が定める者が、第8の1の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者（当該厚生労働大臣が定める者1人につき5人を限度とする。）に対し、夜間又は深夜において指定施設入所支援等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に180単位を加算する。

5 注4の加算が算定されている指定障害者支援施設等については、加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に500単位を加算する。

4～5 (略)

6 入院・外泊時加算

イ・ロ (略)

注1 (略)

2 ロについては、利用者が病院又は診療所への入院を要した場合及び利用者に対して居宅における外泊を認めた場合に、施設従業者（指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条の規定により指定障害者支援施設等に置くべき従業者をいう。以下同じ。）が、施設障害福祉サービス計画に基づき、当該利用者に対する支援を行った場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して8日を超えた日から82日を限度として、所定単位数に代えて、利用定員に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数（地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の場合にあ

3 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

4 ロが算定されている指定障害者支援施設等において、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、別に厚生労働大臣が定める者が、第8の1の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者（当該厚生労働大臣が定める者1人につき5人を限度とする。）に対し、夜間又は深夜において指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1日につき180単位をさらに加算する。

5 4の加算が算定されている指定障害者支援施設等については、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間について、さらに1日につき所定単位数に700単位を加算する。

4～5 (略)

6 入院・外泊時加算

イ・ロ (略)

注1 (略)

2 ロについては、利用者が病院又は診療所への入院を要した場合及び利用者に対して居宅における外泊を認めた場合に、施設従業者（指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条の規定により指定障害者支援施設等に置くべき従業者をいう。7及び8において同じ。）が、施設障害福祉サービス計画に基づき、当該利用者に対する支援を行った場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して8日を超えた日から82日を限度として、所定単位数に代えて、利用定員に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数（地方公共団体が設置する指定障害者支援施

っては、(1)から(3)までに掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数)を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

7～10 (略)

11 経口移行加算 28単位

注1 指定障害者支援施設等において、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、10の栄養マネジメント加算を算定していない場合は、加算しない。

2 経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画に基づき、管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理及び支援が、当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、経口による食事の摂取が一部可能な者であって、医師の指示に基づき継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

12 経口維持加算

- (1) 経口維持加算(I) 400単位
- (2) 経口維持加算(II) 100単位

注1 (1)については、指定障害者支援施設等において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための

設の場合にあっては、(1)から(3)までに掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数)を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

7～10 (略)

11 経口移行加算 28単位

注1 指定障害者支援施設等において、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を行った場合には、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。

2 管理栄養士又は栄養士が行う経口移行計画に基づく経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が、当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、経口による食事の摂取が一部可能な者であって、医師の指示に基づき、継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

12 経口維持加算

- (1) 経口維持加算(I) 28単位
- (2) 経口維持加算(II) 5単位

注1 指定障害者支援施設等において、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者ごとに入所者の摂食・嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い

食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。注3において同じ。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、11の経口移行加算を算定している場合又は10の栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。

(削る)

(削る)

2 (2)については、協力歯科医療機関を定めている指定障害者支援施設等が、(1)の経口維持加算(I)を算定している場合であって、入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師（指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号に規定する医師を除く。）
、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合は、1月につき所定単位数を加算する。

3 経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画に基づき管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理及び支援が、当該計画が作成された日の属する月から起算して6月を超えた期間に行われた場合であっても、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者^{えん}であって、医師又は歯科医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事の摂

、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。注2において同じ。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理を行った場合には、次に掲げる区分に応じ、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につきそれぞれ所定単位数を加算する。ただし、この場合において、経口移行加算を算定している場合は、算定しない。また、経口維持加算(I)を算定している場合は、経口維持加算(II)は、算定しない。

イ 経口維持加算(I)

経口により食事を摂取する者であって、著しい摂食機能障害を有し造影撮影又は内視鏡検査により誤嚥^{えん}が認められるものを対象としていること。

ロ 経口維持加算(II)

経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し誤嚥^{えん}が認められるものを対象としていること。

(新設)

2 管理栄養士又は栄養士が行う経口維持計画に基づく経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、摂食機能障害を有し、誤嚥^{えん}が認められる入所者^{えん}であって、医師又は歯科医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管

取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

12の2 口腔衛生管理体制加算 30単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、施設従業者に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算する。

12の3 口腔衛生管理加算 90単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、次に掲げる基準のいずれにも該当する場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、12の2の口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。

イ 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行うこと。

ロ 歯科衛生士が、イにおける入所者に係る口腔ケアについて、施設従業者に対し、具体的な技術的助言及び指導を行うこと。

ハ 歯科衛生士が、イにおける入所者の口腔に関する施設従業者からの相談等に必要に応じ対応すること。

13 療養食加算 23単位

注 管理栄養士又は栄養士が配置されている指定障害者支援施設等において、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合に、1日につき所定単位数を加算する。

14 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事

理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

(新設)

(新設)

13 療養食加算 23単位

注 栄養士が配置されている指定障害者支援施設等において、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、経口移行加算又は経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

14 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事

に届け出た指定障害者支援施設等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15において同じ。）が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から13までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から13までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から13までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数

(削る)

(削る)

(削る)

15 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、1から13ま

に届け出た指定障害者支援施設等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15及び16において同じ。）が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から13までにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から13までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から13までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) ハにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(V) ハにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

15 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、1から13までにより算定した単位数の1000分の9に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、14の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

16 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、1から13ま

でにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第10	自立訓練（機能訓練）	
1	機能訓練サービス費（1日につき）	
イ	機能訓練サービス費(I)	
	(1) 利用定員が20人以下	<u>815単位</u>
	(2) 利用定員が21人以上40人以下	<u>728単位</u>
	(3) 利用定員が41人以上60人以下	<u>692単位</u>
	(4) 利用定員が61人以上80人以下	<u>664単位</u>
	(5) 利用定員が81人以上	<u>626単位</u>
ロ	機能訓練サービス費(II)	
	(1) 所要時間1時間未満の場合	<u>255単位</u>
	(2) 所要時間1時間以上の場合	<u>584単位</u>
	(3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合	<u>750単位</u>
ハ	共生型機能訓練サービス費	<u>717単位</u>
ニ	基準該当機能訓練サービス費	<u>717単位</u>
	注1～4の2（略）	
	4の3 指定障害福祉サービス基準第162条、第162条の4及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項若しくは第3項又は指定障害者支援施設基準第48条第2項若しくは第3項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。 <u>ただし、令和5年3月31日までの間は、指定障害福祉サービス基準第162条、第162条の4及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第3項又は指定障害者支援施設基準第48条第3項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。</u>	
	4の4・5（略）	
	1の2～8の2（略）	
	8の3 就労移行支援体制加算	

でにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第10	自立訓練（機能訓練）	
1	機能訓練サービス費（1日につき）	
イ	機能訓練サービス費(I)	
	(1) 利用定員が20人以下	<u>795単位</u>
	(2) 利用定員が21人以上40人以下	<u>710単位</u>
	(3) 利用定員が41人以上60人以下	<u>675単位</u>
	(4) 利用定員が61人以上80人以下	<u>647単位</u>
	(5) 利用定員が81人以上	<u>610単位</u>
ロ	機能訓練サービス費(II)	
	(1) 所要時間1時間未満の場合	<u>249単位</u>
	(2) 所要時間1時間以上の場合	<u>571単位</u>
	(3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合	<u>734単位</u>
ハ	共生型機能訓練サービス費	<u>699単位</u>
ニ	基準該当機能訓練サービス費	<u>699単位</u>
	注1～4の2（略）	
	4の3 指定障害福祉サービス基準第162条、第162条の4及び第223条第3項において準用する指定障害福祉サービス基準第73条第2項又は指定障害者支援施設基準第48条第2項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。	
	4の4・5（略）	
	1の2～8の2（略）	
	8の3 就労移行支援体制加算	

イ～ホ (略)

注 指定自立訓練（機能訓練）事業所等における指定自立訓練（機能訓練）等を受けた後就労（第13の1の注2に規定する指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。）し、就労を継続している期間が6月に達した者（以下この注において「就労定着者」という。）が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、1日につき当該指定自立訓練（機能訓練）等を行った日の属する年度の利用定員に於じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

9 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（機能訓練）事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。10において同じ。）が、利用者に対し、指定自立訓練（機能訓練）等又は基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から8の3までにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の68に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から8の3までにより算定した単位数の1000分の49に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の50に相当する単位数）

イ～ホ (略)

注 指定自立訓練（機能訓練）事業所等における指定自立訓練（機能訓練）等を受けた後就労（第13の1の注2に規定する指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。）し、就労を継続している期間が6月に達した者（以下この注において「就労定着者」という。）が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、1日につき当該指定自立訓練（機能訓練）等のあった日の属する年度の利用定員に於じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

9 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（機能訓練）事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。10及び11において同じ。）が、利用者に対し、指定自立訓練（機能訓練）等又は基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から8の3までにより算定した単位数の1000分の57に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の69に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から8の3までにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の50に相当する単位数）

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 1から8の3までにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の28に相当する単位数)
(削る)

(削る)

(削る)

10 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(機能訓練)事業所が、利用者に対し、指定自立訓練(機能訓練)等又は基準該当自立訓練(機能訓練)を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から8の3までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数(

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 1から8の3までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の28に相当する単位数)

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) ハにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) ハにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

10 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(機能訓練)事業所が、利用者に対し、指定自立訓練(機能訓練)等又は基準該当自立訓練(機能訓練)を行った場合にあつては、1から8の3までにより算定した単位数の1000分の8(指定障害者支援施設にあっては、1000分の9に相当する単位数)に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、9の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあつては、算定しない。

11 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(機能訓練)事業所が、利用者に対し、指定自立訓練(機能訓練)等又は基準該当自立訓練(機能訓練)を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から8の3までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数(

指定障害者支援施設にあつては、1000分の26に相当する単位数)

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 1から8の3までにより算定した単位数の1000分の36に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の26に相当する単位数)

第11 自立訓練(生活訓練)

1 生活訓練サービス費(1日につき)

イ 生活訓練サービス費(I)

- (1) 利用定員が20人以下 748単位
- (2) 利用定員が21人以上40人以下 668単位
- (3) 利用定員が41人以上60人以下 635単位
- (4) 利用定員が61人以上80人以下 610単位
- (5) 利用定員が81人以上 573単位

ロ 生活訓練サービス費(Ⅱ)

- (1) 所要時間1時間未満の場合 255単位
- (2) 所要時間1時間以上の場合 584単位
- (3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合 750単位

ハ 生活訓練サービス費(Ⅲ)

- (1) 利用期間が2年間以内の場合 271単位
- (2) 利用期間が2年間を超える場合 164単位

ニ 生活訓練サービス費(Ⅳ)

- (1) 利用期間が3年間以内の場合 271単位
- (2) 利用期間が3年間を超える場合 164単位

ホ 共生型生活訓練サービス費 665単位

ヘ 基準該当生活訓練サービス費 665単位

注1 イについては、指定自立訓練(生活訓練)事業所(指定障害福祉サービス基準第166条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。以下同じ。)、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等において、指定障害福祉サービス基準第165条に

指定障害者支援施設にあつては、1000分の19に相当する単位数)

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 1から8の3までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の19に相当する単位数)

第11 自立訓練(生活訓練)

1 生活訓練サービス費(1日につき)

イ 生活訓練サービス費(I)

- (1) 利用定員が20人以下 747単位
- (2) 利用定員が21人以上40人以下 667単位
- (3) 利用定員が41人以上60人以下 634単位
- (4) 利用定員が61人以上80人以下 609単位
- (5) 利用定員が81人以上 572単位

ロ 生活訓練サービス費(Ⅱ)

- (1) 所要時間1時間未満の場合 249単位
- (2) 所要時間1時間以上の場合 571単位
- (3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合 734単位

ハ 生活訓練サービス費(Ⅲ)

- (1) 利用期間が2年間以内の場合 270単位
- (2) 利用期間が2年間を超える場合 163単位

ニ 生活訓練サービス費(Ⅳ)

- (1) 利用期間が3年間以内の場合 270単位
- (2) 利用期間が3年間を超える場合 163単位

ホ 共生型生活訓練サービス費 664単位

ヘ 基準該当生活訓練サービス費 664単位

注1 イについては、指定自立訓練(生活訓練)事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等において、指定障害福祉サービス基準第165条に規定する指定自立訓練(生活訓練)(指定宿泊型自立訓練を除く。1の2において同じ。)、指定障害者支援施

規定する指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。1の2において同じ。）、指定障害者支援施設が行う自立訓練（生活訓練）（規則第6条の6第2号に掲げる自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス、のぞみの園が行う自立訓練（生活訓練）又は指定障害福祉サービス基準第219条に規定する特定基準該当自立訓練（生活訓練）（以下「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」という。）を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定自立訓練（生活訓練）事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

2～6の2 （略）

6の3 指定障害福祉サービス基準第171条、第171条の4及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項若しくは第3項又は指定障害者支援施設基準第48条第2項若しくは第3項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、指定障害福祉サービス基準第171条、第171条の4及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第3項又は指定障害者支援施設基準第48条第3項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

6の4・7 （略）

1の2～4 （略）

4の2 医療連携体制加算

イ	医療連携体制加算(I)	<u>32単位</u>
ロ	医療連携体制加算(II)	<u>63単位</u>
ハ	医療連携体制加算(III)	<u>125単位</u>

設が行う自立訓練（生活訓練）（規則第6条の6第2号に掲げる自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス、のぞみの園が行う自立訓練（生活訓練）又は指定障害福祉サービス基準第219条に規定する特定基準該当自立訓練（生活訓練）（以下「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」という。）を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定自立訓練（生活訓練）事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

2～6の2 （略）

6の3 指定障害福祉サービス基準第171条、第171条の4及び第223条第4項において準用する指定障害福祉サービス基準第73条第2項並びに指定障害者支援施設基準第48条第2項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

6の4・7 （略）

1の2～4 （略）

4の2 医療連携体制加算

イ	医療連携体制加算(I)	<u>500単位</u>
ロ	医療連携体制加算(II)	<u>250単位</u>
	(新設)	

ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)

- | | |
|-------------------------------|-------|
| (1) <u>看護を受けた利用者が1人</u> | 800単位 |
| (2) <u>看護を受けた利用者が2人</u> | 500単位 |
| (3) <u>看護を受けた利用者が3人以上8人以下</u> | 400単位 |

ホ 医療連携体制加算(Ⅴ) 500単位

ハ 医療連携体制加算(Ⅵ) 100単位

注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定自立訓練（生活訓練）事業所、共生型自立訓練（生活訓練）事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所（特定基準該当生活介護若しくは特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所又は10の看護職員配置加算を算定されている事業所を除く。注2から注5までにおいて同じ。）に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定自立訓練（生活訓練）事業所、共生型自立訓練（生活訓練）事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定自立訓練（生活訓練）事業所、共生型自立訓練（生活訓練）事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

4 ニについては、医療機関等との連携により、看護職員

(新設)

ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) 500単位

ニ 医療連携体制加算(Ⅳ) 100単位

注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定自立訓練（生活訓練）事業所、共生型自立訓練（生活訓練）事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所（特定基準該当生活介護若しくは特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所又は10の看護職員配置加算を算定されている事業所を除く。注2及び注3において同じ。）に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定自立訓練（生活訓練）事業所、共生型自立訓練（生活訓練）事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

(新設)

(新設)

を指定自立訓練（生活訓練）事業所、共生型自立訓練（生活訓練）事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所に訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからハまでのいずれかを算定している利用者については、算定しない。

5 ホについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定自立訓練（生活訓練）事業所、共生型自立訓練（生活訓練）事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。

6 ヘについては、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからニまでのいずれかを算定している利用者については、算定しない

。

4の3・5 （略）

5の2 日中支援加算 270単位

注 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所が、生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援に係る支給決定を受けている利用者、地域活動支援センター（法第5条第27項に規定する地域活動支援センターをいう。）の利用者、介護保険法第8条第7項に規定する通所介護若しくは同条第8項に規定する通所リハビリテーションその他これらに準ずるものの利用者、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表の精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケアの算定対象となる利用者又は就労してい

3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定自立訓練（生活訓練）事業所、共生型自立訓練（生活訓練）事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。

4 ニについては、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ又はロを算定している場合にあっては、算定しない。

4の3・5 （略）

5の2 日中支援加算 270単位

注 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所が、生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援に係る支給決定を受けている利用者、地域活動支援センター（法第5条第27項に規定する地域活動支援センターをいう。）の利用者、介護保険法第8条第7項に規定する通所介護若しくは同条第8項に規定する通所リハビリテーションその他これらに準ずるものの利用者、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表の精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケアの算定対象となる利用者又は就労してい

る利用者（第15の1の8の注2において「生活介護等利用者」という。）が心身の状況等によりこれらのサービスを利用することができないとき又は就労することができないときに、当該利用者に対して昼間の時間帯における支援を行った場合であって、当該支援を行った日が1月につき2日を超える場合に、当該2日を超える期間について、1日につき所定単位数を加算する。

5の3～5の11（略）

6 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 指定障害福祉サービス基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定宿泊型自立訓練の事業を行う者及び精神障害者退院支援施設を除く。）、共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う者又は指定障害者支援施設等が、指定障害福祉サービス基準第170条の2第2項（指定障害福祉サービス基準第171条の4において準用する場合を含む。）又は指定障害者支援施設基準第20条第2項に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

7（略）

8 精神障害者退院支援施設加算

イ・ロ（略）

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病床（医療法第7条第2項第1号に掲げる精神病床をいう。以下この注及び第12の8において同じ。）が設けられているものを含む。以下同じ。）の精神病床を転換して指定自立訓練（生活訓練）又は第12の1の注1に規定する指定就労移行支援に併せて居住の場を提供する指定自立訓練（生活訓練）事業所又は第12の1の注3に規定する指定就労移行支援事業所若しくは認定指定就労移行支援事業所であって、法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日までに

る利用者（第15の1の7の注2において「生活介護等利用者」という。）が心身の状況等によりこれらのサービスを利用することができないとき又は就労することができないときに、当該利用者に対して昼間の時間帯における支援を行った場合であって、当該支援を行った日が1月につき2日を超える場合に、当該2日を超える期間について、1日につき所定単位数を加算する。

5の3～5の11（略）

6 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 指定障害福祉サービス基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定宿泊型自立訓練の事業を行う者及び精神障害者退院支援施設を除く。）、共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う者又は指定障害者支援施設等が、指定障害福祉サービス基準第171条若しくは第171条の4において準用する指定障害福祉サービス基準第22条又は指定障害者支援施設基準第20条第2項に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

7（略）

8 精神障害者退院支援施設加算

イ・ロ（略）

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病床（医療法第7条第2項第1号に掲げる精神病床をいう。以下この注及び第12の8において同じ。）が設けられているものを含む。以下同じ。）の精神病床を転換して指定自立訓練（生活訓練）又は第12の1の注1に規定する指定就労移行支援に併せて居住の場を提供する指定自立訓練（生活訓練）事業所又は第12の1の注3に規定する指定就労移行支援事業所であって、法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日までに指定を受けた事業所（第12の8の注に

指定を受けた事業所（第12の8の注において「精神障害者退院支援施設」という。）である指定自立訓練（生活訓練）事業所において、精神病床におおむね1年以上入院していた精神障害者（法第4条第1項に規定する精神障害者をいう。以下同じ。）その他これに準ずる精神障害者に対して、居住の場を提供した場合に、1日につき所定単位数を算定する。

9～12の2（略）

12の3 就労移行支援体制加算

イ～ホ（略）

注 指定自立訓練（生活訓練）事業所等における指定自立訓練（生活訓練）等を受けた後就労（第13の1の注2に規定する指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。）し、就労を継続している期間が6月に達した者（以下この注において「就労定着者」という。）が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、指定自立訓練（生活訓練）等を行った場合に、1日につき当該指定自立訓練（生活訓練）等を行った日の属する年度の利用定員に於じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

13 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。14において同じ。）が、利用者に対し、指定自立訓練（生活訓練）等又は基準該当自立訓練（生活訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるそ

において「精神障害者退院支援施設」という。）である指定自立訓練（生活訓練）事業所において、精神病床におおむね1年以上入院していた精神障害者（法第4条第1項に規定する精神障害者をいう。以下同じ。）その他これに準ずる精神障害者に対して、居住の場を提供した場合に、1日につき所定単位数を算定する。

9～12の2（略）

12の3 就労移行支援体制加算

イ～ホ（略）

注 指定自立訓練（生活訓練）事業所等における指定自立訓練（生活訓練）等を受けた後就労（第13の1の注2に規定する指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。）し、就労を継続している期間が6月に達した者（以下この注において「就労定着者」という。）が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、指定自立訓練（生活訓練）等を行った場合に、1日につき当該指定自立訓練（生活訓練）等のあった日の属する年度の利用定員に於じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

13 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。14及び15において同じ。）が、利用者に対し、指定自立訓練（生活訓練）等又は基準該当自立訓練（生活訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次

の他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1 から12の3までにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の68に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1 から12の3までにより算定した単位数の1000分の49に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の50に相当する単位数）

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1 から12の3までにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の28に相当する単位数）

(削る)

(削る)

(削る)

14 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業

に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1 から12の3までにより算定した単位数の1000分の57に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の69に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1 から12の3までにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の50に相当する単位数）

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1 から12の3までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の28に相当する単位数）

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) ハにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(V) ハにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

14 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所が、利用者に対し、指定自立訓練（生活訓練）等又は基準該当自立訓練（生活訓練）を行った場合に、1 から12の3までにより算定した単位数の1000分の8に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の9に相当する単位数）を所定単位数に加算する。ただし、13の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあつては、算定しない。

15 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業

所が、利用者に対し、指定自立訓練（生活訓練）等又は基準該当自立訓練（生活訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から12の3までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の26に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から12の3までにより算定した単位数の1000分の36に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の26に相当する単位数）

第12 就労移行支援

1 就労移行支援サービス費（1日につき）

イ 就労移行支援サービス費(I)

(1) 利用定員が20人以下

(一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合 1,128単位

(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合 959単位

(三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合 820単位

(四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合 690単位

(五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合 557単位

(六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。） 507単位

(七) 就労定着者の割合が零の場合 468単位

(2) 利用定員が21人以上40人以下

(一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合 1,035単位

所が、利用者に対し、指定自立訓練（生活訓練）等又は基準該当自立訓練（生活訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から12の3までにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の19に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から12の3までにより算定した単位数の1000分の34に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の19に相当する単位数）

第12 就労移行支援

1 就労移行支援サービス費（1日につき）

イ 就労移行支援サービス費(I)

(1) 利用定員が20人以下

(一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合 1,094単位

(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合 939単位

(三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合 811単位

(四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合 689単位

(五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合 567単位

(六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。） 527単位

(七) 就労定着者の割合が零の場合 502単位

(2) 利用定員が21人以上40人以下

(一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合 1,004単位

- (二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合 863単位
- (三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合 725単位
- (四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合 631単位
- (五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合 506単位
- (六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。） 448単位
- (七) 就労定着者の割合が零の場合 414単位
- (3) 利用定員が41人以上60人以下
 - (一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合 1,003単位
 - (二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合 838単位
 - (三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合 693単位
 - (四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合 596単位
 - (五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合 497単位
 - (六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。） 428単位
 - (七) 就労定着者の割合が零の場合 395単位
- (4) 利用定員が61人以上80人以下
 - (一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合 948単位
 - (二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合 797単位
 - (三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合 646単位
 - (四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合

- (二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合 845単位
- (三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合 717単位
- (四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合 630単位
- (五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合 515単位
- (六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。） 466単位
- (七) 就労定着者の割合が零の場合 444単位
- (3) 利用定員が41人以上60人以下
 - (一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合 973単位
 - (二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合 821単位
 - (三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合 685単位
 - (四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合 595単位
 - (五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合 506単位
 - (六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。） 445単位
 - (七) 就労定着者の割合が零の場合 424単位
- (4) 利用定員が61人以上80人以下
 - (一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合 919単位
 - (二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合 780単位
 - (三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合 639単位
 - (四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合

合	<u>544単位</u>
(五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合	
合	<u>476単位</u>
(六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）	<u>400単位</u>
(七) 就労定着者の割合が零の場合	<u>369単位</u>
(5) 利用定員が81人以上	
(一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合	<u>915単位</u>
(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合	<u>760単位</u>
(三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合	<u>607単位</u>
(四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合	<u>498単位</u>
(五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合	<u>460単位</u>
(六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）	<u>374単位</u>
(七) 就労定着者の割合が零の場合	<u>346単位</u>
ロ 就労移行支援サービス費(Ⅱ)	
(1) 利用定員が20人以下	
(一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合	<u>736単位</u>
(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合	<u>625単位</u>
(三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合	<u>535単位</u>
(四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合	<u>450単位</u>
(五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合	<u>363単位</u>
(六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合	

合	<u>543単位</u>
(五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合	
合	<u>485単位</u>
(六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）	<u>416単位</u>
(七) 就労定着者の割合が零の場合	<u>396単位</u>
(5) 利用定員が81人以上	
(一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合	<u>887単位</u>
(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合	<u>744単位</u>
(三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合	<u>600単位</u>
(四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合	<u>497単位</u>
(五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合	<u>468単位</u>
(六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）	<u>389単位</u>
(七) 就労定着者の割合が零の場合	<u>371単位</u>
ロ 就労移行支援サービス費(Ⅱ)	
(1) 利用定員が20人以下	
(一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合	<u>714単位</u>
(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合	<u>612単位</u>
(三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合	<u>529単位</u>
(四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合	<u>449単位</u>
(五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合	<u>369単位</u>
(六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合	

を除く。)	<u>330単位</u>
(七) 就労定着者の割合が零の場合	<u>305単位</u>
(2) 利用定員が21人以上40人以下	
(一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合	<u>679単位</u>
(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合	<u>568単位</u>
(三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合	<u>477単位</u>
(四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合	<u>415単位</u>
(五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合	<u>333単位</u>
(六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）	<u>295単位</u>
(七) 就労定着者の割合が零の場合	<u>273単位</u>
(3) 利用定員が41人以上60人以下	
(一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合	<u>645単位</u>
(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合	<u>541単位</u>
(三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合	<u>446単位</u>
(四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合	<u>384単位</u>
(五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合	<u>320単位</u>
(六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）	<u>277単位</u>
(七) 就労定着者の割合が零の場合	<u>254単位</u>
(4) 利用定員が61人以上80人以下	
(一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合	<u>638単位</u>
(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合	

を除く。)	<u>343単位</u>
(七) 就労定着者の割合が零の場合	<u>327単位</u>
(2) 利用定員が21人以上40人以下	
(一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合	<u>658単位</u>
(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合	<u>556単位</u>
(三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合	<u>471単位</u>
(四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合	<u>414単位</u>
(五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合	<u>339単位</u>
(六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）	<u>306単位</u>
(七) 就労定着者の割合が零の場合	<u>292単位</u>
(3) 利用定員が41人以上60人以下	
(一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合	<u>625単位</u>
(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合	<u>529単位</u>
(三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合	<u>441単位</u>
(四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合	<u>383単位</u>
(五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合	<u>326単位</u>
(六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）	<u>287単位</u>
(七) 就労定着者の割合が零の場合	<u>272単位</u>
(4) 利用定員が61人以上80人以下	
(一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合	<u>618単位</u>
(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合	

合	<u>535単位</u>
(三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合	<u>435単位</u>
(四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合	<u>366単位</u>
(五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合	<u>320単位</u>
(六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）	<u>268単位</u>
(七) 就労定着者の割合が零の場合	<u>248単位</u>
(5) 利用定員が81人以上	
(一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合	<u>633単位</u>
(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合	<u>526単位</u>
(三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合	<u>421単位</u>
(四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合	<u>345単位</u>
(五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合	<u>319単位</u>
(六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）	<u>259単位</u>
(七) 就労定着者の割合が零の場合	<u>240単位</u>

注1・2 (略)

3 イについては、指定就労移行支援事業所（指定障害福祉サービス基準第175条第1項に規定する指定就労移行支援事業所をいい、認定指定就労移行支援事業所（指定障害福祉サービス基準第176条第1項に規定する認定指定就労移行支援事業所をいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）又は指定障害者支援施設等（認定指定障害者支援施設（指定障害者支援施設基準第4条第1項第4号

合	<u>524単位</u>
(三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合	<u>430単位</u>
(四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合	<u>365単位</u>
(五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合	<u>326単位</u>
(六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）	<u>278単位</u>
(七) 就労定着者の割合が零の場合	<u>266単位</u>
(5) 利用定員が81人以上	
(一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合	<u>614単位</u>
(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合	<u>515単位</u>
(三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合	<u>416単位</u>
(四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合	<u>344単位</u>
(五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合	<u>324単位</u>
(六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）	<u>269単位</u>
(七) 就労定着者の割合が零の場合	<u>257単位</u>

注1・2 (略)

3 イについては、指定就労移行支援事業所（指定障害福祉サービス基準第175条第1項に規定する指定就労移行支援事業所をいう。以下同じ。）又は指定障害者支援施設等（以下「指定就労移行支援事業所等」という。）において、指定就労移行支援等を行った場合に、当該指定就労移行支援等のあった日の属する年度の利用定員及び都道府県知事に届け出た就労定着者の割合（当該年度の

ロに規定する認定指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）を除く。以下この注3及び注4の2並びに2において同じ。）において、指定就労移行支援等を行った場合に、当該指定就労移行支援等を行った日の属する年度の利用定員及び都道府県知事に届け出た就労定着者の割合（当該年度の前年度又は前々年度において、当該指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設等における指定就労移行支援等を受けた後就労（第13の1の注2に規定する指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。）し、就労を継続している期間が6月に達した者の合計数を当該前年度及び当該前々年度の当該指定就労移行支援事業所又は当該指定障害者支援施設等の利用定員の合計数で除して得た割合をいう。ただし、注4及び注4の3並びに12（認定指定就労移行支援事業所又は認定指定障害者支援施設（以下「認定指定就労移行支援事業所等」という。）の場合に限る。）においては、認定指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、当該指定就労移行支援等を行った日の属する年度の前年度において、当該指定就労移行支援等を受けた後就労し、就労を継続している期間が6月に達した者の数を当該前年度の当該認定指定就労移行支援事業所等の最終学年の生徒の定員数で除して得た割合をいう。以下同じ。）に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

- 4 ロについては、認定指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、当該指定就労移行支援等を行った日の属する年度の利用定員及び都道府県知事に届け出た就労定着者の割合に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置

前年度において、当該指定就労移行支援事業所等における指定就労移行支援等を受けた後就労（第13の1の注2に規定する指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。）し、就労を継続している期間が6月に達した者の数を当該前年度の当該指定就労移行支援事業所等の利用定員で除して得た割合をいう。以下この1及び12において同じ。）に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

- 4 ロについては、指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、利用定員及び都道府県知事に届け出た就労定着者の割合に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設の

する認定指定就労移行支援事業所等の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する

4の2 イに掲げる就労移行支援サービス費の算定に当たって、指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設等が新規に指定を受けた日から2年間は、就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満である場合とみなして、1日につき所定単位数を算定する。ただし、指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設等が新規に指定を受けた日から1年以上2年未満の間は、注3の規定中「前年度又は前々年度」及び「前年度及び当該前々年度」とあるのは、「前年度」と読み替えて計算した就労定着者の割合に応じ、1日につき所定単位数を算定することができる。

4の3 ロに掲げる就労移行支援サービス費の算定に当たって、認定指定就労移行支援事業所等が新規に指定を受けた日から3年間（当該認定指定就労移行支援事業所等の修業年限が5年である場合は5年間）は、就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満である場合とみなして、1日につき所定単位数を算定する。

5 （略）

6 指定障害福祉サービス基準第184条において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項若しくは第3項又は指定障害者支援施設基準第48条第2項若しくは第3項に規定する基準に適合していない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、指定障害福祉サービス基準第184条において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第3項又は指定障害者支援施設基準第48条第3項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

4の2 イ又はロに掲げる就労移行支援サービス費の算定に当たって、指定就労移行支援事業所等が、その指定を受けた日から2年間は、就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合として、1日につき所定単位数を算定する。

（新設）

5 （略）

6 指定障害福祉サービス基準第184条において準用する指定障害福祉サービス基準第73条第2項又は指定障害者支援施設基準第48条第2項に規定する基準に適合していない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

7 (略)

2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 41単位

注 視覚障害者等である指定就労移行支援等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。）が当該指定就労移行支援等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第175条若しくは第176条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第4号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労移行支援の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所、認定指定就労移行支援事業所等又は指定障害者支援施設等（以下「指定就労移行支援事業所等」という。）において、指定就労移行支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

3～5 (略)

6 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 指定障害福祉サービス基準第175条第1項に規定する指定就労移行支援事業者又は指定障害者支援施設等（以下「指定就労移行支援事業者等」という。）が、指定障害福祉サービス基準第184条において準用する指定障害福祉サービス基準第170条の2又は指定障害者支援施設基準第20条第2項に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

7 (略)

8 精神障害者退院支援施設加算

イ・ロ (略)

注 イ及びロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た精神障害

7 (略)

2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 41単位

注 視覚障害者等である指定就労移行支援等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。）が当該指定就労移行支援等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第175条若しくは第176条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第4号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労移行支援の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

3～5 (略)

6 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 指定障害福祉サービス基準第175条第1項に規定する指定就労移行支援事業者又は指定障害者支援施設等が、指定障害福祉サービス基準第184条において準用する指定障害福祉サービス基準第22条又は指定障害者支援施設基準第20条第2項に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

7 (略)

8 精神障害者退院支援施設加算

イ・ロ (略)

注 イ及びロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た精神障害

者退院支援施設である指定就労移行支援事業所又は認定指定就労移行支援事業所において、精神病床におおむね1年以上入院していた精神障害者その他これに準ずる精神障害者に対して、居住の場を提供した場合に、1日につき所定単位数を算定する。

9 (略)

10 欠席時対応加算 94単位

注 指定就労移行支援事業所等において指定就労移行支援等を利用する利用者（当該指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）が、あらかじめ当該指定就労移行支援等の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、就労移行支援従業者が、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。

11 医療連携体制加算

イ 医療連携体制加算(I) 32単位

ロ 医療連携体制加算(II) 63単位

ハ 医療連携体制加算(III) 125単位

ニ 医療連携体制加算(IV)

(1) 看護を受けた利用者が1人 800単位

(2) 看護を受けた利用者が2人 500単位

(3) 看護を受けた利用者が3人以上8人以下 400単位

ホ 医療連携体制加算(V) 500単位

ヘ 医療連携体制加算(VI) 100単位

注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労移行支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

者退院支援施設である指定就労移行支援事業所において、精神病床におおむね1年以上入院していた精神障害者その他これに準ずる精神障害者に対して、居住の場を提供した場合に、1日につき所定単位数を算定する。

9 (略)

10 欠席時対応加算 94単位

注 指定就労移行支援事業所等において指定就労移行支援等を利用する利用者（当該指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）が、あらかじめ当該指定就労移行支援等の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、就労移行支援従業者が、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。

11 医療連携体制加算

イ 医療連携体制加算(I) 500単位

ロ 医療連携体制加算(II) 250単位

(新設)

(新設)

ハ 医療連携体制加算(III) 500単位

ニ 医療連携体制加算(IV) 100単位

注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労移行支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労移行支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労移行支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

4 ニについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労移行支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからハまでのいずれかを算定している利用者については、算定しない。

5 ホについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労移行支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。

6 ヘについては、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからニまでのいずれかを算定している利用者については、算定しない。

12 (略)

2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労移行支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

(新設)

(新設)

3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労移行支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。

4 ニについては、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ又はロを算定している場合にあつては、算定しない。

12 (略)

13 移行準備支援体制加算 41単位

(削る)

(削る)

注 前年度に施設外支援を実施した利用者の数が利用定員の100分の50を超えるものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において、別に厚生労働大臣が定める基準を満たし、次の(1)又は(2)のいずれかを実施した場合に、施設外支援利用者の人数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

(1) 職場実習等にあつては、同一の企業及び官公庁等における1回の施設外支援が1月を超えない期間で、当該期間中に職員が同行して支援を行った場合

(2) 求職活動等にあつては、公共職業安定所、地域障害者職業センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第19条第1項第3号に規定する地域障害者職業センターをいう。以下同じ。）又は障害者就業・生活支援センター（同法第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）に職員が同行して支援を行った場合

(削る)

14 送迎加算

イ・ロ (略)

注1 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定就労移行支援事業所等（地方自治法第244条の2第3項の規

13 移行準備支援体制加算

イ 移行準備支援体制加算Ⅰ 41単位

ロ 移行準備支援体制加算Ⅱ 100単位

注1 イについては、前年度に施設外支援を実施した利用者の数が利用定員の100分の50を超えるものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において、別に厚生労働大臣が定める基準を満たし、次の(1)又は(2)のいずれかを実施した場合に、施設外支援利用者の人数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

(1) 職場実習等にあつては、同一の企業及び官公庁等における1回の施設外支援が1月を超えない期間で、当該期間中に職員が同行して支援を行った場合

(2) 求職活動等にあつては、ハローワーク、地域障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センターに職員が同行して支援を行った場合

2 ロについては、指定就労移行支援事業所等において、別に厚生労働大臣が定める基準を満たし、企業及び官公庁等で作業を行った場合に、施設外就労利用者（1のロに規定する就労移行支援サービス費Ⅱが算定されている利用者を除く。）の人数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

14 送迎加算

イ・ロ (略)

注1 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支

定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。)を除く。以下この14において同じ。)において、利用者(施設入所者を除く。)に対して、その居宅等と指定就労移行支援事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

2 (略)

15・15の2 (略)

15の3 在宅時生活支援サービス加算 300単位

注 指定就労移行支援事業所等が、居宅において支援を受けることを希望する者であって、当該支援を行うことが効果的であると市町村が認める利用者に対して、当該利用者の居宅において支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

15の4 (略)

15の5 支援計画会議実施加算 583単位

注 指定就労移行支援事業所等が、就労移行支援計画等の作成又は変更に当たって、関係者(公共職業安定所、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターその他当該指定就労移行支援事業所等以外の事業所において障害者の就労支援に従事する者をいう。以下この注において同じ。)により構成される会議を開催し、当該指定就労移行支援事業所等のサービス管理責任者が当該就労移行支援計画等の原案の内容及び実施状況(利用者についての継続的な評価を含む。)について説明を行うとともに、関係者に対して、専門的な見地からの意見を求め、就労移行支援計画等の作成、変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に、1月につき1回、かつ、1年につき4回を限度として、所定単位数を加算する。

16 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護

援施設(地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。)を除く。以下この14において同じ。)において、利用者(施設入所者を除く。)に対して、その居宅等と指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

2 (略)

15・15の2 (略)

15の3 在宅時生活支援サービス加算 300単位

注 指定就労移行支援事業所等が、やむを得ない事由により、通所によって支援を受けることが困難であると市町村が認める利用者に対して、当該利用者の居宅において支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

15の4 (略)

(新設)

16 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護

職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。17において同じ。）が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から15の5までにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の67に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から15の5までにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の49に相当する単位数）

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から15の5までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の27に相当する単位数）

（削る）

（削る）

（削る）

職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。17及び18において同じ。）が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から15の4までにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の69に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から15の4までにより算定した単位数の1000分の49に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の50に相当する単位数）

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から15の4までにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の28に相当する単位数）

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) ハにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(V) ハにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

17 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合に、1から15の4までにより算定した単位数の1000分の9に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、16の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない

。

17 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から15の5までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の18に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から15の5までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の18に相当する単位数）

第13 就労継続支援A型

1 就労継続支援A型サービス費（1日につき）

イ 就労継続支援A型サービス費(I)

(1) 利用定員が20人以下

- | | |
|-------------------------|--------------|
| (一) 評価点が170点以上の場合 | <u>724単位</u> |
| (二) 評価点が150点以上170点未満の場合 | <u>692単位</u> |
| (三) 評価点が130点以上150点未満の場合 | <u>676単位</u> |
| (四) 評価点が105点以上130点未満の場合 | <u>655単位</u> |
| (五) 評価点が80点以上105点未満の場合 | <u>527単位</u> |
| (六) 評価点が60点以上80点未満の場合 | <u>413単位</u> |

18 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から15の4までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の19に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から15の4までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の19に相当する単位数）

第13 就労継続支援A型

1 就労継続支援A型サービス費（1日につき）

イ 就労継続支援A型サービス費(I)

(1) 利用定員が20人以下

- | | |
|------------------------------|--------------|
| (一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合 | <u>618単位</u> |
| (二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合 | <u>606単位</u> |
| (三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合 | <u>597単位</u> |
| (四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合 | <u>589単位</u> |
| (五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合 | <u>501単位</u> |
| (六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合 | <u>412単位</u> |

(七) <u>評価点が60点未満の場合</u>	<u>319単位</u>
(2) 利用定員が21人以上40人以下	
(一) <u>評価点が170点以上の場合</u>	<u>643単位</u>
(二) <u>評価点が150点以上170点未満の場合</u>	<u>615単位</u>
(三) <u>評価点が130点以上150点未満の場合</u>	<u>601単位</u>
(四) <u>評価点が105点以上130点未満の場合</u>	<u>583単位</u>
(五) <u>評価点が80点以上105点未満の場合</u>	<u>468単位</u>
(六) <u>評価点が60点以上80点未満の場合</u>	<u>367単位</u>
(七) <u>評価点が60点未満の場合</u>	<u>282単位</u>
(3) 利用定員が41人以上60人以下	
(一) <u>評価点が170点以上の場合</u>	<u>605単位</u>
(二) <u>評価点が150点以上170点未満の場合</u>	<u>578単位</u>
(三) <u>評価点が130点以上150点未満の場合</u>	<u>565単位</u>
(四) <u>評価点が105点以上130点未満の場合</u>	<u>547単位</u>
(五) <u>評価点が80点以上105点未満の場合</u>	<u>439単位</u>
(六) <u>評価点が60点以上80点未満の場合</u>	<u>344単位</u>
(七) <u>評価点が60点未満の場合</u>	<u>265単位</u>
(4) 利用定員が61人以上80人以下	
(一) <u>評価点が170点以上の場合</u>	<u>593単位</u>
(二) <u>評価点が150点以上170点未満の場合</u>	<u>568単位</u>

(七) <u>1日の平均労働時間数が2時間未満の場合</u>	<u>324単位</u>
(2) 利用定員が21人以上40人以下	
(一) <u>1日の平均労働時間数が7時間以上の場合</u>	<u>549単位</u>
(二) <u>1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合</u>	<u>539単位</u>
(三) <u>1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合</u>	<u>531単位</u>
(四) <u>1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合</u>	<u>524単位</u>
(五) <u>1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合</u>	<u>445単位</u>
(六) <u>1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合</u>	<u>366単位</u>
(七) <u>1日の平均労働時間数が2時間未満の場合</u>	<u>287単位</u>
(3) 利用定員が41人以上60人以下	
(一) <u>1日の平均労働時間数が7時間以上の場合</u>	<u>516単位</u>
(二) <u>1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合</u>	<u>506単位</u>
(三) <u>1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合</u>	<u>499単位</u>
(四) <u>1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合</u>	<u>492単位</u>
(五) <u>1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合</u>	<u>417単位</u>
(六) <u>1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合</u>	<u>343単位</u>
(七) <u>1日の平均労働時間数が2時間未満の場合</u>	<u>269単位</u>
(4) 利用定員が61人以上80人以下	
(一) <u>1日の平均労働時間数が7時間以上の場合</u>	<u>506単位</u>
(二) <u>1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合</u>	<u>497単位</u>

(三) <u>評価点が130点以上150点未満の場合</u>	<u>555単位</u>
(四) <u>評価点が105点以上130点未満の場合</u>	<u>536単位</u>
(五) <u>評価点が80点以上105点未満の場合</u>	<u>432単位</u>
(六) <u>評価点が60点以上80点未満の場合</u>	<u>338単位</u>
(七) <u>評価点が60点未満の場合</u>	<u>260単位</u>
(5) 利用定員が81人以上	
(一) <u>評価点が170点以上の場合</u>	<u>574単位</u>
(二) <u>評価点が150点以上170点未満の場合</u>	<u>547単位</u>
(三) <u>評価点が130点以上150点未満の場合</u>	<u>534単位</u>
(四) <u>評価点が105点以上130点未満の場合</u>	<u>518単位</u>
(五) <u>評価点が80点以上105点未満の場合</u>	<u>416単位</u>
(六) <u>評価点が60点以上80点未満の場合</u>	<u>327単位</u>
(七) <u>評価点が60点未満の場合</u>	<u>252単位</u>
ロ 就労継続支援A型サービス費(Ⅱ)	
(1) 利用定員が20人以下	
(一) <u>評価点が170点以上の場合</u>	<u>660単位</u>
(二) <u>評価点が150点以上170点未満の場合</u>	<u>630単位</u>
(三) <u>評価点が130点以上150点未満の場合</u>	<u>616単位</u>
(四) <u>評価点が105点以上130点未満の場合</u>	<u>597単位</u>

(三) <u>1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合</u>	<u>490単位</u>
(四) <u>1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合</u>	<u>482単位</u>
(五) <u>1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合</u>	<u>410単位</u>
(六) <u>1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合</u>	<u>337単位</u>
(七) <u>1日の平均労働時間数が2時間未満の場合</u>	<u>264単位</u>
(5) 利用定員が81人以上	
(一) <u>1日の平均労働時間数が7時間以上の場合</u>	<u>490単位</u>
(二) <u>1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合</u>	<u>479単位</u>
(三) <u>1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合</u>	<u>472単位</u>
(四) <u>1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合</u>	<u>466単位</u>
(五) <u>1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合</u>	<u>395単位</u>
(六) <u>1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合</u>	<u>326単位</u>
(七) <u>1日の平均労働時間数が2時間未満の場合</u>	<u>256単位</u>
ロ 就労継続支援A型サービス費(Ⅱ)	
(1) 利用定員が20人以下	
(一) <u>1日の平均労働時間数が7時間以上の場合</u>	<u>563単位</u>
(二) <u>1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合</u>	<u>552単位</u>
(三) <u>1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合</u>	<u>544単位</u>
(四) <u>1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合</u>	<u>537単位</u>

(五) <u>評価点が80点以上105点未満の場合</u>	<u>480単位</u>
(六) <u>評価点が60点以上80点未満の場合</u>	<u>376単位</u>
(七) <u>評価点が60点未満の場合</u>	<u>290単位</u>
(2) 利用定員が21人以上40人以下	
(一) <u>評価点が170点以上の場合</u>	<u>588単位</u>
(二) <u>評価点が150点以上170点未満の場合</u>	<u>563単位</u>
(三) <u>評価点が130点以上150点未満の場合</u>	<u>549単位</u>
(四) <u>評価点が105点以上130点未満の場合</u>	<u>532単位</u>
(五) <u>評価点が80点以上105点未満の場合</u>	<u>426単位</u>
(六) <u>評価点が60点以上80点未満の場合</u>	<u>335単位</u>
(七) <u>評価点が60点未満の場合</u>	<u>258単位</u>
(3) 利用定員が41人以上60人以下	
(一) <u>評価点が170点以上の場合</u>	<u>546単位</u>
(二) <u>評価点が150点以上170点未満の場合</u>	<u>522単位</u>
(三) <u>評価点が130点以上150点未満の場合</u>	<u>510単位</u>
(四) <u>評価点が105点以上130点未満の場合</u>	<u>494単位</u>
(五) <u>評価点が80点以上105点未満の場合</u>	<u>397単位</u>
(六) <u>評価点が60点以上80点未満の場合</u>	<u>312単位</u>
(七) <u>評価点が60点未満の場合</u>	<u>240単位</u>

(五) <u>1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合</u>	<u>456単位</u>
(六) <u>1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合</u>	<u>375単位</u>
(七) <u>1日の平均労働時間数が2時間未満の場合</u>	<u>295単位</u>
(2) 利用定員が21人以上40人以下	
(一) <u>1日の平均労働時間数が7時間以上の場合</u>	<u>502単位</u>
(二) <u>1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合</u>	<u>493単位</u>
(三) <u>1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合</u>	<u>485単位</u>
(四) <u>1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合</u>	<u>478単位</u>
(五) <u>1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合</u>	<u>405単位</u>
(六) <u>1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合</u>	<u>334単位</u>
(七) <u>1日の平均労働時間数が2時間未満の場合</u>	<u>262単位</u>
(3) 利用定員が41人以上60人以下	
(一) <u>1日の平均労働時間数が7時間以上の場合</u>	<u>466単位</u>
(二) <u>1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合</u>	<u>457単位</u>
(三) <u>1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合</u>	<u>450単位</u>
(四) <u>1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合</u>	<u>444単位</u>
(五) <u>1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合</u>	<u>377単位</u>
(六) <u>1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合</u>	<u>311単位</u>
(七) <u>1日の平均労働時間数が2時間未満の場合</u>	<u>244単位</u>

(4) 利用定員が61人以上80人以下	
(一) <u>評価点が170点以上の場合</u>	<u>535単位</u>
(二) <u>評価点が150点以上170点未満の場合</u>	<u>511単位</u>
(三) <u>評価点が130点以上150点未満の場合</u>	<u>499単位</u>
(四) <u>評価点が105点以上130点未満の場合</u>	<u>484単位</u>
(五) <u>評価点が80点以上105点未満の場合</u>	<u>388単位</u>
(六) <u>評価点が60点以上80点未満の場合</u>	<u>305単位</u>
(七) <u>評価点が60点未満の場合</u>	<u>235単位</u>
(5) 利用定員が81人以上	
(一) <u>評価点が170点以上の場合</u>	<u>516単位</u>
(二) <u>評価点が150点以上170点未満の場合</u>	<u>493単位</u>
(三) <u>評価点が130点以上150点未満の場合</u>	<u>482単位</u>
(四) <u>評価点が105点以上130点未満の場合</u>	<u>467単位</u>
(五) <u>評価点が80点以上105点未満の場合</u>	<u>375単位</u>
(六) <u>評価点が60点以上80点未満の場合</u>	<u>295単位</u>
(七) <u>評価点が60点未満の場合</u>	<u>226単位</u>

注1 (略)

2 イについては、指定就労継続支援A型事業所（指定障害福祉サービス基準第186条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所をいう。以下同じ。）又は指定障害者支援施設（以下「指定就労継続支援A型事業所等」と

(4) 利用定員が61人以上80人以下	
(一) <u>1日の平均労働時間数が7時間以上の場合</u>	<u>456単位</u>
(二) <u>1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合</u>	<u>447単位</u>
(三) <u>1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合</u>	<u>441単位</u>
(四) <u>1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合</u>	<u>435単位</u>
(五) <u>1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合</u>	<u>369単位</u>
(六) <u>1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合</u>	<u>304単位</u>
(七) <u>1日の平均労働時間数が2時間未満の場合</u>	<u>239単位</u>
(5) 利用定員が81人以上	
(一) <u>1日の平均労働時間数が7時間以上の場合</u>	<u>440単位</u>
(二) <u>1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合</u>	<u>432単位</u>
(三) <u>1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合</u>	<u>426単位</u>
(四) <u>1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合</u>	<u>420単位</u>
(五) <u>1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合</u>	<u>356単位</u>
(六) <u>1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合</u>	<u>294単位</u>
(七) <u>1日の平均労働時間数が2時間未満の場合</u>	<u>230単位</u>

注1 (略)

2 イについては、指定就労継続支援A型事業所（指定障害福祉サービス基準第186条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所をいう。以下同じ。）又は指定障害者支援施設（以下「指定就労継続支援A型事業所等」と

いう。) (別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出たものに限る。) において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、利用定員及び都道府県知事に届け出た評価点(厚生労働大臣が定める事項及び評価方法(令和3年厚生労働省告示第号)の規定により算出される評価点をいう。以下同じ。)に³ 応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定就労継続支援A型事業所等(別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出たものに限る。)の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

- 3 ロについては、指定就労継続支援A型事業所等(イの就労継続支援A型サービス費(I)が算定されている指定就労継続支援A型事業所等を除く。)において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、利用定員及び都道府県知事に届け出た評価点に³ 応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定就労継続支援A型事業所等(イの就労継続支援A型サービス費(I)が算定されている指定就労継続支援A型事業所等を除く。)の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。
- 3の2 イ及びロの算定に当たって、指定就労継続支援A型事業所等が新規に指定を受けた日から1年間は、当該指定就労継続支援A型事業所等の評価点が80点以上105点未満である場合とみなして、1日につき所定単位数を算定する。

いう。) (別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出たものに限る。) において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、利用定員及び都道府県知事に届け出た1日の平均労働時間数(当該指定就労継続支援A型等のあった日の属する年度の前年度において、当該指定就労継続支援A型事業所等と雇用契約を締結していた利用者の当該指定就労継続支援A型事業所等における労働時間の合計数を当該利用者の合計数で除して算出した当該指定就労継続支援A型事業所等における1日当たりの平均労働時間数をいう。³ 注3及び注3の2において同じ。)に³ 応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定就労継続支援A型事業所等(別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出たものに限る。)の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

- 3 ロについては、指定就労継続支援A型事業所等(イの就労継続支援A型サービス費(I)が算定されている指定就労継続支援A型事業所等を除く。)において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、利用定員及び都道府県知事に届け出た1日の平均労働時間数に³ 応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定就労継続支援A型事業所等(イの就労継続支援A型サービス費(I)が算定されている指定就労継続支援A型事業所等を除く。)の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。
- 3の2 イ及びロの算定に当たって、指定就労継続支援A型事業所等が新規に指定を受けた日から1年間は、当該指定就労継続支援A型事業所等の1日の平均労働時間数にかかわらず、平均労働時間数が3時間以上4時間未満である場合とみなして、1日につき所定単位数を算定す

- 4 イ及びロの算定に当たって、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)から(3)までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。
- (1)・(2) (略)
- (3) 指定就労継続支援A型等の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第196条の3又は指定障害者支援施設基準附則第13条の3に規定する基準に適合するものとして都道府県知事に届け出ていない場合 100分の85
- 5 指定障害福祉サービス基準第197条において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項若しくは第3項又は指定障害者支援施設基準第48条第2項若しくは第3項に規定する基準に適合していない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、指定障害福祉サービス基準第197条において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第3項又は指定障害者支援施設基準第48条第3項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。
- 6 (略)
- 2 (略)
- 3 就労移行支援体制加算
- イ 就労移行支援体制加算(I)
- (1) 利用定員が20人以下
- (イ) 評価点が170点以上の場合 93単位
- (ロ) 評価点が150点以上170点未満の場合 87単位

る。ただし、指定就労継続支援A型事業所等が新規に指定を受けた日から6月以上1年未満の間は、指定を受けた日から6月間における当該指定就労継続支援A型事業所等の1日の平均労働時間数に応じ、1日につき所定単位数を算定することができる。

- 4 イ及びロの算定に当たって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。
- (1)・(2) (略)
- (新設)
- 5 指定障害福祉サービス基準第197条において準用する指定障害福祉サービス基準第73条第2項又は指定障害者支援施設基準第48条第2項に規定する基準に適合していない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。
- 6 (略)
- 2 (略)
- 3 就労移行支援体制加算
- イ 就労移行支援体制加算(I)
- (1) 利用定員が20人以下 42単位
- (新設)
- (新設)

(三) <u>評価点が130点以上150点未満の場合</u>	<u>80単位</u>	(新設)	
(四) <u>評価点が105点以上130点未満の場合</u>	<u>73単位</u>	(新設)	
(五) <u>評価点が80点以上105点未満の場合</u>	<u>65単位</u>	(新設)	
(六) <u>評価点が60点以上80点未満の場合</u>	<u>57単位</u>	(新設)	
(七) <u>評価点が60点未満の場合</u>	<u>50単位</u>	(新設)	
(2) 利用定員が21人以上40人以下		(2) 利用定員が21人以上40人以下	<u>18単位</u>
(一) <u>評価点が170点以上の場合</u>	<u>49単位</u>	(新設)	
(二) <u>評価点が150点以上170点未満の場合</u>	<u>45単位</u>	(新設)	
(三) <u>評価点が130点以上150点未満の場合</u>	<u>41単位</u>	(新設)	
(四) <u>評価点が105点以上130点未満の場合</u>	<u>37単位</u>	(新設)	
(五) <u>評価点が80点以上105点未満の場合</u>	<u>32単位</u>	(新設)	
(六) <u>評価点が60点以上80点未満の場合</u>	<u>27単位</u>	(新設)	
(七) <u>評価点が60点未満の場合</u>	<u>23単位</u>	(新設)	
(3) 利用定員が41人以上60人以下		(3) 利用定員が41人以上60人以下	<u>10単位</u>
(一) <u>評価点が170点以上の場合</u>	<u>35単位</u>	(新設)	
(二) <u>評価点が150点以上170点未満の場合</u>	<u>32単位</u>	(新設)	
(三) <u>評価点が130点以上150点未満の場合</u>	<u>28単位</u>	(新設)	
(四) <u>評価点が105点以上130点未満の場合</u>	<u>25単位</u>	(新設)	
(五) <u>評価点が80点以上105点未満の場合</u>	<u>21単位</u>	(新設)	
(六) <u>評価点が60点以上80点未満の場合</u>	<u>17単位</u>	(新設)	
(七) <u>評価点が60点未満の場合</u>	<u>14単位</u>	(新設)	
(4) 利用定員が61人以上80人以下		(4) 利用定員が61人以上80人以下	<u>7単位</u>
(一) <u>評価点が170点以上の場合</u>	<u>27単位</u>	(新設)	
(二) <u>評価点が150点以上170点未満の場合</u>	<u>25単位</u>	(新設)	
(三) <u>評価点が130点以上150点未満の場合</u>	<u>21単位</u>	(新設)	
(四) <u>評価点が105点以上130点未満の場合</u>	<u>19単位</u>	(新設)	
(五) <u>評価点が80点以上105点未満の場合</u>	<u>16単位</u>	(新設)	
(六) <u>評価点が60点以上80点未満の場合</u>	<u>13単位</u>	(新設)	
(七) <u>評価点が60点未満の場合</u>	<u>10単位</u>	(新設)	
(5) 利用定員が81人以上		(5) 利用定員が81人以上	<u>6単位</u>
(一) <u>評価点が170点以上の場合</u>	<u>22単位</u>	(新設)	

(二) 評価点が150点以上170点未満の場合	20単位
(三) 評価点が130点以上150点未満の場合	17単位
(四) 評価点が105点以上130点未満の場合	16単位
(五) 評価点が80点以上105点未満の場合	13単位
(六) 評価点が60点以上80点未満の場合	11単位
(七) 評価点が60点未満の場合	8単位

ロ 就労移行支援体制加算(Ⅱ)

(1) 利用定員が20人以下

(一) 評価点が170点以上の場合	90単位
(二) 評価点が150点以上170点未満の場合	84単位
(三) 評価点が130点以上150点未満の場合	77単位
(四) 評価点が105点以上130点未満の場合	70単位
(五) 評価点が80点以上105点未満の場合	62単位
(六) 評価点が60点以上80点未満の場合	54単位
(七) 評価点が60点未満の場合	47単位

(2) 利用定員が21人以上40人以下

(一) 評価点が170点以上の場合	48単位
(二) 評価点が150点以上170点未満の場合	44単位
(三) 評価点が130点以上150点未満の場合	40単位
(四) 評価点が105点以上130点未満の場合	36単位
(五) 評価点が80点以上105点未満の場合	31単位
(六) 評価点が60点以上80点未満の場合	26単位
(七) 評価点が60点未満の場合	22単位

(3) 利用定員が41人以上60人以下

(一) 評価点が170点以上の場合	34単位
(二) 評価点が150点以上170点未満の場合	31単位
(三) 評価点が130点以上150点未満の場合	27単位
(四) 評価点が105点以上130点未満の場合	24単位
(五) 評価点が80点以上105点未満の場合	20単位
(六) 評価点が60点以上80点未満の場合	16単位
(七) 評価点が60点未満の場合	13単位

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

ロ 就労移行支援体制加算(Ⅱ)

(1) 利用定員が20人以下

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(2) 利用定員が21人以上40人以下

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(3) 利用定員が41人以上60人以下

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

39単位

17単位

9単位

- (4) 利用定員が61人以上80人以下
- (一) 評価点が170点以上の場合 27単位
 - (二) 評価点が150点以上170点未満の場合 25単位
 - (三) 評価点が130点以上150点未満の場合 21単位
 - (四) 評価点が105点以上130点未満の場合 19単位
 - (五) 評価点が80点以上105点未満の場合 16単位
 - (六) 評価点が60点以上80点未満の場合 13単位
 - (七) 評価点が60点未満の場合 10単位
- (5) 利用定員が81人以上
- (一) 評価点が170点以上の場合 21単位
 - (二) 評価点が150点以上170点未満の場合 19単位
 - (三) 評価点が130点以上150点未満の場合 16単位
 - (四) 評価点が105点以上130点未満の場合 15単位
 - (五) 評価点が80点以上105点未満の場合 12単位
 - (六) 評価点が60点以上80点未満の場合 10単位
 - (七) 評価点が60点未満の場合 7単位

注1 イについては、1のイの就労継続支援A型サービス費(I)が算定されている指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型事業所等における指定就労継続支援A型等を受けた後就労（指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。注2において同じ。）し、就労を継続している期間が6月に達した者（以下この3において「就労定着者」という。）が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援A型等を行った日の属する年度の利用定員及び評価点に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

2 ロについては、1のロの就労継続支援A型サービス費(II)を算定している指定就労継続支援A型事業所等におい

- (4) 利用定員が61人以上80人以下 7単位
- (新設)
 - (新設)
 - (新設)
 - (新設)
 - (新設)
 - (新設)
 - (新設)
- (5) 利用定員が81人以上 5単位
- (新設)
 - (新設)
 - (新設)
 - (新設)
 - (新設)
 - (新設)
 - (新設)

注1 イについては、1のイの就労継続支援A型サービス費(I)が算定されている指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型事業所等における指定就労継続支援A型等を受けた後就労（指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。注2において同じ。）し、就労を継続している期間が6月に達した者（以下この3において「就労定着者」という。）が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援A型等のあった日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

2 ロについては、1のロの就労継続支援A型サービス費(II)を算定している指定就労継続支援A型事業所等におい

て、就労定着者が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援A型等を行った日の属する年度の利用定員及び評価点に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

3の2 就労移行連携加算 1,000単位

注 指定就労継続支援A型事業所等における指定就労継続支援A型等を受けた後就労移行支援に係る支給決定を受けた利用者が1人以上いる当該指定就労継続支援A型事業所等において、当該指定就労継続支援A型等を行った日の属する年度において、当該利用者に対して、当該支給決定に係る申請の日までに、当該就労移行支援に係る指定就労移行支援事業者等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者が当該支給決定の申請を行うに当たり、当該申請に係る指定特定相談支援事業者に対して、当該指定就労継続支援A型等の利用状況その他の当該利用者に係る必要な情報を文書により提供した場合に、当該指定就労継続支援A型等の利用を終了した月について、1回に限り、所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が、当該支給決定を受けた日の前日から起算して過去3年以内に就労移行支援に係る支給決定を受けていた場合は加算しない。

4～7 (略)

8 福祉専門職員配置等加算

イ～ハ (略)

注1 イについては、指定障害福祉サービス基準第186条第1項第1号又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第5号の規定により置くべき職業指導員又は生活支援員（注2及び注3において「職業指導員等」という。）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心

て、就労定着者が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援A型等のあった日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

(新設)

4～7 (略)

8 福祉専門職員配置等加算

イ～ハ (略)

注1 イについては、指定障害福祉サービス基準第186条第1項第1号又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第5号の規定により置くべき職業指導員又は生活支援員（注2及び注3において「職業指導員等」という。）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従

理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

3 (略)

9 (略)

10 医療連携体制加算

イ 医療連携体制加算(I)	<u>32単位</u>
ロ 医療連携体制加算(II)	<u>63単位</u>
ハ <u>医療連携体制加算(III)</u>	<u>125単位</u>
ニ <u>医療連携体制加算(IV)</u>	
(1) <u>看護を受けた利用者が1人</u>	<u>800単位</u>
(2) <u>看護を受けた利用者が2人</u>	<u>500単位</u>
(3) <u>看護を受けた利用者が3人以上8人以下</u>	<u>400単位</u>
ホ 医療連携体制加算(V)	500単位
ヘ 医療連携体制加算(VI)	100単位

注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援A型事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員

業者の割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

3 (略)

9 (略)

10 医療連携体制加算

イ 医療連携体制加算(I)	<u>500単位</u>
ロ 医療連携体制加算(II)	<u>250単位</u>
(新設)	
(新設)	
ハ 医療連携体制加算(III)	500単位
ニ 医療連携体制加算(IV)	100単位

注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援A型事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員

を指定就労継続支援A型事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援A型事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

4 ニについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援A型事業所等に訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからハまでのいずれかを算定している利用者については、算定しない。

5 ホについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援A型事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。

6 ヘについては、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからニまでのいずれかを算定している利用者については、算定しない。

(削る)

を指定就労継続支援A型事業所等に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

(新設)

(新設)

3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援A型事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。

4 ニについては、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ又はロを算定している場合にあつては、算定しない。

11 施設外就労加算

100単位

注 指定就労継続支援A型事業所等において、別に厚生労働大

11・12 (略)

13・14 (略)

14の2 在宅時生活支援サービス加算 300単位

注 指定就労継続支援A型事業所等が、居宅において支援を受けることを希望する者であって、当該支援を行うことが効果的であると市町村が認める利用者に対して、当該利用者の居宅において支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

14の3 (略)

15 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。16において同じ。)が、利用者に対し、指定就労継続支援A型等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から14の3までにより算定した単位数の1000分の57に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の65に相当する単位数)

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から14の3までにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の47に相当する単位数)

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から14の3までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数(指定障

臣が定める基準を満たし、企業及び官公庁等で作業を行った場合に、施設外就労利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

12・12の2 (略)

13・14 (略)

14の2 在宅時生活支援サービス加算 300単位

注 指定就労継続支援A型事業所等が、やむを得ない事由により、通所によって支援を受けることが困難であると市町村が認める利用者に対して、当該利用者の居宅において支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

14の3 (略)

15 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。16及び17において同じ。)が、利用者に対し、指定就労継続支援A型等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から14の3までにより算定した単位数の1000分の54に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の69に相当する単位数)

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から14の3までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の50に相当する単位数)

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から14の3までにより算定した単位数の1000分の22に相当する単位数(指定障

害者支援施設にあっては、1000分の26に相当する単位数)
(削る)

(削る)

(削る)

16 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等が、利用者に対し、指定就労継続支援A型等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から14の3までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の18に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から14の3までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の18に相当する単

害者支援施設にあっては、1000分の28に相当する単位数)

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) ハにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(V) ハにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

16 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等が、利用者に対し、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1から14の3までにより算定した単位数の1000分の7に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の9に相当する単位数）を所定単位数に加算する。ただし、15の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

17 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等が、利用者に対し、指定就労継続支援A型等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から14の3までにより算定した単位数の1000分の4に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の19に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から14の3までにより算定した単位数の1000分の4に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の19に相当する単

	位数)
第14	就労継続支援B型
1	就労継続支援B型サービス費(1日につき)
イ	就労継続支援B型サービス費(I)
(1)	利用定員が20人以下
(一)	平均工賃月額が4万5千円以上の場合 <u>702単位</u>
(二)	平均工賃月額が <u>3万5千円</u> 以上4万5千円未満の場合 <u>672単位</u>
(三)	平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合 <u>657単位</u>
(四)	平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 <u>643単位</u>
(五)	平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 <u>631単位</u>
(六)	平均工賃月額が <u>1万5千円</u> 以上2万円未満の場合 <u>611単位</u>
(七)	平均工賃月額が <u>1万円</u> 以上 <u>1万5千円</u> 未満の場合 <u>590単位</u>
(八)	平均工賃月額が <u>1万円</u> 未満の場合 <u>566単位</u>
(2)	利用定員が21人以上40人以下
(一)	平均工賃月額が4万5千円以上の場合 <u>625単位</u>
(二)	平均工賃月額が <u>3万5千円</u> 以上4万5千円未満の場合 <u>598単位</u>
(三)	平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合 <u>584単位</u>
(四)	平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 <u>572単位</u>
(五)	平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 <u>551単位</u>
(六)	平均工賃月額が <u>1万5千円</u> 以上2万円未満の場合 <u>541単位</u>

	位数)
第14	就労継続支援B型
1	就労継続支援B型サービス費(1日につき)
イ	就労継続支援B型サービス費(I)
(1)	利用定員が20人以下
(一)	平均工賃月額が4万5千円以上の場合 <u>649単位</u>
(二)	平均工賃月額が <u>3万円</u> 以上4万5千円未満の場合 <u>624単位</u>
	(新設)
(三)	平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 <u>612単位</u>
(四)	平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 <u>600単位</u>
(五)	平均工賃月額が <u>1万円</u> 以上2万円未満の場合 <u>589単位</u>
(六)	平均工賃月額が <u>5千円</u> 以上 <u>1万円</u> 未満の場合 <u>574単位</u>
(七)	平均工賃月額が <u>5千円</u> 未満の場合 <u>565単位</u>
(2)	利用定員が21人以上40人以下
(一)	平均工賃月額が4万5千円以上の場合 <u>575単位</u>
(二)	平均工賃月額が <u>3万円</u> 以上4万5千円未満の場合 <u>555単位</u>
	(新設)
(三)	平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 <u>544単位</u>
(四)	平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 <u>534単位</u>
(五)	平均工賃月額が <u>1万円</u> 以上2万円未満の場合 <u>524単位</u>

(七) 平均工賃月額が <u>1万円以上1万5千円未満</u> の場合	<u>525単位</u>
(八) 平均工賃月額が <u>1万円未満</u> の場合	<u>504単位</u>
(3) 利用定員が41人以上60人以下	
(一) 平均工賃月額が <u>4万5千円以上</u> の場合	<u>586単位</u>
(二) 平均工賃月額が <u>3万5千円以上4万5千円未満</u> の場合	<u>562単位</u>
(三) <u>平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満</u> の場合	<u>549単位</u>
(四) 平均工賃月額が <u>2万5千円以上3万円未満</u> の場合	<u>537単位</u>
(五) 平均工賃月額が <u>2万円以上2万5千円未満</u> の場合	<u>518単位</u>
(六) 平均工賃月額が <u>1万5千円以上2万円未満</u> の場合	<u>508単位</u>
(七) 平均工賃月額が <u>1万円以上1万5千円未満</u> の場合	<u>493単位</u>
(八) 平均工賃月額が <u>1万円未満</u> の場合	<u>473単位</u>
(4) 利用定員が61人以上80人以下	
(一) 平均工賃月額が <u>4万5千円以上</u> の場合	<u>576単位</u>
(二) 平均工賃月額が <u>3万5千円以上4万5千円未満</u> の場合	<u>552単位</u>
(三) <u>平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満</u> の場合	<u>539単位</u>
(四) 平均工賃月額が <u>2万5千円以上3万円未満</u> の場合	<u>527単位</u>
(五) 平均工賃月額が <u>2万円以上2万5千円未満</u> の場合	<u>508単位</u>
(六) 平均工賃月額が <u>1万5千円以上2万円未満</u> の場合	<u>498単位</u>
(七) 平均工賃月額が <u>1万円以上1万5千円未満</u> の場合	

(六) 平均工賃月額が <u>5千円以上1万円未満</u> の場合	<u>511単位</u>
(七) 平均工賃月額が <u>5千円未満</u> の場合	<u>503単位</u>
(3) 利用定員が41人以上60人以下	
(一) 平均工賃月額が <u>4万5千円以上</u> の場合	<u>540単位</u>
(二) 平均工賃月額が <u>3万円以上4万5千円未満</u> の場合	<u>521単位</u>
(新設)	
(三) 平均工賃月額が <u>2万5千円以上3万円未満</u> の場合	<u>511単位</u>
(四) 平均工賃月額が <u>2万円以上2万5千円未満</u> の場合	<u>501単位</u>
(五) 平均工賃月額が <u>1万円以上2万円未満</u> の場合	<u>492単位</u>
(六) 平均工賃月額が <u>5千円以上1万円未満</u> の場合	<u>479単位</u>
(七) 平均工賃月額が <u>5千円未満</u> の場合	<u>472単位</u>
(4) 利用定員が61人以上80人以下	
(一) 平均工賃月額が <u>4万5千円以上</u> の場合	<u>530単位</u>
(二) 平均工賃月額が <u>3万円以上4万5千円未満</u> の場合	<u>511単位</u>
(新設)	
(三) 平均工賃月額が <u>2万5千円以上3万円未満</u> の場合	<u>502単位</u>
(四) 平均工賃月額が <u>2万円以上2万5千円未満</u> の場合	<u>492単位</u>
(五) 平均工賃月額が <u>1万円以上2万円未満</u> の場合	<u>483単位</u>
(六) 平均工賃月額が <u>5千円以上1万円未満</u> の場合	<u>471単位</u>

	<u>484単位</u>
(八) 平均工賃月額が <u>1万円未満</u> の場合	<u>464単位</u>
(5) 利用定員が81人以上	
(一) 平均工賃月額が <u>4万5千円以上</u> の場合	<u>557単位</u>
(二) 平均工賃月額が <u>3万5千円以上</u> <u>4万5千円未満</u> の場合	<u>533単位</u>
(三) 平均工賃月額が <u>3万円以上</u> <u>3万5千円未満</u> の場合	<u>521単位</u>
(四) 平均工賃月額が <u>2万5千円以上</u> <u>3万円未満</u> の場合	<u>510単位</u>
(五) 平均工賃月額が <u>2万円以上</u> <u>2万5千円未満</u> の場合	<u>491単位</u>
(六) 平均工賃月額が <u>1万5千円以上</u> <u>2万円未満</u> の場合	<u>482単位</u>
(七) 平均工賃月額が <u>1万円以上</u> <u>1万5千円未満</u> の場合	<u>468単位</u>
(八) 平均工賃月額が <u>1万円未満</u> の場合	<u>448単位</u>
ロ 就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)	
(1) 利用定員が20人以下	
(一) 平均工賃月額が <u>4万5千円以上</u> の場合	<u>640単位</u>
(二) 平均工賃月額が <u>3万5千円以上</u> <u>4万5千円未満</u> の場合	<u>613単位</u>
(三) 平均工賃月額が <u>3万円以上</u> <u>3万5千円未満</u> の場合	<u>599単位</u>
(四) 平均工賃月額が <u>2万5千円以上</u> <u>3万円未満</u> の場合	<u>586単位</u>
(五) 平均工賃月額が <u>2万円以上</u> <u>2万5千円未満</u> の場合	<u>565単位</u>
(六) 平均工賃月額が <u>1万5千円以上</u> <u>2万円未満</u> の場合	<u>554単位</u>
(七) 平均工賃月額が <u>1万円以上</u> <u>1万5千円未満</u> の場合	

	<u>463単位</u>
(七) 平均工賃月額が <u>5千円未満</u> の場合	<u>463単位</u>
(5) 利用定員が81人以上	
(一) 平均工賃月額が <u>4万5千円以上</u> の場合	<u>513単位</u>
(二) 平均工賃月額が <u>3万円以上</u> <u>4万5千円未満</u> の場合	<u>494単位</u>
(新設)	
(三) 平均工賃月額が <u>2万5千円以上</u> <u>3万円未満</u> の場合	<u>485単位</u>
(四) 平均工賃月額が <u>2万円以上</u> <u>2万5千円未満</u> の場合	<u>476単位</u>
(五) 平均工賃月額が <u>1万円以上</u> <u>2万円未満</u> の場合	<u>467単位</u>
(六) 平均工賃月額が <u>5千円以上</u> <u>1万円未満</u> の場合	<u>454単位</u>
(七) 平均工賃月額が <u>5千円未満</u> の場合	<u>447単位</u>
ロ 就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)	
(1) 利用定員が20人以下	
(一) 平均工賃月額が <u>4万5千円以上</u> の場合	<u>590単位</u>
(二) 平均工賃月額が <u>3万円以上</u> <u>4万5千円未満</u> の場合	<u>568単位</u>
(新設)	
(三) 平均工賃月額が <u>2万5千円以上</u> <u>3万円未満</u> の場合	<u>558単位</u>
(四) 平均工賃月額が <u>2万円以上</u> <u>2万5千円未満</u> の場合	<u>547単位</u>
(五) 平均工賃月額が <u>1万円以上</u> <u>2万円未満</u> の場合	<u>537単位</u>
(六) 平均工賃月額が <u>5千円以上</u> <u>1万円未満</u> の場合	<u>523単位</u>

	<u>538単位</u>
(八) 平均工賃月額が <u>1万円未満</u> の場合	<u>516単位</u>
(2) 利用定員が21人以上40人以下	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>571単位</u>
(二) 平均工賃月額が <u>3万5千円</u> 以上4万5千円未満の場合	<u>547単位</u>
(三) <u>平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満</u> の場合	<u>534単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>523単位</u>
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>504単位</u>
(六) 平均工賃月額が <u>1万5千円</u> 以上2万円未満の場合	<u>494単位</u>
(七) 平均工賃月額が <u>1万円</u> 以上 <u>1万5千円</u> 未満の場合	<u>480単位</u>
(八) 平均工賃月額が <u>1万円</u> 未満の場合	<u>461単位</u>
(3) 利用定員が41人以上60人以下	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>529単位</u>
(二) 平均工賃月額が <u>3万5千円</u> 以上4万5千円未満の場合	<u>507単位</u>
(三) <u>平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満</u> の場合	<u>495単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>485単位</u>
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>467単位</u>
(六) 平均工賃月額が <u>1万5千円</u> 以上2万円未満の場合	<u>458単位</u>
(七) 平均工賃月額が <u>1万円</u> 以上 <u>1万5千円</u> 未満の場合	<u>445単位</u>

(七) 平均工賃月額が <u>5千円</u> 未満の場合	<u>515単位</u>
(2) 利用定員が21人以上40人以下	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>526単位</u>
(二) 平均工賃月額が <u>3万円</u> 以上4万5千円未満の場合	<u>507単位</u>
(新設)	
(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>497単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>488単位</u>
(五) 平均工賃月額が <u>1万円</u> 以上2万円未満の場合	<u>479単位</u>
(六) 平均工賃月額が <u>5千円</u> 以上 <u>1万円</u> 未満の場合	<u>467単位</u>
(七) 平均工賃月額が <u>5千円</u> 未満の場合	<u>460単位</u>
(3) 利用定員が41人以上60人以下	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>489単位</u>
(二) 平均工賃月額が <u>3万円</u> 以上4万5千円未満の場合	<u>471単位</u>
(新設)	
(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>462単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>452単位</u>
(五) 平均工賃月額が <u>1万円</u> 以上2万円未満の場合	<u>444単位</u>
(六) 平均工賃月額が <u>5千円</u> 以上 <u>1万円</u> 未満の場合	<u>433単位</u>

(八) 平均工賃月額が <u>1万円未満</u> の場合	<u>427単位</u>
(4) 利用定員が61人以上80人以下	
(一) 平均工賃月額が <u>4万5千円以上</u> の場合	<u>519単位</u>
(二) 平均工賃月額が <u>3万5千円以上4万5千円未満</u> の場合	<u>497単位</u>
(三) <u>平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満</u> の場合	<u>485単位</u>
(四) 平均工賃月額が <u>2万5千円以上3万円未満</u> の場合	<u>475単位</u>
(五) 平均工賃月額が <u>2万円以上2万5千円未満</u> の場合	<u>458単位</u>
(六) 平均工賃月額が <u>1万5千円以上2万円未満</u> の場合	<u>449単位</u>
(七) 平均工賃月額が <u>1万円以上1万5千円未満</u> の場合	<u>436単位</u>
(八) 平均工賃月額が <u>1万円未満</u> の場合	<u>418単位</u>
(5) 利用定員が81人以上	
(一) 平均工賃月額が <u>4万5千円以上</u> の場合	<u>501単位</u>
(二) 平均工賃月額が <u>3万5千円以上4万5千円未満</u> の場合	<u>480単位</u>
(三) <u>平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満</u> の場合	<u>468単位</u>
(四) 平均工賃月額が <u>2万5千円以上3万円未満</u> の場合	<u>459単位</u>
(五) 平均工賃月額が <u>2万円以上2万5千円未満</u> の場合	<u>442単位</u>
(六) 平均工賃月額が <u>1万5千円以上2万円未満</u> の場合	<u>434単位</u>
(七) 平均工賃月額が <u>1万円以上1万5千円未満</u> の場合	<u>421単位</u>
(八) 平均工賃月額が <u>1万円未満</u> の場合	<u>404単位</u>

(七) 平均工賃月額が <u>5千円未満</u> の場合	<u>426単位</u>
(4) 利用定員が61人以上80人以下	
(一) 平均工賃月額が <u>4万5千円以上</u> の場合	<u>479単位</u>
(二) 平均工賃月額が <u>3万円以上4万5千円未満</u> の場合	<u>461単位</u>
(新設)	
(三) 平均工賃月額が <u>2万5千円以上3万円未満</u> の場合	<u>452単位</u>
(四) 平均工賃月額が <u>2万円以上2万5千円未満</u> の場合	<u>443単位</u>
(五) 平均工賃月額が <u>1万円以上2万円未満</u> の場合	<u>435単位</u>
(六) 平均工賃月額が <u>5千円以上1万円未満</u> の場合	<u>424単位</u>
(七) 平均工賃月額が <u>5千円未満</u> の場合	<u>417単位</u>
(5) 利用定員が81人以上	
(一) 平均工賃月額が <u>4万5千円以上</u> の場合	<u>462単位</u>
(二) 平均工賃月額が <u>3万円以上4万5千円未満</u> の場合	<u>444単位</u>
(新設)	
(三) 平均工賃月額が <u>2万5千円以上3万円未満</u> の場合	<u>436単位</u>
(四) 平均工賃月額が <u>2万円以上2万5千円未満</u> の場合	<u>428単位</u>
(五) 平均工賃月額が <u>1万円以上2万円未満</u> の場合	<u>420単位</u>
(六) 平均工賃月額が <u>5千円以上1万円未満</u> の場合	<u>409単位</u>
(七) 平均工賃月額が <u>5千円未満</u> の場合	<u>403単位</u>

ハ 就労継続支援B型サービス費Ⅲ

(1) <u>利用定員が20人以下</u>	<u>556単位</u>
(2) <u>利用定員が21人以上40人以下</u>	<u>494単位</u>
(3) <u>利用定員が41人以上60人以下</u>	<u>463単位</u>
(4) <u>利用定員が61人以上80人以下</u>	<u>454単位</u>
(5) <u>利用定員が81人以上</u>	<u>438単位</u>

ニ 就労継続支援B型サービス費Ⅳ

(1) <u>利用定員が20人以下</u>	<u>506単位</u>
(2) <u>利用定員が21人以上40人以下</u>	<u>451単位</u>
(3) <u>利用定員が41人以上60人以下</u>	<u>417単位</u>
(4) <u>利用定員が61人以上80人以下</u>	<u>408単位</u>
(5) <u>利用定員が81人以上</u>	<u>394単位</u>

ホ 基準該当就労継続支援B型サービス費

次の算式により算定した数とイの(1)から(5)までに掲げる利用定員（基準該当就労継続支援B型（指定障害福祉サービス基準第203条に規定する基準該当就労継続支援B型をいう。以下同じ。）の事業を行う社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第7号に規定する授産施設又は生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項第4号に規定する授産施設（以下「基準該当就労継続支援B型事業所」という。）の利用定員をいう。）及び平均工賃月額（2の注に規定する指定就労継続支援B型事業所等及び基準該当就労継続支援B型事業所において、指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型を行った日の属する年度の前年度に、当該指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所の利用者に対して支払った工賃（指定障害福祉サービス基準第201条第1項（指定障害福祉サービス基準第223条第5項において準用する場合を含む。）、第205条第1項又は指定障害者支援施設基準附則第9条第1項に定める工賃をいう。以下同じ。）の一月あたりの平均額として都道府県知事又は市町村長に届け出たものをいう。以下同じ。）に応じ、

(新設)

(新設)

ハ 基準該当就労継続支援B型サービス費

次の算式により算定した数とイの(1)から(5)までに掲げる利用定員（基準該当就労継続支援B型（指定障害福祉サービス基準第203条に規定する基準該当就労継続支援B型をいう。以下同じ。）の事業を行う社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第7号に規定する授産施設又は生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項第4号に規定する授産施設（以下「基準該当就労継続支援B型事業所」という。）の利用定員をいう。）及び平均工賃月額（2の注に規定する指定就労継続支援B型事業所等及び基準該当就労継続支援B型事業所において、指定就労継続支援B型等のあった日の属する年度の前年度に、当該指定就労継続支援B型事業所等の利用者に対して支払った工賃（指定障害福祉サービス基準第201条第1項（指定障害福祉サービス基準第223条第5項において準用する場合を含む。）、第205条第1項又は指定障害者支援施設基準附則第9条第1項に定める工賃をいう。以下同じ。）の一月あたりの平均額として都道府県知事又は市町村長に届け出たものをいう。以下このハ並びに注2及び注3において同じ。）に応じ、それぞれイの(1)から(5)までに掲げ

それぞれイの(1)から(5)までに掲げる平均工賃月額に応じた単位数（地方公共団体が設置する基準該当就労継続支援B型事業所の場合にあっては、それぞれイの(1)から(5)までに掲げる平均工賃月額に応じた単位数の1000分の965に相当する単位数とする。）とのいずれか少ない単位数

算式

（略）

注1 イからホまでについては年齢、支援の度合その他の事情により通常の事業所に雇用されることが困難である者のうち適切な支援によっても雇用契約に基づく就労が困難であるものに対して、指定障害福祉サービス基準第198条に規定する指定就労継続支援B型、指定障害福祉サービス基準第219条に規定する特定基準該当就労継続支援B型（以下「特定基準該当就労継続支援B型」という。）若しくは指定障害者支援施設が行う就労継続支援B型（規則第6条の10第2号に掲げる就労継続支援B型をいう。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援B型等」という。）又は基準該当就労継続支援B型を行った場合に、所定単位数を算定する。

2 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援B型事業所（指定障害福祉サービス基準第198条に規定する指定就労継続支援B型の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。以下同じ。）又は指定障害者支援施設（以下この注2から注5までにおいて「特定指定就労継続支援B型事業所等」という。）において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、利用定員及び平均工賃月額に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する特定指定就労継続支援B型事業所等の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

る平均工賃月額に応じた単位数（地方公共団体が設置する基準該当就労継続支援B型事業所の場合にあっては、それぞれイの(1)から(5)までに掲げる平均工賃月額に応じた単位数の1000分の965に相当する単位数とする。）とのいずれか少ない単位数

算式

（略）

注1 イからハまでについては年齢、支援の度合その他の事情により通常の事業所に雇用されることが困難である者のうち適切な支援によっても雇用契約に基づく就労が困難であるものに対して、指定障害福祉サービス基準第198条に規定する指定就労継続支援B型、指定障害福祉サービス基準第219条に規定する特定基準該当就労継続支援B型（以下「特定基準該当就労継続支援B型」という。）若しくは指定障害者支援施設が行う就労継続支援B型（規則第6条の10第2号に掲げる就労継続支援B型をいう。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援B型等」という。）又は基準該当就労継続支援B型を行った場合に、所定単位数を算定する。

2 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援B型事業所（指定障害福祉サービス基準第198条に規定する指定就労継続支援B型の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。以下同じ。）又は指定障害者支援施設（以下この注において「特定指定就労継続支援B型事業所等」という。）において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、利用定員及び平均工賃月額に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する特定指定就労継続支援B型事業所等の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

3 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た特定指定就労継続支援B型事業所等又は特定基準該当障害福祉サービス事業所において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、利用定員及び平均工賃月額に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する特定指定就労継続支援B型事業所等又は特定基準該当障害福祉サービス事業所の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

4 ハについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た特定指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する特定指定就労継続支援B型事業所等の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

5 ニについては、注2から注4までに規定する以外の特定指定就労継続支援B型事業所等又は注3に規定する以外の特定基準該当障害福祉サービス事業所において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する注2から注4までに規定する以外の特定指定就労継続支援B型事業所等又は注3に規定する以外の特定基準該当障害福祉サービス事業所の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

6 ホについては、基準該当就労継続支援B型事業所が、基準該当就労継続支援B型を行った場合に、所定単位数を算定する。

6の2 イ及びロの算定に当たって、指定就労継続支援B

3 ロについては、注2に規定する以外の指定就労継続支援B型事業所若しくは指定障害者支援施設又は特定基準該当障害福祉サービス事業所において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、利用定員及び平均工賃月額に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する注2に規定する以外の指定就労継続支援B型事業所若しくは指定障害者支援施設又は特定基準該当障害福祉サービス事業所の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

(新設)

(新設)

4 ハについては、基準該当就労継続支援B型事業所が、基準該当就労継続支援B型を行った場合に、所定単位数を算定する。

4の2 イ及びロの算定に当たって、指定就労継続支援B

型事業所等の指定を受けた日から1年間は、指定就労継続支援B型事業所等の平均工賃月額にかかわらず、平均工賃月額が1万円未満の場合とみなして、1日につき所定単位数を算定する。ただし、指定就労継続支援B型事業所等が新規に指定を受けた日から6月以上1年未満の間は、指定を受けた日から6月間における当該指定就労継続支援B型事業所等の平均工賃月額に応じ、1日につき所定単位数を算定することができる。

7 イからホまでに掲げる就労継続支援B型サービス費の算定に当たって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1)・(2) (略)

8 指定障害福祉サービス基準第202条、第206条及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項若しくは第3項又は指定障害者支援施設基準第48条第2項若しくは第3項に規定する基準に適合していない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、指定障害福祉サービス基準第202条、第206条及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第3項又は指定障害者支援施設基準第48条第3項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

9 (略)

2 (略)

3 就労移行支援体制加算

イ 就労移行支援体制加算(I)

(1) 利用定員が20人以下

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 93単位

(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合

型事業所等の指定を受けた日から1年間は、指定就労継続支援B型事業所等の平均工賃月額にかかわらず、平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合とみなして、1日につき所定単位数を算定する。ただし、指定就労継続支援B型事業所等が新規に指定を受けた日から6月以上1年未満の間は、指定を受けた日から6月間における当該指定就労継続支援B型事業所等の平均工賃月額に応じ、1日につき所定単位数を算定することができる。

5 イからハまでに掲げる就労継続支援B型サービス費の算定に当たって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1)・(2) (略)

6 指定障害福祉サービス基準第202条、第206条及び第223条第5項において準用する指定障害福祉サービス基準第73条第2項又は指定障害者支援施設基準第48条第2項に規定する基準に適合していない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

7 (略)

2 (略)

3 就労移行支援体制加算

イ 就労移行支援体制加算(I)

(1) 利用定員が20人以下

(新設)

(新設)

42単位

	<u>86単位</u>		
(三) <u>平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合</u>		(新設)	
	<u>79単位</u>		
(四) <u>平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合</u>		(新設)	
	<u>72単位</u>		
(五) <u>平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合</u>		(新設)	
	<u>65単位</u>		
(六) <u>平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合</u>		(新設)	
	<u>58単位</u>		
(七) <u>平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合</u>		(新設)	
	<u>51単位</u>		
(八) <u>平均工賃月額が1万円未満の場合</u>	<u>48単位</u>	(新設)	
(2) 利用定員が21人以上40人以下		(2) 利用定員が21人以上40人以下	<u>18単位</u>
(一) <u>平均工賃月額が4万5千円以上の場合</u>	<u>49単位</u>	(新設)	
(二) <u>平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合</u>		(新設)	
	<u>44単位</u>		
(三) <u>平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合</u>		(新設)	
	<u>40単位</u>		
(四) <u>平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合</u>		(新設)	
	<u>36単位</u>		
(五) <u>平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合</u>		(新設)	
	<u>32単位</u>		
(六) <u>平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合</u>		(新設)	
	<u>28単位</u>		
(七) <u>平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合</u>		(新設)	
	<u>23単位</u>		
(八) <u>平均工賃月額が1万円未満の場合</u>	<u>22単位</u>	(新設)	
(3) 利用定員が41人以上60人以下		(3) 利用定員が41人以上60人以下	<u>10単位</u>
(一) <u>平均工賃月額が4万5千円以上の場合</u>	<u>35単位</u>	(新設)	
(二) <u>平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合</u>		(新設)	
	<u>31単位</u>		

(三) <u>平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合</u>	(新設)	
<u>28単位</u>		
(四) <u>平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合</u>	(新設)	
<u>24単位</u>		
(五) <u>平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合</u>	(新設)	
<u>21単位</u>		
(六) <u>平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合</u>	(新設)	
<u>18単位</u>		
(七) <u>平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合</u>	(新設)	
<u>14単位</u>		
(八) <u>平均工賃月額が1万円未満の場合</u>	(新設)	
<u>13単位</u>		
(4) <u>利用定員が61人以上80人以下</u>	(4) <u>利用定員が61人以上80人以下</u>	<u>7単位</u>
(一) <u>平均工賃月額が4万5千円以上の場合</u>	(新設)	
<u>27単位</u>		
(二) <u>平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合</u>	(新設)	
<u>24単位</u>		
(三) <u>平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合</u>	(新設)	
<u>21単位</u>		
(四) <u>平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合</u>	(新設)	
<u>18単位</u>		
(五) <u>平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合</u>	(新設)	
<u>16単位</u>		
(六) <u>平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合</u>	(新設)	
<u>13単位</u>		
(七) <u>平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合</u>	(新設)	
<u>10単位</u>		
(八) <u>平均工賃月額が1万円未満の場合</u>	(新設)	
<u>9単位</u>		
(5) <u>利用定員が81人以上</u>	(5) <u>利用定員が81人以上</u>	<u>6単位</u>
(一) <u>平均工賃月額が4万5千円以上の場合</u>	(新設)	
<u>22単位</u>		
(二) <u>平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合</u>	(新設)	
<u>20単位</u>		
(三) <u>平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合</u>	(新設)	

	<u>17単位</u>		
(四) <u>平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合</u>		(新設)	
	<u>15単位</u>		
(五) <u>平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合</u>		(新設)	
	<u>13単位</u>		
(六) <u>平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合</u>		(新設)	
	<u>11単位</u>		
(七) <u>平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合</u>		(新設)	
	<u>8単位</u>		
(八) <u>平均工賃月額が1万円未満の場合</u>	<u>7単位</u>	(新設)	
ロ 就労移行支援体制加算(Ⅱ)		ロ 就労移行支援体制加算(Ⅱ)	
(1) 利用定員が20人以下		(1) 利用定員が20人以下	<u>39単位</u>
(一) <u>平均工賃月額が4万5千円以上の場合</u>	<u>90単位</u>	(新設)	
(二) <u>平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合</u>		(新設)	
	<u>83単位</u>		
(三) <u>平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合</u>		(新設)	
	<u>76単位</u>		
(四) <u>平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合</u>		(新設)	
	<u>69単位</u>		
(五) <u>平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合</u>		(新設)	
	<u>62単位</u>		
(六) <u>平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合</u>		(新設)	
	<u>55単位</u>		
(七) <u>平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合</u>		(新設)	
	<u>48単位</u>		
(八) <u>平均工賃月額が1万円未満の場合</u>	<u>45単位</u>	(新設)	
(2) 利用定員が21人以上40人以下		(2) 利用定員が21人以上40人以下	<u>17単位</u>
(一) <u>平均工賃月額が4万5千円以上の場合</u>	<u>48単位</u>	(新設)	
(二) <u>平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合</u>		(新設)	
	<u>43単位</u>		
(三) <u>平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合</u>		(新設)	

	<u>39単位</u>		
(四) <u>平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合</u>		(新設)	
	<u>35単位</u>		
(五) <u>平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合</u>		(新設)	
	<u>31単位</u>		
(六) <u>平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合</u>		(新設)	
	<u>27単位</u>		
(七) <u>平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合</u>		(新設)	
	<u>22単位</u>		
(八) <u>平均工賃月額が1万円未満の場合</u>	<u>21単位</u>	(新設)	
(3) <u>利用定員が41人以上60人以下</u>		(3) <u>利用定員が41人以上60人以下</u>	<u>9単位</u>
(一) <u>平均工賃月額が4万5千円以上の場合</u>	<u>34単位</u>	(新設)	
(二) <u>平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合</u>		(新設)	
	<u>30単位</u>		
(三) <u>平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合</u>		(新設)	
	<u>27単位</u>		
(四) <u>平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合</u>		(新設)	
	<u>23単位</u>		
(五) <u>平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合</u>		(新設)	
	<u>20単位</u>		
(六) <u>平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合</u>		(新設)	
	<u>17単位</u>		
(七) <u>平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合</u>		(新設)	
	<u>13単位</u>		
(八) <u>平均工賃月額が1万円未満の場合</u>	<u>12単位</u>	(新設)	
(4) <u>利用定員が61人以上80人以下</u>		(4) <u>利用定員が61人以上80人以下</u>	<u>7単位</u>
(一) <u>平均工賃月額が4万5千円以上の場合</u>	<u>27単位</u>	(新設)	
(二) <u>平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合</u>		(新設)	
	<u>24単位</u>		
(三) <u>平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合</u>		(新設)	
	<u>21単位</u>		

四	平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	(新設)	
	18単位		
五	平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	(新設)	
	16単位		
六	平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	(新設)	
	13単位		
七	平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	(新設)	
	10単位		
八	平均工賃月額が1万円未満の場合	(新設)	
	9単位		
(5)	利用定員が81人以上	(5) 利用定員が81人以上	5単位
(一)	平均工賃月額が4万5千円以上の場合	(新設)	
	21単位		
(二)	平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	(新設)	
	19単位		
(三)	平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	(新設)	
	16単位		
(四)	平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	(新設)	
	14単位		
(五)	平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	(新設)	
	12単位		
(六)	平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	(新設)	
	10単位		
(七)	平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	(新設)	
	7単位		
(八)	平均工賃月額が1万円未満の場合	(新設)	
	6単位		
ハ	就労移行支援体制加算(Ⅲ)	(新設)	
(1)	利用定員が20人以下		42単位
(2)	利用定員が21人以上40人以下		18単位
(3)	利用定員が41人以上60人以下		10単位
(4)	利用定員が61人以上80人以下		7単位
(5)	利用定員が81人以上		6単位
ニ	就労移行支援体制加算(Ⅳ)	(新設)	

- | | |
|----------------------------|-------------|
| (1) <u>利用定員が20人以下</u> | <u>39単位</u> |
| (2) <u>利用定員が21人以上40人以下</u> | <u>17単位</u> |
| (3) <u>利用定員が41人以上60人以下</u> | <u>9単位</u> |
| (4) <u>利用定員が61人以上80人以下</u> | <u>7単位</u> |
| (5) <u>利用定員が81人以上</u> | <u>5単位</u> |

注1 イについては、1のイの就労継続支援B型サービス費(I)を算定している指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型事業所等における指定就労継続支援B型等を受けた後就労（指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。以下この注1において同じ。）し、就労を継続している期間が6月に達した者（以下この3において「就労定着者」という。）が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援B型等を行った日の属する年度の利用定員及び平均工賃月額に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

2 ロについては、1のロの就労継続支援B型サービス費(II)を算定している指定就労継続支援B型事業所等において、就労定着者が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援B型等を行った日の属する年度の利用定員及び平均工賃月額に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

3 ハについては、1のハの就労継続支援B型サービス費(III)を算定している指定就労継続支援B型事業所等において、就労定着者が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支

注1 イについては、1のイの就労継続支援B型サービス費(I)を算定している指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型事業所等における指定就労継続支援B型等を受けた後就労（指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。注2において同じ。）し、就労を継続している期間が6月に達した者（以下この3において「就労定着者」という。）が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援B型等のあった日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

2 ロについては、1のロの就労継続支援B型サービス費(II)を算定している指定就労継続支援B型事業所等において、就労定着者が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援B型等のあった日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

(新設)

援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援B型等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

4 ニについては、1のニの就労継続支援B型サービス費(Ⅳ)を算定している指定就労継続支援B型事業所等において、就労定着者が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援B型等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

(新設)

3の2 就労移行連携加算 1,000単位

(新設)

注 指定就労継続支援B型事業所等における指定就労継続支援B型等を受けた後就労移行支援に係る支給決定を受けた利用者が1人以上いる当該指定就労継続支援B型事業所等において、当該指定就労継続支援B型等を行った日の属する年度において、当該利用者に対して、当該支給決定に係る申請の日までに、当該就労移行支援に係る指定就労移行支援事業者等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者が当該支給決定の申請を行うに当たり、当該申請に係る指定特定相談支援事業者に対して、当該指定就労継続支援B型等の利用状況その他の当該利用者に係る必要な情報を文書により提供した場合に、当該指定就労継続支援B型等の利用を終了した月について、1回に限り、所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が、当該支給決定を受けた日の前日から起算して過去3年以内に就労移行支援に係る支給決定を受けていた場合は加算しない。

4～7 (略)

8 福祉専門職員配置等加算

イ～ハ (略)

4～7 (略)

8 福祉専門職員配置等加算

イ～ハ (略)

注1 イについては、指定障害福祉サービス基準第199条において準用する指定障害福祉サービス基準第186条第1項第1号、指定障害福祉サービス基準第220条第1項第4号若しくは第5号又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第5号の規定により置くべき職業指導員又は生活支援員（注2及び注3において「職業指導員等」という。）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

3 (略)

8の2 ピアサポート実施加算 100単位

注 次の(1)から(3)までのいずれにも該当する指定就労継続支援B型事業所等において、法第4条第1項に規定する障害者（以下この注において単に「障害者」という。）又は障害者であったと都道府県知事が認める者（以下この注において「障害者等」という。）である従業者であって、法第78条第2項に規定する地域生活支援事業として行われる研修（障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修に限る。以下

注1 イについては、指定障害福祉サービス基準第199条において準用する指定障害福祉サービス基準第186条第1項第1号、指定障害福祉サービス基準第220条第1項第4号若しくは5号又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第5号の規定により置くべき職業指導員又は生活支援員（注2及び注3において「職業指導員等」という。）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

3 (略)

(新設)

この注において「ピアサポート研修」という。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものが、利用者に対して、就労及び生産活動について当該障害者等である従業者の経験に基づき相談援助を行った場合に、当該相談援助を受けた利用者の数に応じ、1月につき所定単位数を加算する。

- (1) 1のハの就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)又は1のニの就労継続支援B型サービス費(Ⅳ)を算定していること。
- (2) ピアサポート研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を指定就労継続支援B型事業所等の従業者として2名以上(当該2名以上のうち1名は障害者等とする。)配置していること。
- (3) (2)に掲げるところにより配置した者のいずれかにより、当該指定就労継続支援B型事業所等の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。

9 (略)

10 医療連携体制加算

イ	医療連携体制加算(I)	32単位
ロ	医療連携体制加算(Ⅱ)	63単位
ハ	医療連携体制加算(Ⅲ)	125単位
ニ	医療連携体制加算(Ⅳ)	
	(1) 看護を受けた利用者が1人	800単位
	(2) 看護を受けた利用者が2人	500単位
	(3) 看護を受けた利用者が3人以上8人以下	400単位
ホ	医療連携体制加算(Ⅴ)	500単位
ヘ	医療連携体制加算(Ⅵ)	100単位

注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援B型事業所等(特定基準該当生活介護又は特定基準該当自立訓練(機能訓練))を提供する事

9 (略)

10 医療連携体制加算

イ	医療連携体制加算(I)	500単位
ロ	医療連携体制加算(Ⅱ)	250単位
	(新設)	
	(新設)	
ハ	医療連携体制加算(Ⅲ)	500単位
ニ	医療連携体制加算(Ⅳ)	100単位

注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援B型事業所等(特定基準該当生活介護又は特定基準該当自立訓練(機能訓練))を提供する事

業所を除く。注2において同じ。)に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援B型事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援B型事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

4 ニについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援B型事業所等に訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからハまでのいずれかを算定している利用者については、算定しない。

5 ホについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援B型事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。

6 ヘについては、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定

業所を除く。注2において同じ。)に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援B型事業所等に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名を限度とし、1日につき所定単位数を加算する。

(新設)

(新設)

3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援B型事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。

4 ニについては、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定

特定行為業務従事者が、^{かくたん}喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからニまでのいずれかを算定している利用者については、算定しない。

11 地域協働加算 30単位

注 1のハの就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)又は1のニの就労継続支援B型サービス費(Ⅳ)を算定している指定就労継続支援B型事業所等において、利用者に対して、持続可能で活力ある地域づくりに資することを目的として、地域住民その他の関係者と協働して行う取組により指定就労継続支援B型等(当該指定就労継続支援B型等に係る生産活動収入があるものに限る。)を行うとともに、当該指定就労継続支援B型等に係る就労、生産活動その他の活動の内容についてインターネットの利用その他の方法により公表した場合に、当該指定就労継続支援B型等を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

12～15 (略)

16 在宅時生活支援サービス加算 300単位

注 指定就労継続支援B型事業所等が、居宅において支援を受けることを希望する者であって、当該支援を行うことが効果的であると市町村が認める利用者に対して、当該利用者の居宅において支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

16の2 (略)

17 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。18において同じ。)が、利用者に対し、指定就労継続支援B型等又は基準該当

特定行為業務従事者が、^{かくたん}喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ又はロを算定している場合にあつては、算定しない。

11 施設外就労加算 100単位

注 指定就労継続支援B型事業所等において、別に厚生労働大臣が定める基準を満たし、企業及び官公庁等で作業を行った場合に、施設外就労利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

12～15 (略)

16 在宅時生活支援サービス加算 300単位

注 指定就労継続支援B型事業所等が、やむを得ない事由により、通所によって支援を受けることが困難であると市町村が認める利用者に対して、当該利用者の居宅において支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

16の2 (略)

17 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。18及び19において同じ。)が、利用者に対し、指定就労継続支援B型等又は基

就労継続支援B型を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から16の2までにより算定した単位数の1000分の54に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の64に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から16の2までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の47に相当する単位数）

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から16の2までにより算定した単位数の1000分の22に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の26に相当する単位数）

(削る)

(削る)

(削る)

18 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

準該当就労継続支援B型を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から16の2までにより算定した単位数の1000分の52に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の69に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から16の2までにより算定した単位数の1000分の38に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の50に相当する単位数）

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から16の2までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の28に相当する単位数）

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) ハにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(V) ハにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

18 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所が、利用者に対し、指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型を行った場合に、1から16の2までにより算定した単位数の1000分の7に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の9に相当する単位数）を所定単位数に加算する。ただし、17の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

19 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所が、利用者に対し、指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から16の2までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の18に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から16の2までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の18に相当する単位数）

第14の2 就労定着支援

1 就労定着支援サービス費（1月につき）

イ 利用者数が20人以下

(1) 就労定着率が <u>9割5分</u> 以上の場合	<u>3,449単位</u>
(2) 就労定着率が <u>9割</u> 以上 <u>9割5分</u> 未満の場合	<u>3,285単位</u>
(3) 就労定着率が <u>8割</u> 以上 <u>9割</u> 未満の場合	<u>2,710単位</u>
(4) 就労定着率が <u>7割</u> 以上 <u>8割</u> 未満の場合	<u>2,176単位</u>
(5) 就労定着率が <u>5割</u> 以上 <u>7割</u> 未満の場合	<u>1,642単位</u>
(6) 就労定着率が <u>3割</u> 以上 <u>5割</u> 未満の場合	<u>1,395単位</u>
(7) 就労定着率が <u>3割</u> 未満の場合	<u>1,046単位</u>

ロ 利用者数が21人以上40人以下

(1) 就労定着率が <u>9割5分</u> 以上の場合	<u>2,759単位</u>
(2) 就労定着率が <u>9割</u> 以上 <u>9割5分</u> 未満の場合	<u>2,628単位</u>
(3) 就労定着率が <u>8割</u> 以上 <u>9割</u> 未満の場合	<u>2,168単位</u>

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所が、利用者に対し、指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から16の2までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の19に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から16の2までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の19に相当する単位数）

第14の2 就労定着支援

1 就労定着支援サービス費（1月につき）

イ 利用者数が20人以下

(1) 就労定着率が <u>9割</u> 以上の場合	<u>3,215単位</u>
(2) 就労定着率が <u>8割</u> 以上 <u>9割</u> 未満の場合	<u>2,652単位</u>
(3) 就労定着率が <u>7割</u> 以上 <u>8割</u> 未満の場合	<u>2,130単位</u>
(4) 就労定着率が <u>5割</u> 以上 <u>7割</u> 未満の場合	<u>1,607単位</u>
(5) 就労定着率が <u>3割</u> 以上 <u>5割</u> 未満の場合	<u>1,366単位</u>
(6) 就労定着率が <u>1割</u> 以上 <u>3割</u> 未満の場合	<u>1,206単位</u>
(7) 就労定着率が <u>1割</u> 未満の場合	<u>1,045単位</u>

ロ 利用者数が21人以上40人以下

(1) 就労定着率が <u>9割</u> 以上の場合	<u>2,572単位</u>
(2) 就労定着率が <u>8割</u> 以上 <u>9割</u> 未満の場合	<u>2,122単位</u>
(3) 就労定着率が <u>7割</u> 以上 <u>8割</u> 未満の場合	<u>1,704単位</u>

(4) 就労定着率が <u>7割以上8割未満</u> の場合	<u>1,741単位</u>
(5) 就労定着率が <u>5割以上7割未満</u> の場合	<u>1,314単位</u>
(6) 就労定着率が <u>3割以上5割未満</u> の場合	<u>1,117単位</u>
(7) 就労定着率が <u>3割未満</u> の場合	<u>837単位</u>

ハ 利用者数が41人以上

(1) 就労定着率が <u>9割5分以上</u> の場合	<u>2,587単位</u>
(2) 就労定着率が <u>9割以上9割5分未満</u> の場合	<u>2,463単位</u>
(3) 就労定着率が <u>8割以上9割未満</u> の場合	<u>2,032単位</u>
(4) 就労定着率が <u>7割以上8割未満</u> の場合	<u>1,632単位</u>
(5) 就労定着率が <u>5割以上7割未満</u> の場合	<u>1,232単位</u>
(6) 就労定着率が <u>3割以上5割未満</u> の場合	<u>1,047単位</u>
(7) 就労定着率が <u>3割未満</u> の場合	<u>785単位</u>

注1 イからハマまでについては、就労に向けた支援として指定生活介護等、指定自立訓練（機能訓練）等、指定自立訓練（生活訓練）等、指定就労移行支援等、指定就労継続支援A型等若しくは指定就労継続支援B型等（以下この1及び3において「生活介護等」という。）又は基準該当生活介護、基準該当自立訓練（機能訓練）、基準該当自立訓練（生活訓練）若しくは基準該当就労継続支援B型を受けて通常の事業所に新たに雇用され、就労を継続している期間が6月に達した障害者に対して、当該通常の事業所での就労の継続を図るため、指定就労定着支援（指定障害福祉サービス基準第206条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

2 イからハマまでについては、指定就労定着支援事業所（指定障害福祉サービス基準第206条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業所をいう。以下同じ。）において、指定就労定着支援を行った場合に、都道府県知事に届け出た利用者数（当該指定就労定着支援を行った日の属する年度の前年度における各月の利用者数の合計を12

(4) 就労定着率が <u>5割以上7割未満</u> の場合	<u>1,286単位</u>
(5) 就労定着率が <u>3割以上5割未満</u> の場合	<u>1,093単位</u>
(6) 就労定着率が <u>1割以上3割未満</u> の場合	<u>964単位</u>
(7) 就労定着率が <u>1割未満</u> の場合	<u>836単位</u>

ハ 利用者数が41人以上

(1) 就労定着率が <u>9割以上</u> の場合	<u>2,411単位</u>
(2) 就労定着率が <u>8割以上9割未満</u> の場合	<u>1,989単位</u>
(3) 就労定着率が <u>7割以上8割未満</u> の場合	<u>1,597単位</u>
(4) 就労定着率が <u>5割以上7割未満</u> の場合	<u>1,206単位</u>
(5) 就労定着率が <u>3割以上5割未満</u> の場合	<u>1,025単位</u>
(6) 就労定着率が <u>1割以上3割未満</u> の場合	<u>904単位</u>
(7) 就労定着率が <u>1割未満</u> の場合	<u>784単位</u>

注1 イからハマまでについては、就労に向けた支援として指定生活介護等若しくは基準該当生活介護、指定自立訓練（機能訓練）等若しくは基準該当自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）等若しくは基準該当自立訓練（生活訓練）、指定就労移行支援等、指定就労継続支援A型等又は指定就労継続支援B型等若しくは基準該当就労継続支援B型（以下この1において「生活介護等」という。）を受けて通常の事業所に新たに雇用され、就労を継続している期間が6月に達した障害者に対して、当該通常の事業所での就労の継続を図るため、指定就労定着支援（指定障害福祉サービス基準第206条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

2 イからハマまでについては、指定就労定着支援事業所（指定障害福祉サービス基準第206条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業所をいう。以下同じ。）において、指定就労定着支援を行った場合に、都道府県知事に届け出た指定就労定着支援のあった日の属する年度の利用者数及び就労定着率（指定就労定着支援のあった日の

で除して得た数をいう。以下この1において同じ。)及び就労定着率(当該指定就労定着支援を行った日の属する年度の前年度の末日において指定就労定着支援を受けている利用者と当該前年度の末日から起算して過去3年間において就労定着支援を受けた者のうち通常の事業所での就労を継続しているものの合計数を、当該前年度の末日から起算して過去3年間において指定就労定着支援を受けた利用者の総数で除して得た率をいう。以下この第14の2において同じ。)に応じ、1月につき所定単位数を算定する。ただし、新規に指定を受けた日から6月未満の間は、当該指定就労定着支援事業所の利用者数は、指定を受けた日の属する月の前月の末日から起算して過去3年間において当該指定就労定着支援事業所において一体的に運営される生活介護等を受けて通常の事業所に新たに雇用され、就労を継続している期間が6月に達した者の総数に100分の70を乗じて得た数とし、新規に指定を受けた日から6月以上1年未満の間は、当該指定就労定着支援事業所の利用者数は、当該指定就労定着支援を行った月の末日から起算して過去6月間における各月の利用者数の合計を6で除して得た数とする。また、新規に指定を受けた日から1年間の指定就労定着支援事業所の就労定着率は、指定を受けた日の属する月の前月の末日から起算して過去3年間において当該指定就労定着支援事業所において一体的に運営される生活介護等を受けて通常の事業所に新たに雇用された者のうち、指定を受けた日の属する月の前月の末日において通常の事業所での就労を継続している者の総数を、指定を受けた日の属する月の前月の末日から起算して過去3年間において当該指定就労定着支援事業所において一体的に運営される生活介護等を利用して就労した者の合計数で除して得た率とする。

属する年度の前年度の末日において指定就労定着支援を受けている利用者と当該前年度の末日から起算して過去3年間において就労定着支援を受けた者のうち通常の事業所での就労を継続しているものの合計数を、当該前年度の末日から起算して過去3年間において指定就労定着支援を受けた利用者の総数で除して得た率をいう。以下この第14の2において同じ。)に応じ、1月につき所定単位数を算定する。ただし、新規に指定を受けた日から1年間は、当該指定就労定着支援事業所の就労定着率は、推定値による。

3・4 (略)

5 指定就労定着支援事業者が、指定就労定着支援を行った日の属する月において、指定障害福祉サービス基準第206条の8第1項の規定により新たに障害者を雇用した通常の事業所の事業主等との連絡調整及び連携を行うに当たり、利用者及び当該事業主等に対し、当該月における当該利用者に対する支援の内容を記載した報告書の提供を1回以上行わなかった場合は、就労定着支援サービス費は、算定しない。

6・7 (略)

2 定着支援連携促進加算 579単位

注 指定就労定着支援事業所が、関係機関（地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、医療機関その他当該指定就労定着支援事業所以外の事業所をいう。以下この注において同じ。）との連携を図るため、関係機関において障害者の就労支援に従事する者により構成される、利用者に係る就労定着支援計画に関する会議を開催し、関係機関との連絡調整を行った場合に、1月につき1回、かつ、1年につき4回を限度として、所定単位数を加算する。

3～6 (略)

第14の3 自立生活援助

1 自立生活援助サービス費

イ 自立生活援助サービス費(I)

(1) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満
1,558単位

(2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上
1,090単位

ロ 自立生活援助サービス費(II)

(1) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満
1,166単位

(2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上

3・4 (略)

5 指定就労定着支援事業者が、指定障害福祉サービス基準第206条の8第2項の規定による利用者との対面による支援を1月に1回以上行わないで指定就労定着支援を行った場合は、就労定着支援サービス費は、算定しない。

6・7 (略)

2 企業連携等調整特別加算 240単位

注 指定就労定着支援事業所において、指定就労定着支援を行った場合に、当該指定就労定着支援の利用を開始した日から起算して1年間に限り、1月につき所定単位数を加算する。

3～6 (略)

第14の3 自立生活援助

1 自立生活援助サービス費

イ 自立生活援助サービス費(I)

(1) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満
1,556単位

(2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上
1,089単位

ロ 自立生活援助サービス費(II)

(1) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満
1,165単位

(2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上

817単位

注1 イについては、規則第6条の11の2において定める法第5条第20項に規定する厚生労働省令で定めるもの、指定宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所、第15の1の4の注1に規定する指定共同生活援助等を行う住居若しくは法第5条第28項に規定する福祉ホームに入所等をしてきた障害者であって、退所等をしてから1年以内のもの又は同居家族の死亡若しくはこれに準ずると市町村が認める事情により単身での生活を開始した日から1年以内のものに対して、指定自立生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準第206条の14第1項に規定する指定自立生活援助事業所をいう。以下同じ。）の従業者が、指定自立生活援助（指定障害福祉サービス基準第206条の13に規定する指定自立生活援助をいう。以下同じ。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

2 (略)

3 イの(1)については、指定自立生活援助事業所の利用者の数を指定障害福祉サービス基準第206条の14第1項第1号の規定により当該指定自立生活援助事業所に置くべき地域生活支援員（以下「地域生活支援員」という。）の員数（サービス管理責任者を兼務する地域生活支援員については、1人につき地域生活支援員0.5人とみなして算定する。注4から注6までにおいて同じ。）で除して得た数が30未満として都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、注1に該当する者に対して、指定自立生活援助を行った場合に、1月につき所定単位数を算定する。

4～9 (略)

2 (略)

3 ピアサポート体制加算 100単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして

816単位

注1 イについては、規則第6条の11の2において定める法第5条第20項に規定する厚生労働省令で定めるもの又は指定宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所、第15の1の4の注1に規定する指定共同生活援助等を行う住居若しくは法第5条第28項に規定する福祉ホームに入所等をしてきた障害者であって退所等をしてから1年以内のものに対して、指定自立生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準第206条の14第1項に規定する指定自立生活援助事業所をいう。以下同じ。）の従業者が、指定自立生活援助（指定障害福祉サービス基準第206条の13に規定する指定自立生活援助をいう。以下同じ。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

2 (略)

3 イの(1)については、指定自立生活援助事業所の利用者の数を指定障害福祉サービス基準第206条の14第1項第1号の規定により当該指定自立生活援助事業所に置くべき地域生活支援員（以下「地域生活支援員」という。）の員数で除して得た数が30未満として都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、注1に該当する者に対して、指定自立生活援助を行った場合に、1月につき所定単位数を算定する。

4～9 (略)

2 (略)

(新設)

都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、指定自立生活援助を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

4 (略)

5 同行支援加算

イ 外出を伴う支援が1月に1回又は2回の場合 500単位

ロ 外出を伴う支援が1月に3回の場合 750単位

ハ 外出を伴う支援が1月に4回以上の場合 1,000単位

注 指定自立生活援助事業所の従業者が、利用者に対して、外出を伴う支援を行うに当たり、当該利用者に同行し必要な情報提供又は助言等を行った場合に、外出を伴う支援の回数に応じ、1月につき所定単位数を加算する。

6 緊急時支援加算

イ 緊急時支援加算(I) 711単位

ロ 緊急時支援加算(II) 94単位

注1 イについては、指定自立生活援助事業者が、利用者に対して、当該利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜に速やかに当該利用者の居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 イの緊急時支援加算(I)が算定されている指定自立生活援助事業所が、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算する。

3 ロについては、指定自立生活援助事業者が、利用者に対して、当該利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜に電話による相談援助を行った場合に、1日につ

3 (略)

4 同行支援加算

500単位

(新設)

(新設)

(新設)

注 指定自立生活援助事業所の従業者が、利用者に対して、外出を伴う支援を行うに当たり、当該利用者に同行し必要な情報提供又は助言等を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

(新設)

き所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの緊急時支援加算(1)を算定している場合は、加算しない。

7 (略)

8 日常生活支援情報提供加算 100単位

注 指定自立生活援助事業所の利用者のうち、精神科病院等に通院する者について、当該利用者の自立した日常生活を維持するために必要と認められる場合において、当該指定自立生活援助事業所の従業者が、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該精神科病院等の職員に対して、当該利用者の心身の状況、生活環境等の当該利用者の自立した日常生活の維持に必要な情報を提供した場合に、当該利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。

9 居住支援連携体制加算 35単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、住宅確保要配慮者居住支援法人（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人をいう。以下同じ。）又は同法第51条第1項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会に対して、1月に1回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合に、1月につき所定単位数を加算する。

10 地域居住支援体制強化推進加算 500単位

注 指定自立生活援助事業所の従業者が、当該指定自立生活援助事業所の利用者の同意を得て、当該利用者に対して、住宅確保要配慮者居住支援法人と共同して、居宅における生活上必要な説明及び指導を行った上で、協議会（法第89条の3第1項に規定する協議会をいう。）又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年

5 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

厚生労働省告示第116号)別表第一の八に規定する保健、医療及び福祉関係者による協議の場をいう。)に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に、当該指定自立生活援助事業所において、当該利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。

第15 共同生活援助

1 共同生活援助サービス費(1日につき)

イ 共同生活援助サービス費(I)

(1) 区分6	<u>667単位</u>
(2) 区分5	<u>552単位</u>
(3) 区分4	<u>471単位</u>
(4) 区分3	<u>381単位</u>
(5) 区分2	<u>292単位</u>
(6) 区分1以下	<u>243単位</u>

ロ 共同生活援助サービス費(II)

(1) 区分6	<u>616単位</u>
(2) 区分5	<u>500単位</u>
(3) 区分4	<u>421単位</u>
(4) 区分3	<u>331単位</u>
(5) 区分2	<u>243単位</u>
(6) 区分1以下	<u>198単位</u>

ハ 共同生活援助サービス費(III)

(1) 区分6	<u>583単位</u>
(2) 区分5	<u>467単位</u>
(3) 区分4	<u>387単位</u>
(4) 区分3	<u>298単位</u>
(5) 区分2	<u>209単位</u>
(6) 区分1以下	<u>170単位</u>

ニ 共同生活援助サービス費(IV)

(1) 区分6	<u>697単位</u>
---------	--------------

第15 共同生活援助

1 共同生活援助サービス費(1日につき)

イ 共同生活援助サービス費(I)

(1) 区分6	<u>666単位</u>
(2) 区分5	<u>551単位</u>
(3) 区分4	<u>470単位</u>
(4) 区分3	<u>384単位</u>
(5) 区分2	<u>294単位</u>
(6) 区分1以下	<u>244単位</u>

ロ 共同生活援助サービス費(II)

(1) 区分6	<u>615単位</u>
(2) 区分5	<u>499単位</u>
(3) 区分4	<u>420単位</u>
(4) 区分3	<u>333単位</u>
(5) 区分2	<u>244単位</u>
(6) 区分1以下	<u>199単位</u>

ハ 共同生活援助サービス費(III)

(1) 区分6	<u>582単位</u>
(2) 区分5	<u>466単位</u>
(3) 区分4	<u>386単位</u>
(4) 区分3	<u>300単位</u>
(5) 区分2	<u>210単位</u>
(6) 区分1以下	<u>171単位</u>

ニ 共同生活援助サービス費(IV)

(1) 区分6	<u>696単位</u>
---------	--------------

(2) 区分 5	<u>582単位</u>
(3) 区分 4	<u>501単位</u>
(4) 区分 3	<u>411単位</u>
(5) 区分 2	<u>322単位</u>
(6) 区分 1 以下	<u>272単位</u>

注 1 (略)

2 イについては、指定障害福祉サービス基準第208条第1項第1号に掲げる世話人（注3において「世話人」という。）が、常勤換算方法で、利用者の数を4で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所（同項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。）において、指定共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

3・4 (略)

5 令和6年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合にあっては、イからハまでにかかわらず、次の(1)から(3)までの場合に応じ、それぞれ1日につき所定単位数を算定する。

(1) 注2に規定する指定共同生活援助事業所の場合

（一）区分 6	<u>444単位</u>
（二）区分 5	<u>398単位</u>
（三）区分 4	<u>364単位</u>

(2) 注3に規定する指定共同生活援助事業所の場合

（一）区分 6	<u>393単位</u>
（二）区分 5	<u>346単位</u>
（三）区分 4	<u>314単位</u>

(3) 注4に規定する指定共同生活援助事業所の場合

（一）区分 6	<u>359単位</u>
---------	--------------

(2) 区分 5	<u>581単位</u>
(3) 区分 4	<u>500単位</u>
(4) 区分 3	<u>414単位</u>
(5) 区分 2	<u>324単位</u>
(6) 区分 1 以下	<u>274単位</u>

注 1 (略)

2 イについては、指定障害福祉サービス基準第208条第1項第1号に掲げる世話人（注3において「世話人」という。）が、常勤換算方法で、利用者の数を4で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

3・4 (略)

5 平成33年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合にあっては、イからハまでにかかわらず、次の(1)から(3)までの場合に応じ、それぞれ1日につき所定単位数を算定する。

(1) 注2に規定する指定共同生活援助事業所の場合

（一）区分 6	<u>443単位</u>
（二）区分 5	<u>397単位</u>
（三）区分 4	<u>363単位</u>

(2) 注3に規定する指定共同生活援助事業所の場合

（一）区分 6	<u>392単位</u>
（二）区分 5	<u>345単位</u>
（三）区分 4	<u>313単位</u>

(3) 注4に規定する指定共同生活援助事業所の場合

（一）区分 6	<u>358単位</u>
---------	--------------

(二) 区分5	<u>313単位</u>
(三) 区分4	<u>281単位</u>
6・7 (略)	
8 指定障害福祉サービス基準第213条において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。 <u>ただし、令和5年3月31日までの間は、指定障害福祉サービス基準第213条において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第3項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。</u>	
9 (略)	
1の2 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(1日につき)	
イ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(I)	
(1) 区分6	<u>1,105単位</u>
(2) 区分5	<u>989単位</u>
(3) 区分4	<u>907単位</u>
(4) 区分3	<u>650単位</u>
ロ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(II)	
(1) 区分6	<u>1,021単位</u>
(2) 区分5	<u>904単位</u>
(3) 区分4	<u>822単位</u>
(4) 区分3	<u>574単位</u>
ハ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(III)	
(1) 区分6	<u>969単位</u>
(2) 区分5	<u>852単位</u>
(3) 区分4	<u>770単位</u>
(4) 区分3	<u>528単位</u>
ニ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(IV)	
(1) 区分6	<u>1,135単位</u>

(二) 区分5	<u>312単位</u>
(三) 区分4	<u>280単位</u>
6・7 (略)	
8 指定障害福祉サービス基準第213条において準用する指定障害福祉サービス基準第73条第2項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。	
9 (略)	
1の2 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(1日につき)	
イ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(I)	
(1) 区分6	<u>1,104単位</u>
(2) 区分5	<u>988単位</u>
(3) 区分4	<u>906単位</u>
(4) 区分3	<u>721単位</u>
ロ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(II)	
(1) 区分6	<u>1,020単位</u>
(2) 区分5	<u>903単位</u>
(3) 区分4	<u>821単位</u>
(4) 区分3	<u>637単位</u>
ハ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(III)	
(1) 区分6	<u>968単位</u>
(2) 区分5	<u>851単位</u>
(3) 区分4	<u>769単位</u>
(4) 区分3	<u>585単位</u>
ニ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(IV)	
(1) 区分6	<u>1,134単位</u>

- (2) 区分 5 1,019単位
- (3) 区分 4 937単位
- (4) 区分 3 677単位

注 1 (略)

2 イについては、指定障害福祉サービス基準第213条の4第1項第1号に規定する世話人（注3において「世話人」という。）が、常勤換算方法で、利用者の数を3で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所（同項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。）において、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

3・4 (略)

5 日中を共同生活住居（指定障害福祉サービス基準第213条の3に規定する共同生活住居をいう。以下この1の2において同じ。）以外の場所で過ごす利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合は、所定単位数に代えて、次の(1)から(3)までの場合に応じ、それぞれ1日につき次に掲げる単位数を算定する。ただし、注7に規定する単位数を算定している場合は、算定しない。

(1) 注2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合

- (一) 区分 6 910単位
- (二) 区分 5 793単位
- (三) 区分 4 712単位
- (四) 区分 3 563単位
- (五) 区分 2 414単位
- (六) 区分 1 以下 360単位

(2) 注3に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合

- (2) 区分 5 1,018単位
- (3) 区分 4 936単位
- (4) 区分 3 751単位

注 1 (略)

2 イについては、指定障害福祉サービス基準第213条の4第1項第1号に規定する世話人（注3において「世話人」という。）が、常勤換算方法で、利用者の数を3で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

3・4 (略)

5 日中を共同生活住居（指定障害福祉サービス基準第213条の3に規定する共同生活住居をいう。以下この1の2において同じ。）以外の場所で過ごす利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合は、所定単位数に代えて、次の(1)から(3)までの場合に応じ、それぞれ1日につき次に掲げる単位数を算定する。ただし、注7に規定する単位数を算定している場合は、算定しない。

(1) 注2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合

- (一) 区分 6 909単位
- (二) 区分 5 792単位
- (三) 区分 4 711単位
- (四) 区分 3 624単位
- (五) 区分 2 459単位
- (六) 区分 1 以下 399単位

(2) 注3に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合

助事業所の場合

(一) 区分6	<u>826単位</u>
(二) 区分5	<u>709単位</u>
(三) 区分4	<u>627単位</u>
(四) 区分3	<u>486単位</u>
(五) 区分2	<u>337単位</u>
(六) 区分1以下	<u>292単位</u>

(3) 注4に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合

(一) 区分6	<u>774単位</u>
(二) 区分5	<u>657単位</u>
(三) 区分4	<u>575単位</u>
(四) 区分3	<u>440単位</u>
(五) 区分2	<u>292単位</u>
(六) 区分1以下	<u>252単位</u>

6 令和6年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合は、所定単位数に代えて、次の(1)から(3)までの場合に応じ、それぞれ1日につき次に掲げる単位数を算定する。

(1) 注2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合

(一) 区分6	<u>698単位</u>
(二) 区分5	<u>651単位</u>
(三) 区分4	<u>617単位</u>

(2) 注3に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合

(一) 区分6	<u>612単位</u>
(二) 区分5	<u>566単位</u>
(三) 区分4	<u>533単位</u>

助事業所の場合

(一) 区分6	<u>825単位</u>
(二) 区分5	<u>708単位</u>
(三) 区分4	<u>626単位</u>
(四) 区分3	<u>539単位</u>
(五) 区分2	<u>373単位</u>
(六) 区分1以下	<u>323単位</u>

(3) 注4に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合

(一) 区分6	<u>773単位</u>
(二) 区分5	<u>656単位</u>
(三) 区分4	<u>574単位</u>
(四) 区分3	<u>488単位</u>
(五) 区分2	<u>323単位</u>
(六) 区分1以下	<u>279単位</u>

6 平成33年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合は、所定単位数に代えて、次の(1)から(3)までの場合に応じ、それぞれ1日につき次に掲げる単位数を算定する。

(1) 注2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合

(一) 区分6	<u>697単位</u>
(二) 区分5	<u>650単位</u>
(三) 区分4	<u>616単位</u>

(2) 注3に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合

(一) 区分6	<u>611単位</u>
(二) 区分5	<u>565単位</u>
(三) 区分4	<u>532単位</u>

(3) 注4に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合

- (一) 区分6 561単位
- (二) 区分5 515単位
- (三) 区分4 482単位

7 令和6年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者であって、日中を共同生活住居以外の場所で過ごす者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合は、所定単位数に代えて、次の(1)から(3)までの場合に応じ、それぞれ1日につき、次に掲げる単位数を算定する。

(1) 注2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合

- (一) 区分6 605単位
- (二) 区分5 558単位
- (三) 区分4 525単位

(2) 注3に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合

- (一) 区分6 520単位
- (二) 区分5 474単位
- (三) 区分4 440単位

(3) 注4に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合

- (一) 区分6 469単位
- (二) 区分5 422単位
- (三) 区分4 389単位

8 (略)

9 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、一時的に体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助の利用が必要と認められる者であって、日中を当該共

(3) 注4に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合

- (一) 区分6 560単位
- (二) 区分5 514単位
- (三) 区分4 481単位

7 平成33年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者であって、日中を共同生活住居以外の場所で過ごす者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合は、所定単位数に代えて、次の(1)から(3)までの場合に応じ、それぞれ1日につき、次に掲げる単位数を算定する。

(1) 注2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合

- (一) 区分6 604単位
- (二) 区分5 557単位
- (三) 区分4 524単位

(2) 注3に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合

- (一) 区分6 519単位
- (二) 区分5 473単位
- (三) 区分4 439単位

(3) 注4に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合

- (一) 区分6 468単位
- (二) 区分5 421単位
- (三) 区分4 388単位

8 (略)

9 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、一時的に体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助の利用が必要と認められる者であって、日中を当該共

同生活住居以外の場所で過ごすものに対し、日中サービス支援型指定共同生活援助（1回当たり連続30日以内のものに限る。）を提供した場合に、障害支援区分に応じ、年50日以内に限り、1日につき所定単位数を算定する。

(1) 区分6	<u>940単位</u>
(2) 区分5	<u>824単位</u>
(3) 区分4	<u>742単位</u>
(4) 区分3	<u>590単位</u>
(5) 区分2	<u>441単位</u>
(6) 区分1以下	<u>387単位</u>

10 (略)

11 指定障害福祉サービス基準第213条の11において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、指定障害福祉サービス基準第213条の11において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第3項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

12 (略)

1の2の2 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（1日につき）

イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(I)	<u>243単位</u>
ロ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(II)	<u>198単位</u>
ハ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(III)	<u>170単位</u>
ニ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(IV)	114単位
ホ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(V)	<u>272単位</u>

注1 イからホまでについては、障害者（身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したこ

同生活住居以外の場所で過ごすものに対し、日中サービス支援型指定共同生活援助（1回当たり連続30日以内のものに限る。）を提供した場合に、障害支援区分に応じ、年50日以内に限り、1日につき所定単位数を算定する。

(1) 区分6	<u>939単位</u>
(2) 区分5	<u>823単位</u>
(3) 区分4	<u>741単位</u>
(4) 区分3	<u>654単位</u>
(5) 区分2	<u>489単位</u>
(6) 区分1以下	<u>429単位</u>

10 (略)

11 指定障害福祉サービス基準第213条の11において準用する指定障害福祉サービス基準第73条第2項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

12 (略)

1の2の2 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（1日につき）

イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(I)	<u>244単位</u>
ロ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(II)	<u>199単位</u>
ハ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(III)	<u>171単位</u>
ニ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(IV)	114単位
ホ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(V)	<u>274単位</u>

注1 イからホまでについては、障害者（身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したこ

とがある者に限り、地域移行支援型ホームにおける外部サービス利用型指定共同生活援助（指定障害福祉サービス基準第213条の12に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助をいう。以下同じ。）の利用者にあつては、当該地域移行支援型ホームにおいて外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者が外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を開始した日において精神科病院に1年以上入院している精神障害者に限る。）に対して、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準第213条の14第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。）において、基本サービス（指定障害福祉サービス基準第213条の12に規定する基本サービスをいう。以下同じ。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

2～7 （略）

8 指定障害福祉サービス基準第213条の22において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、指定障害福祉サービス基準第213条の22において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第3項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

9 （略）

1の3 受託居宅介護サービス費

- イ 所要時間15分未満の場合 96単位
- ロ 所要時間15分以上30分未満の場合 193単位
- ハ 所要時間30分以上1時間30分未満の場合 262単位に所要時間30分から計算して所要時間が15分を増すごとに87単位を加算した単位数
- ニ 所要時間1時間30分以上の場合 561単位に所要時間1時

とがある者に限り、地域移行支援型ホームにおける外部サービス利用型指定共同生活援助（指定障害福祉サービス基準第213条の12に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助をいう。以下同じ。）の利用者にあつては、当該地域移行支援型ホームにおいて外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者が外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を開始した日において精神科病院に1年以上入院している精神障害者に限る。）に対して、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、基本サービス（指定障害福祉サービス基準第213条の12に規定する基本サービスをいう。以下同じ。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

2～7 （略）

8 指定障害福祉サービス基準第213条の22において準用する指定障害福祉サービス基準第73条第2項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

9 （略）

1の3 受託居宅介護サービス費

- イ 所要時間15分未満の場合 95単位
- ロ 所要時間15分以上30分未満の場合 192単位
- ハ 所要時間30分以上1時間30分未満の場合 261単位に所要時間30分から計算して所要時間が15分を増すごとに86単位を加算した単位数
- ニ 所要時間1時間30分以上の場合 559単位に所要時間1時

間30分から計算して所要時間が15分を増すごとに37単位を加算した単位数

注 (略)

1の4～1の4の3 (略)

1の5 夜間支援等体制加算

イ 夜間支援等体制加算(I)

(1) 夜間及び深夜の時間帯において、世話人又は生活支援員等が支援を行う利用者（以下この1の5において「夜間支援対象利用者」という。）が2人以下

(一) 区分4以上 672単位

(二) 区分3 560単位

(三) 区分2以下 448単位

(2) 夜間支援対象利用者が3人

(一) 区分4以上 448単位

(二) 区分3 373単位

(三) 区分2以下 299単位

(3) 夜間支援対象利用者が4人

(一) 区分4以上 336単位

(二) 区分3 280単位

(三) 区分2以下 224単位

(4) 夜間支援対象利用者が5人

(一) 区分4以上 269単位

(二) 区分3 224単位

(三) 区分2以下 179単位

(5) 夜間支援対象利用者が6人

(一) 区分4以上 224単位

(二) 区分3 187単位

(三) 区分2以下 149単位

(6) 夜間支援対象利用者が7人

(一) 区分4以上 192単位

(二) 区分3 160単位

間30分から計算して所要時間が15分を増すごとに36単位を加算した単位数

注 (略)

1の4～1の4の3 (略)

1の5 夜間支援等体制加算

イ 夜間支援等体制加算(I)

(1) 夜間及び深夜の時間帯において、世話人又は生活支援員等が支援を行う利用者（以下この1の5において「夜間支援対象利用者」という。）が2人以下 672単位

(新設)

(新設)

(新設)

(2) 夜間支援対象利用者が3人 448単位

(新設)

(新設)

(新設)

(3) 夜間支援対象利用者が4人 336単位

(新設)

(新設)

(新設)

(4) 夜間支援対象利用者が5人 269単位

(新設)

(新設)

(新設)

(5) 夜間支援対象利用者が6人 224単位

(新設)

(新設)

(新設)

(6) 夜間支援対象利用者が7人 192単位

(新設)

(新設)

(三) <u>区分 2 以下</u>	<u>128単位</u>	(新設)	
(7) <u>夜間支援対象利用者が 8 人</u>		(7) <u>夜間支援対象利用者が 8 人以上10人以下</u>	<u>149単位</u>
(一) <u>区分 4 以上</u>	<u>168単位</u>	(新設)	
(二) <u>区分 3</u>	<u>140単位</u>	(新設)	
(三) <u>区分 2 以下</u>	<u>112単位</u>	(新設)	
(8) <u>夜間支援対象利用者が 9 人</u>		(新設)	
(一) <u>区分 4 以上</u>	<u>149単位</u>		
(二) <u>区分 3</u>	<u>124単位</u>		
(三) <u>区分 2 以下</u>	<u>99単位</u>		
(9) <u>夜間支援対象利用者が 10 人</u>		(新設)	
(一) <u>区分 4 以上</u>	<u>135単位</u>		
(二) <u>区分 3</u>	<u>113単位</u>		
(三) <u>区分 2 以下</u>	<u>90単位</u>		
(10) <u>夜間支援対象利用者が 11 人</u>		(8) <u>夜間支援対象利用者が 11人以上13人以下</u>	<u>112単位</u>
(一) <u>区分 4 以上</u>	<u>122単位</u>	(新設)	
(二) <u>区分 3</u>	<u>102単位</u>	(新設)	
(三) <u>区分 2 以下</u>	<u>81単位</u>	(新設)	
(11) <u>夜間支援対象利用者が 12 人</u>		(新設)	
(一) <u>区分 4 以上</u>	<u>112単位</u>		
(二) <u>区分 3</u>	<u>93単位</u>		
(三) <u>区分 2 以下</u>	<u>75単位</u>		
(12) <u>夜間支援対象利用者が 13 人</u>		(新設)	
(一) <u>区分 4 以上</u>	<u>103単位</u>		
(二) <u>区分 3</u>	<u>86単位</u>		
(三) <u>区分 2 以下</u>	<u>69単位</u>		
(13) <u>夜間支援対象利用者が 14 人</u>		(9) <u>夜間支援対象利用者が 14人以上16人以下</u>	<u>90単位</u>
(一) <u>区分 4 以上</u>	<u>96単位</u>	(新設)	
(二) <u>区分 3</u>	<u>80単位</u>	(新設)	
(三) <u>区分 2 以下</u>	<u>64単位</u>	(新設)	
(14) <u>夜間支援対象利用者が 15 人</u>		(新設)	
(一) <u>区分 4 以上</u>	<u>90単位</u>		

(二) <u>区分3</u>	<u>75単位</u>		
(三) <u>区分2以下</u>	<u>60単位</u>		
(15) <u>夜間支援対象利用者が16人</u>		(新設)	
(一) <u>区分4以上</u>	<u>84単位</u>		
(二) <u>区分3</u>	<u>70単位</u>		
(三) <u>区分2以下</u>	<u>56単位</u>		
(16) <u>夜間支援対象利用者が17人</u>		(10) <u>夜間支援対象利用者が17人以上20人以下</u>	<u>75単位</u>
(一) <u>区分4以上</u>	<u>79単位</u>	(新設)	
(二) <u>区分3</u>	<u>66単位</u>	(新設)	
(三) <u>区分2以下</u>	<u>53単位</u>	(新設)	
(17) <u>夜間支援対象利用者が18人</u>		(新設)	
(一) <u>区分4以上</u>	<u>75単位</u>		
(二) <u>区分3</u>	<u>63単位</u>		
(三) <u>区分2以下</u>	<u>50単位</u>		
(18) <u>夜間支援対象利用者が19人</u>		(新設)	
(一) <u>区分4以上</u>	<u>71単位</u>		
(二) <u>区分3</u>	<u>59単位</u>		
(三) <u>区分2以下</u>	<u>47単位</u>		
(19) <u>夜間支援対象利用者が20人</u>		(新設)	
(一) <u>区分4以上</u>	<u>67単位</u>		
(二) <u>区分3</u>	<u>56単位</u>		
(三) <u>区分2以下</u>	<u>45単位</u>		
(20) <u>夜間支援対象利用者が21人（夜間支援対象利用者が同一の共同生活援助を行う住居（以下「共同生活住居」という。）に入居している場合に限る。）</u>		(11) <u>夜間支援対象利用者が21人以上30人以下（夜間支援対象利用者が同一の共同生活援助を行う住居（以下「共同生活住居」という。）に入居している場合に限る。）</u>	<u>54単位</u>
(一) <u>区分4以上</u>	<u>64単位</u>	(新設)	
(二) <u>区分3</u>	<u>53単位</u>	(新設)	
(三) <u>区分2以下</u>	<u>43単位</u>	(新設)	
(21) <u>夜間支援対象利用者が22人（夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。）</u>		(新設)	
(一) <u>区分4以上</u>	<u>61単位</u>		

	(二) <u>区分3</u>	<u>51単位</u>	
	(三) <u>区分2以下</u>	<u>41単位</u>	
(22)	<u>夜間支援対象利用者が23人（夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。）</u>		(新設)
	(一) <u>区分4以上</u>	<u>58単位</u>	
	(二) <u>区分3</u>	<u>48単位</u>	
	(三) <u>区分2以下</u>	<u>39単位</u>	
(23)	<u>夜間支援対象利用者が24人（夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。）</u>		(新設)
	(一) <u>区分4以上</u>	<u>56単位</u>	
	(二) <u>区分3</u>	<u>47単位</u>	
	(三) <u>区分2以下</u>	<u>37単位</u>	
(24)	<u>夜間支援対象利用者が25人（夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。）</u>		(新設)
	(一) <u>区分4以上</u>	<u>54単位</u>	
	(二) <u>区分3</u>	<u>45単位</u>	
	(三) <u>区分2以下</u>	<u>36単位</u>	
(25)	<u>夜間支援対象利用者が26人（夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。）</u>		(新設)
	(一) <u>区分4以上</u>	<u>51単位</u>	
	(二) <u>区分3</u>	<u>43単位</u>	
	(三) <u>区分2以下</u>	<u>34単位</u>	
(26)	<u>夜間支援対象利用者が27人（夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。）</u>		(新設)
	(一) <u>区分4以上</u>	<u>50単位</u>	
	(二) <u>区分3</u>	<u>42単位</u>	
	(三) <u>区分2以下</u>	<u>33単位</u>	
(27)	<u>夜間支援対象利用者が28人（夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。）</u>		(新設)
	(一) <u>区分4以上</u>	<u>48単位</u>	
	(二) <u>区分3</u>	<u>40単位</u>	

(三) <u>区分2以下</u>	<u>32単位</u>	
(28) <u>夜間支援対象利用者が29人（夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。）</u>		(新設)
(一) <u>区分4以上</u>	<u>46単位</u>	
(二) <u>区分3</u>	<u>38単位</u>	
(三) <u>区分2以下</u>	<u>31単位</u>	
(29) <u>夜間支援対象利用者が30人（夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。）</u>		(新設)
(一) <u>区分4以上</u>	<u>45単位</u>	
(二) <u>区分3</u>	<u>38単位</u>	
(三) <u>区分2以下</u>	<u>30単位</u>	
ロ 夜間支援等体制加算(Ⅱ)		ロ 夜間支援等体制加算(Ⅱ)
(1)～(4) (略)		(1)～(4) (略)
(5) <u>夜間支援対象利用者が8人</u>	<u>56単位</u>	(5) <u>夜間支援対象利用者が8人以上10人以下</u> <u>50単位</u>
(6) <u>夜間支援対象利用者が9人</u>	<u>50単位</u>	(新設)
(7) <u>夜間支援対象利用者が10人</u>	<u>45単位</u>	(新設)
(8) <u>夜間支援対象利用者が11人</u>	<u>40単位</u>	(6) <u>夜間支援対象利用者が11人以上13人以下</u> <u>37単位</u>
(9) <u>夜間支援対象利用者が12人</u>	<u>37単位</u>	(新設)
(10) <u>夜間支援対象利用者が13人</u>	<u>34単位</u>	(新設)
(11) <u>夜間支援対象利用者が14人</u>	<u>32単位</u>	(7) <u>夜間支援対象利用者が14人以上16人以下</u> <u>30単位</u>
(12) <u>夜間支援対象利用者が15人</u>	<u>30単位</u>	(新設)
(13) <u>夜間支援対象利用者が16人</u>	<u>28単位</u>	(新設)
(14) <u>夜間支援対象利用者が17人</u>	<u>26単位</u>	(8) <u>夜間支援対象利用者が17人以上20人以下</u> <u>25単位</u>
(15) <u>夜間支援対象利用者が18人</u>	<u>25単位</u>	(新設)
(16) <u>夜間支援対象利用者が19人</u>	<u>23単位</u>	(新設)
(17) <u>夜間支援対象利用者が20人</u>	<u>22単位</u>	(新設)
(18) <u>夜間支援対象利用者が21人（夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。）</u>	<u>21単位</u>	(9) <u>夜間支援対象利用者が21人以上30人以下（夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。）</u> <u>18単位</u>
(19) <u>夜間支援対象利用者が22人（夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。）</u>	<u>20単位</u>	(新設)

(20) <u>夜間支援対象利用者が23人（夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。）</u>	<u>19単位</u>	(新設)
(21) <u>夜間支援対象利用者が24人（夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。）</u>	<u>18単位</u>	(新設)
(22) <u>夜間支援対象利用者が25人（夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。）</u>	<u>18単位</u>	(新設)
(23) <u>夜間支援対象利用者が26人（夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。）</u>	<u>17単位</u>	(新設)
(24) <u>夜間支援対象利用者が27人（夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。）</u>	<u>16単位</u>	(新設)
(25) <u>夜間支援対象利用者が28人（夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。）</u>	<u>16単位</u>	(新設)
(26) <u>夜間支援対象利用者が29人（夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。）</u>	<u>15単位</u>	(新設)
(27) <u>夜間支援対象利用者が30人（夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。）</u>	<u>15単位</u>	(新設)

ハ (略)

ハ (略)

ニ 夜間支援等体制加算(Ⅳ)

(新設)

(1) <u>夜間支援対象利用者が15人以下</u>	<u>60単位</u>
(2) <u>夜間支援対象利用者が16人</u>	<u>56単位</u>
(3) <u>夜間支援対象利用者が17人</u>	<u>53単位</u>
(4) <u>夜間支援対象利用者が18人</u>	<u>50単位</u>
(5) <u>夜間支援対象利用者が19人</u>	<u>47単位</u>
(6) <u>夜間支援対象利用者が20人</u>	<u>45単位</u>
(7) <u>夜間支援対象利用者が21人</u>	<u>43単位</u>
(8) <u>夜間支援対象利用者が22人</u>	<u>41単位</u>
(9) <u>夜間支援対象利用者が23人</u>	<u>39単位</u>
(10) <u>夜間支援対象利用者が24人</u>	<u>37単位</u>
(11) <u>夜間支援対象利用者が25人</u>	<u>36単位</u>
(12) <u>夜間支援対象利用者が26人</u>	<u>34単位</u>
(13) <u>夜間支援対象利用者が27人</u>	<u>33単位</u>

<u>(14)</u> 夜間支援対象利用者が28人	<u>32単位</u>
<u>(15)</u> 夜間支援対象利用者が29人	<u>31単位</u>
<u>(16)</u> 夜間支援対象利用者が30人	<u>30単位</u>

ホ 夜間支援等体制加算(V)

(新設)

<u>(1)</u> 夜間支援対象利用者が15人以下	<u>30単位</u>
<u>(2)</u> 夜間支援対象利用者が16人	<u>28単位</u>
<u>(3)</u> 夜間支援対象利用者が17人	<u>26単位</u>
<u>(4)</u> 夜間支援対象利用者が18人	<u>25単位</u>
<u>(5)</u> 夜間支援対象利用者が19人	<u>23単位</u>
<u>(6)</u> 夜間支援対象利用者が20人	<u>22単位</u>
<u>(7)</u> 夜間支援対象利用者が21人	<u>21単位</u>
<u>(8)</u> 夜間支援対象利用者が22人	<u>20単位</u>
<u>(9)</u> 夜間支援対象利用者が23人	<u>19単位</u>
<u>(10)</u> 夜間支援対象利用者が24人	<u>18単位</u>
<u>(11)</u> 夜間支援対象利用者が25人	<u>18単位</u>
<u>(12)</u> 夜間支援対象利用者が26人	<u>17単位</u>
<u>(13)</u> 夜間支援対象利用者が27人	<u>16単位</u>
<u>(14)</u> 夜間支援対象利用者が28人	<u>16単位</u>
<u>(15)</u> 夜間支援対象利用者が29人	<u>15単位</u>
<u>(16)</u> 夜間支援対象利用者が30人	<u>15単位</u>

ハ 夜間支援等体制加算(VI)

(新設)

<u>(1)</u> 夜間支援対象利用者が15人以下	<u>30単位</u>
<u>(2)</u> 夜間支援対象利用者が16人	<u>28単位</u>
<u>(3)</u> 夜間支援対象利用者が17人	<u>26単位</u>
<u>(4)</u> 夜間支援対象利用者が18人	<u>25単位</u>
<u>(5)</u> 夜間支援対象利用者が19人	<u>23単位</u>
<u>(6)</u> 夜間支援対象利用者が20人	<u>22単位</u>
<u>(7)</u> 夜間支援対象利用者が21人	<u>21単位</u>
<u>(8)</u> 夜間支援対象利用者が22人	<u>20単位</u>
<u>(9)</u> 夜間支援対象利用者が23人	<u>19単位</u>
<u>(10)</u> 夜間支援対象利用者が24人	<u>18単位</u>

<u>(11) 夜間支援対象利用者が25人</u>	<u>18単位</u>
<u>(12) 夜間支援対象利用者が26人</u>	<u>17単位</u>
<u>(13) 夜間支援対象利用者が27人</u>	<u>16単位</u>
<u>(14) 夜間支援対象利用者が28人</u>	<u>16単位</u>
<u>(15) 夜間支援対象利用者が29人</u>	<u>15単位</u>
<u>(16) 夜間支援対象利用者が30人</u>	<u>15単位</u>

注 1 ～ 3 (略)

4 ニについては、イの夜間支援等体制加算(I)を算定している指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所であって、更に夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、共同生活住居（同加算の算定対象となる夜勤を行う夜間支援従事者を1名配置しているものに限る。注5及び注6において同じ。）を巡回させることにより、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

5 ホについては、イの夜間支援等体制加算(I)を算定している指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所であって、更に夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、共同生活住居を巡回させることにより、利用者に対して夜間及び深夜の一部の時間帯において必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、ニの夜間支援等体制加算(II)の

注 1 ～ 3 (略)

(新設)

(新設)

算定対象となる利用者については、加算しない。

6 へについては、イの夜間支援等体制加算(I)を算定している指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所であって、更に宿直を行う夜間支援従事者を配置し、共同生活住居を巡回させることにより、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、ニの夜間支援等体制加算(Ⅳ)又はホの夜間支援等体制加算(Ⅴ)の算定対象となる利用者については、加算しない。

1の5の2 (略)

1の6 重度障害者支援加算

イ 重度障害者支援加算(I) 360単位

ロ 重度障害者支援加算(Ⅱ) 180単位

注1 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、第8の1の注1に規定する利用者の支援の度合にある者（指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者を除く。）に対して指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、区分4以上に該当し、第8の1の

(新設)

1の5の2 (略)

1の6 重度障害者支援加算 360単位

(新設)

(新設)

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、第8の1の注1に規定する利用者の支援の度合にある者（指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者を除く。）に対して指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

(新設)

注 1 の(2)に規定する利用者の支援の度合にある者（指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者を除く。）に対して指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イの重度障害者支援加算(I)を算定している場合は、加算しない。

1 の 7 医療的ケア対応支援加算 120単位

注 指定障害福祉サービス基準に定める員数の従業者に加え、看護職員を常勤換算方法で1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者に対して指定共同生活援助等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の6のイの重度障害者支援加算(I)を算定している場合は、加算しない。

1 の 8 日中支援加算

イ 日中支援加算(I)

(1) 昼間の時間帯において、世話人又は生活支援員等が支援を行う利用者（以下この1の8において「日中支援対象利用者」という。）が1人の場合 539単位

(2) (略)

ロ (略)

注1・2 (略)

2～6の3 (略)

6 の 4 強度行動障害者体験利用加算 400単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、一時的に体験的な指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助の利用が必要と認められる者のうち、別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者に対し、

(新設)

1 の 7 日中支援加算

イ 日中支援加算(I)

(1) 昼間の時間帯において、世話人又は生活支援員等が支援を行う利用者（以下この1の7において「日中支援対象利用者」という。）が1人の場合 539単位

(2) (略)

ロ (略)

注1・2 (略)

2～6の3 (略)

(新設)

共同生活援助計画又は日中サービス支援型共同生活援助計画に基づき、指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の6の重度障害者支援加算を算定している場合は、加算しない。

7 医療連携体制加算

イ	医療連携体制加算(I)	32単位
ロ	医療連携体制加算(II)	63単位
ハ	医療連携体制加算(III)	125単位
ニ	医療連携体制加算(IV)	
	(1) 看護を受けた利用者が1人	800単位
	(2) 看護を受けた利用者が2人	500単位
	(3) 看護を受けた利用者が3人以上8人以下	400単位
ホ	医療連携体制加算(V)	500単位
ヘ	医療連携体制加算(VI)	100単位
ト	医療連携体制加算(VII)	39単位

注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の4の3の看護職員配置加算又は1の7の医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については、算定しない。

2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の4の3の看護職員配置加算又は1の7の医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については、

7 医療連携体制加算

イ	医療連携体制加算(I)	500単位
ロ	医療連携体制加算(II)	250単位
	(新設)	
	(新設)	
ハ	医療連携体制加算(III)	500単位
ニ	医療連携体制加算(IV)	100単位
ホ	医療連携体制加算(V)	39単位

注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の4の3の看護職員配置加算を算定している場合は、算定しない。

2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所等に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名を限度とし、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の4の3の看護職員配置加算を算定している場合は、算定しない。

算定しない。

3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の4の3の看護職員配置加算又は1の7の医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については、算定しない。

(新設)

4 ニについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所等に訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の4の3の看護職員配置加算若しくは1の7の医療的ケア対応支援加算又はイからハまでのいずれかを算定している利用者については、算定しない。

(新設)

5 ホについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の4の3の看護職員配置加算又は1の7の医療的ケア対応支援加算を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の4の3の看護職員配置加算を算定している場合は、算定しない。

6 ヘについては、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の7の医療的ケア対応支援加算又はイからニまでのいずれかを算定している利用者については、算定しない。

4 三については、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ又はロを算定している場合にあっては、算定しない。

7 トについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適

5 ホについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適

合するものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の4の3の看護職員配置加算又は1の7の医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については、算定しない。

8 (略)

9 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。10において同じ。）が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる区分に応じ、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(1)

(1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8まで（1の2、1の2の2、1の3及び1の5の2を除く。ロの(1)、ハの(1)、10のイの(1)及び10のロの(1)において同じ。）により算定した単位数の1000分の86に相当する単位数

(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から7まで（1の2の2、1の3、1の5及び1の8のイを除く。ロの(2)、ハの(2)、10のイの(2)及び10のロの(2)において同じ。）により算定した単位数の1000分の86に相当する単位数

(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2の2から8まで（1の5の2、1の6、6の3及

合するものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の4の3の看護職員配置加算を算定している場合は、算定しない。

8 (略)

9 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。10及び11において同じ。）が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる区分に応じ、平成33年3月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(1)

(1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8まで（1の2、1の2の2、1の3及び1の5の2を除く。ロの(1)、ハの(1)、10の(1)、11のイの(1)及び11のロの(1)において同じ。）により算定した単位数の1000分の74に相当する単位数

(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から7まで（1の2の2、1の3、1の5及び1の7のイを除く。ロの(2)、ハの(2)、10の(2)、11のイの(2)及び11のロの(2)において同じ。）により算定した単位数の1000分の74に相当する単位数

(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2の2から8まで（1の5の2、1の6及び6の3

び6の4を除く。ロの(3)、ハの(3)、10のイの(3)及び10のロの(3)において同じ。)により算定した単位数の1000分の150に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)

- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から7までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2の2から8までにより算定した単位数の1000分の110に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)

- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数
- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から7までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数
- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2の2から8までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数

(削る)

(削る)

(削る)

を除く。ロの(3)、ハの(3)、10の(3)、11のイの(3)及び11のロの(3)において同じ。)により算定した単位数の1000分の170に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)

- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8までにより算定した単位数の1000分の54に相当する単位数
- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から7までにより算定した単位数の1000分の54に相当する単位数
- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2の2から8までにより算定した単位数の1000分の124に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)

- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8までにより算定した単位数の1000分の30に相当する単位数
- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から7までにより算定した単位数の1000分の30に相当する単位数
- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2の2から8までにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) ハにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) ハにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

10 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算す

10 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I)

- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1 から 8 までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1 の 2 から 7 までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1 の 2 の 2 から 8 までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II)

- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1 から 8 までにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数
- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1 の 2 から 7 までにより算定した単位数の1000分の16に

る。ただし、9の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあつては、算定しない。

(1) 指定共同生活援助事業所の場合 1 から 8 までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1 の 2 から 7 までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1 の 2 の 2 から 8 までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

11 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I)

- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1 から 8 までにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数
- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1 の 2 から 7 までにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数
- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1 の 2 の 2 から 8 までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II)

- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1 から 8 までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数
- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1 の 2 から 7 までにより算定した単位数の1000分の15に

相当する単位数
(3) (略)

相当する単位数
(3) (略)